

平成 28 年 度

東峰村議会予算審査特別委員会会議録

開会：平成 28 年 3 月 9 日

閉会：平成 28 年 3 月 11 日

福岡県東峰村議会

平成28年度東峰村議会予算審査特別委員会

招集年月日 平成28年3月 9日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 平成28年3月 9日 13時30分
委員長 長澤 貞義
閉会日時及び宣告 平成28年3月11日 11時 6分
委員長 長澤 貞義

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	柳瀬 弘光	○	2番	伊藤 均	○
3番	梶原 光春	欠	4番	黒川 隆康	○
5番	高橋 弘展	○	6番	梶原 文明	○
7番	高倉 寛視	○	8番	佐々木 紀嘉	○
9番	長澤 貞義	○	10番	大蔵 久徳	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

9名

欠席議員

3番 梶原 光春

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	澁谷博昭	教育長	室井昭博
副村長	堺裕之	総務課長	梶原浩二
企画政策課長	泉高杉	住民税務課長	重石豊臣
農林観光課長	野寄和秀	保健福祉課長	小林純一
建設水道課長	日野正	教育課長	室井富美子
総務課長補佐	真田秀樹	総務課主査	古賀英彦
総務課主査	杉野秀行	企画政策課係長	梶原孝司
企画政策課主査	和田勲	企画政策課主任主事	森山敦史
住民税務課長補佐	伊藤勝枝	住民税務課係長	真田しのぶ
保健福祉課長補佐	室井英信	保健福祉課係長	国松直美
保健福祉課係長	岩橋俊典	保健福祉課係長	坂本浩志
保健福祉課主査	小島祥二	農林観光課長補佐	城辰也
農林観光課係長	前田光輝	農林観光課主査	泉健人
建設水道課係長	小野豊徳	建設水道課係長	樋口修一
教育課係長	室井紀代子	教育課主査	矢野正己

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	室井慶久		

村長提出議案の題目

議案第27号	平成28年度東峰村一般会計歳入歳出予算について
議案第28号	平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
議案第29号	平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
議案第30号	平成28年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について

議事日程

委員長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員

会議録署名議員は東峰村議会委員会条例第29条第1項による。 9番 長澤貞義議員
--

平成28年度 東峰村議会予算審査特別委員会議事日程

平成28年3月 9日開議

- 日程第 1 議案第19号 平成28年度東峰村一般会計歳入歳出予算について
- 日程第 2 議案第20号 平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 3 議案第21号 平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 5 議案第22号 平成28年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について

東峰村議会予算審査特別委員会会議録

平成28年3月 9日
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

開 会	
委員 長	ただ今から予算審査特別委員会を開催します。 (13時30分)
委員 長	予算審査特別委員会の委員長に推薦いただきました長澤です。 本委員会に付託を受けました案件は、いずれも重要な案件でございます。皆様方のご協力をよろしく申し上げます。 ただ今の出席委員数は、9名です。 定足数に達していますので、ただ今から予算審査特別委員会を開催します。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
日程第1	
委員 長	日程第1 議席番号の指定を行います。 議席番号は、本会議の議席番号とします。
日程第2	
議 長	日程第2 会期の決定を議題とします。 本予算審査特別委員会は、本日9日から11日の午後5時までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 よって、本特別委員会の会期は、本日9日から11日の午後5時までとすることに決定しました。
日程第3	
議 長	日程第3 議案第19号「平成28年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」 歳出について、総務課、企画政策課、保健福祉課、住民税務課、農林観光課、建設水道課、教育課、議会事務局の順に補足説明の後、歳入については、総務課長より補足説明を求めます。 まず、ページを述べてから補足説明をお願いします。 まず、総務課長に補足説明を求めます。 総務課長
総務課長	議案書100ページをお願いいたします。 議案第19号「平成28年度東峰村一般会計歳入歳出予算」 平成28年度東峰村一般会計歳入歳出予算は、別に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億9,866万6千円と定める。 第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。 第3条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。 第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。 平成28年3月7日提出、村長名でございます。 説明は、次に107ページをお願いしたいと思います。 107ページ、第2表の地方債でございます。 起債の目的、限度額の順に読み上げます。

臨時財政対策債につきましては、5,890万を限度額とするものです。

過疎対策事業債については、8,690万を限度額とし、総務債、土木債、教育債それぞれ限度額を定めるものでございます。

合併特例事業債については、農林業債を1億5,660万と定めるものです。

緊急防災・減災事業債では、消防債を3,160万と定め、合計で3億3,400万を起債の限度額とするものでございます。

次に、第3表の債務負担行為でございますが、廃棄物処理施設整備事業起債償還金、これは、甘木・朝倉・三井環境施設組合分でございます。

平成16年度より償還期間終了まで債務負担を起すものでございます。これは、平成29年度で終了するところでございます。限度額は5,377万4千円でございます。

次に、108ページをお願いいたします。

108ページでは、歳入につきまして、前年度との比較を一覧表にしております。

1款の村税から20款の株式等譲渡所得割交付金まで、歳入合計33億9,866万6千円とするもので、前年度比6億8,233万5千円、25.1%の増でございます。

次に、109ページでございます。

歳出ですが、1款の議会費より14款の予備費まで、歳出合計33億9,866万6千円とするもので、前年度比6億8,233万5千円、25.1%の増でございます。

次に、歳出の122ページをお願いいたします。

122ページより総務課の所管になります歳出について、補足説明を加えたいと思います。

まず、2款1項1目一般管理費でございますが、報酬の欄で、嘱託職員について、報酬が前年より増となっております。304万8千円増となっております。これは、嘱託職員1名の増と時間外手当の増でございます。

あくまでも前年の予算との比較ですので、ご注意願いたいと思います。

次に、3節の職員手当におきまして、一般職勤勉手当、これが0.15月の増となります。これは、26年度の人事院勧告による分が反映されているものでございます。

次に、123ページですが、7節で、臨時職員の賃金について、前年比191万円の増となっております。これは、臨時職員1名と代替臨時職員、調理に携わるものでございますが、その増がございまして、プラス191万円となっております。

次に、124ページをお願いいたします。

124ページで、3目の財政管理費が1,495万3千円、大きく減となっております。これは、27年度に計上しておりました公会計整備委託、公共施設等総合管理計画の委託業務の減によるものでございます。

次に、125ページでございます。

2款1項5目の財産管理費でございます。11節の需用費ですが、修繕料が52万4千円と、若干伸びております。

次に13節の委託料で、警備委託につきまして、前年比249万7千円の増となっております。これにつきましては、現在委託しております警備会社のほうが、労働基準監督署より指導を受けまして、夜間警備についてですね、深夜については、休憩時間とみなしていたようですが、休憩時間と取ることができないので、その時間についても報酬の支払いの対象にしないという、労働基準監督署より指導を受けているようでございます。

それに基づきまして、見積額が上がっております。それによりまして、249万7千円増となっております。

それから、4段目でございます電気保守点検、これについてが前年より若干下がっております。前年が143万ほどありましたが、60万ほど減となっております。これは、実績に合わせたものでございます。

また、昨年の決算の質問の折にですね、3年と長期契約等をやればいく割引があるということで、それについても調査しました結果、3年契約をすればですね、5%減になるという回答でございました。28年度の契約については、その方向でもっていくように進めておるところでございます。

次に、127ページをお願いいたします。

127ページ、14目でございます。電算事務費ですが、これが前年比1,262万7千円の減となっております。これについては、電算委託料につきまして、前年より944万円、大きく減となっております。

これについては、前回の説明でも申し上げましたが、Windows7への入れ替え等が終了したもので、純粹に電算の委託に係る経費が今年度より発生するものでございます。

次に、159ページをお願いしたいと思います。

159ページの9款1項2目の非常備消防費です。これにつきまして、前年比389万2千円と伸びがあるわけですが、まず、1節の消防団報酬、これは、機能別団員の報酬が63万円増となっております。

それから、次の160ページですが、160ページにはポンプ操法の関係で、まず、8節ポンプ操法指導員、選手に係る報償費、退職報償金については、前年より114万円増となっております。これは、10名の退団者を見込んでの計上でございます。

それから11節のポンプ操法経費、19節の操法出場助成、消防局朝倉支部の負担金も若干増えておりますが、そういったものがポンプ操法の関係で、今回増額となっております。

次に、175ページをお願いいたします。

175ページには、地方債の前々年における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書というものを付けております。

区分には、一般公共事業債から都道府県貸付金まであるわけですが、貸付金については0でございます。

左から4列目の当該年度中起債見込額、これにつきまして、3億3,400万を計上しております。

それから5列目には、当該年度中の償還見込額2億2,933万4千円を計上しております。

その結果、当該年度末現在高見込額として、最も右端の列になるわけですが、見込額として23億9,815万4千円となる見込みでございます。

次に、176ページでございますが、176ページからは、給与費明細書を付けております。これについてはですね、当初配布したのから差し替えをさせていただいております。差し替えになりました理由と申しますのが、177ページの本年度の職員数、これは48名だったんですが、診療所の医師をですね、カウントから漏れていたようでございます。

それから、179ページの平均給料月額、平均給与月額ともに、この部分の算定の計算の仕方に誤りがありましたので、そういった関係で、今回差し替えをさせていただいたところでございます。

	<p>それから181ページにつきまして、昇給の内訳に係る数字に若干誤りがありましたので、その部分も今回修正させていただいたところでございます。</p> <p>次に184ページをお願いいたします。</p> <p>184ページには市町村交付金、地方消費税交付金、社会保障財源化分ということですが、それが充てられます社会保障4経費、その他、社会保障施策に要する経費について、計上しておるものでございます。</p> <p>まず、歳入に市町村交付金、社会保障財源化分でございますが、1,850万円、これは歳入で申しますと、地方消費税交付金として交付されるものでございます。消費税が5%から8%にアップされた際に、その3%については、内訳を明示することとされておりますので、このページで明示しておるものでございます。</p> <p>以上で、総務課の補足説明を終了いたします。</p>
委員 長	<p>次に、企画政策課長に補足説明を求めます。</p> <p>企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>企画政策課所管の予算の補足説明をいたします。</p> <p>まず、125ページをお開きください。</p> <p>2款1項6目です。企画振興対策費ですね、これが337万5千円。比較として102万7千円の減額とございますが、この減額の要因といたしましては、行政ホームページの作成委託料の減によるものでございます。</p> <p>それと次のページ、126ページでございます。</p> <p>主なものでございますが、その中で19節の広域圏負担金というのがございます。124万7千円。これは、広域圏の負担金でございますけれども、市町村会館の維持管理がなくなりましたので、その分の減が約41万2千円ほどございます。</p> <p>それと次のページ、127ページでございます。</p> <p>11目地域交通対策費でございます。主なものでございますが、この中の19節負担金補助及び交付金の中で、杷木線補助費というのがございます。これが1,296万1千円でございますが、これは、路線バスの赤字補填分でございます。昨年と比較いたしまして33万7千円ほどの増額となっております。</p> <p>次のページでございます。128ページです。</p> <p>16目個性ある地域づくり事業費、前年比較として390万ほど増額となっております。この原因といたしましては、19節のコミュニティ助成事業500万ですね、この分のためです。</p> <p>内容といたしましては、岩屋祭りの実行委員会、及び宝珠山盆踊り実行委員会に対するコミュニティ事業、共に250万。宝くじ関連の事業でございます。</p> <p>その下、19目地域新エネルギー導入事業費443万2千円ほどの増額でございます。この原因といたしましては、13節の委託料ですね、490万。木質バイオマスボイラー導入可能性調査委託料ということですが、これは、木材チップの村内での供給の面と、またチップボイラー等の需要の面ですね、その可能性調査の委託料の増加でございます。県費の10分の10ということでございます。</p> <p>その下ですね、23目光地域情報通信費でございます。これは、456万3千円ほど増加をしておりますが、この要因といたしましては、15節の工事請負費324万、光ケーブル移設工事費でございますが、これは、岩屋地区の県道八女香春線の改良工事に係る移設費の事業費の増と18節の備品購入費345万8千円ですけれども、地デジ自主制御装置の交換に伴う備品購入費の増でございます。</p> <p>それから、13節の委託料の中の一つ下ですね、番組制作委託料というのがございます。641万6千円でございますが、この内容といたしましては、プリズムへのですね、番組制作の委託料でございます。</p>

番組の内容といたしましては、5つございます。

1つ目は東峰ニュースですね、行政情報をお伝えする東峰ニュース、議会中継もこの中に含まれております。

2番目に、村民の情報をお伝えする番組でございます。その内容といたしましては、今までありました村民広場、これまで10分間の動画番組ですね、村民広場。それと、これまで特殊動画を流していました東峰スペシャル、それと番組案内とかも入っています。これに加えて、新しく村民伝言板とか「あげます。ゆずります。」コーナーとかですね、そういう新コーナーを入れると。それともう1つは、東峰辞典と言いまして、地元だからゆえに意外と知らない東峰村について、いろいろ紹介するという新コーナーがございます。これが2番目でございますね。

そして3番目に、写真トピックスで幅広い情報発信をするということで、村の暮らし、四季の花々、出来事、トピックスなどをFacebook的な手法を活用しまして、写真でお伝えする番組を今度企画するということでございます。それが3番目ですね。

4番目として、全国トピックス、これは全国のケーブルテレビ連盟に加入しております。その関係で、全国のケーブルテレビのいろんな情報をですね、村の中で役立つ情報を紹介していくという番組でございます。

それから、5番目に、防災無線でございますが、村のお知らせのメニューを紹介しております。それを兼ねた防災無線の試験放送を委託しております。

以上、5つの委託費がこの中に入っております。

その129ページが一番下ですね。28目地域おこし支援事業費でございます。

1、385万7千円の増額ということで、前年度は3名分の予算を計上しておりました。新年度は7名分となります。地域おこし協力隊の人員費ですね。その分がメインでございます。活動費とかが4人分増えております。

それと14節使用料及び賃借料の中の445万の賃借料、これは、協力隊が住む住宅の借上料が216万ほどでございます。それと活動のために使う車両のリース代、5台分でございます。これが224万ほどでございます。

次のページ、130ページでございます。

30目まち・ひと・しごと創生事業費、新規の事業でございまして、110万2千円、新規の事業でございます。この主な内容は、13節の委託料100万、調査委託料でございますが、東峰村版DMOの設立支援に向けての調査委託費の増でございます。

それとその下でございます。31目移住・定住対策事業費、これが319万6千円ということで、これも新規の事業でございます。

主な内容といたしましては、東峰村のまち・ひと・しごとの事業のですね、空き家活用関連の事業を4事業の予算計上でございます。

この事業すべて、空き家バンクを利用して、移住・定住された方を対象としておるものがございます。

それとちょっと飛びますが、153ページでございます。

7款1項3目ですね、商工施設管理費でございます。153ページです。

これは、1、395万3千円の予算計上ということで、村有施設、商工施設関連の費用を分けております。内容といたしましては、委託料としまして指定管理料、伝統産業会館、それと小石原道の駅2つが入っております。

工事請負費が480万、これは、伝統産業会館の工事請負費、外構とか側溝の改修でございます。

19節でございますが、伝統工芸支援補助金ということで、伝統的工芸品の振興

	<p>をはかるために、小石原焼陶器協同組合に対して助成をするものでございます。</p> <p>それと、次の154ページでございます。</p> <p>7款2項3目観光施設管理費でございます。5,505万ということで、村有施設、観光施設の関連の費用を分けております。</p> <p>まず需用費の中の修繕費でございます。これは230万でございますが、この内容といたしましては、ほうしゅ楽舎内の道路と岩屋キャンプ場のコテージ、それと棚田親水公園の遊具の撤去などの修繕費を上げております。</p> <p>その下13節委託料でございますが、その中で指定管理料ですね、これが1,411万ほどでございますが、施設名といたしましては、いぶき館とほうしゅ楽舎と岩屋キャンプ場と棚田親水公園、鼓の里公園の5カ所分でございます。</p> <p>その下、施設管理委託料は、岩屋駅また湧水施設ですね、清掃委託が81万円、それと駅の浄化槽ですね、その管理費委託が20万円でございます。</p> <p>それと、その下ですね、15節工事請負費3,708万ということで、内容といたしましては、ぽん太の森キャンプ場の研修棟が380万、それとぽん太の森キャンプ場の木柵改修工事が378万、それと鼓の里物産直売所の改修費が1,400万ということでございます。</p> <p>それと155ページでございます。</p> <p>7款2項6目美しい村づくり事業費でございます。657万6千円でございます。これはですね、村の景観づくり推進のためにですね、木の伐採とか草刈り等に従事する労務班を新設ということで、班をまとめる方を嘱託職員として採用し、作業を事務的また労務的に采配し、必要に応じまして作業補助員を編成し、作業に取り掛かるとしております。その方の人件費及び作業補助員の賃金が主な予算でございます。</p> <p>それとその下ですね、7目観光連携事業費141万でございます。これは、昨年実施いたしましたトレールランニングによる観光連携事業を本年度も考えております。その経費が主なものでございます。</p> <p>企画政策課は、以上でございます。</p>
委員長	<p>続きまして、保健福祉課長に補足説明を求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>保健福祉課の所管するところにつきましては、事前の説明会の中でですね、各目の比較増減、その内容等については、概略の説明を行っていたしましたので、前回説明をしていなかった部分のところの説明だけにさせていただきたいと思っております。</p> <p>127ページをお願いいたします。</p> <p>地域交通対策費、本来企画政策課の所管のところでございますけれども、補助金の関係で保健福祉課のほうでやっているものがありますので、ちょっとご説明をしておきたいと思っております。</p> <p>19のですね、負担金補助及び交付金のところでございますけれども、説明の欄のその他補助金とございますけれども、こちらにつきましては、通学定期の補助ですね、それからエコルカードの分がここに含まれております。</p> <p>それから、その下につきましては、タクシー助成の関係の補助でございます。</p> <p>続きまして、133ページをお願いいたします。</p> <p>3款1項1目社会福祉総務費でございますが、この中で、旅費のところの民生委員会推薦会ということで4万ほど上げておりますけれども、こちらにつきましては、3年に1度の民生委員の交代がありますので、3年に1度上げているところの予算を上げております。</p> <p>それから同じ目のですね、委託料のところの、その他委託料123万2千円でご</p>

ございますけれども、こちらにつきましては、災害時要援護者情報管理システムの予算でございます。

内容につきましては、概要説明のときに申し上げたとおりでございます。

それから、134ページをお願いいたします。

3目の国民健康保険基盤安定費でございますけれども、この中の操出金のところでございますけれども、一番下のその他操出金ということで657万5千円ということで、昨年に比較すると大きく2,200万程度減になっておりますけれども、これにつきましては、法定外の操出金というところでございます。

それから135ページ、7目の障害者福祉費の委託料のところでございますけれども、東峰村障害者計画策定事務委託料、これが新しく今年入っておりますけれども、こちらにつきましては、10年に1度の計画ということで上げさせていただいているところでございます。この計画の内容につきましては、概要説明のときに説明をしたとおりでございます。

それから、136ページ、保健福祉センター管理費でございますけれども、この中の13委託料の中の、説明の一番下のですね、電動式移動観覧席保守点検業務ということで、こちら12、3年に1度はしてくださいというようなことで、今回上げさせていただいているところです。

それから、その下の15節の工事請負費、これにつきましては、温水配管更新工事ということで、いずみ館の外にあるボイラーのところにある配管の工事を考えているところです。

それから、137ページの3款2項1目児童福祉費の中の19節の中の保育所給食推進事業費補助(創)と書いてありますけれども、創生事業の1つでございます、給食に係る米代の補助でございます。

この部分につきましては、小石原保育園のほうの補助となっております。

続きまして、139ページをお願いいたします。

4目の児童福祉施設費(直営分)、美星保育所の分でございますけれども、その中の11の需用費の中の保育所給食推進事業ということで、(創)と書いてありますけれども、先ほど説明した部分については小石原保育園で、こちらのほうは美星保育所に係る給食の米代の補助でございます。

それから、140ページのところのですね、目としては1目の老人福祉費になりますけれども、その中の19節のところのいきいきサロン補助金ということで、今年新たに設けた補助金でございます。

こちらにつきましては、高齢者等の方がですね、集まっていたいて、そこでいろんなコミュニティ的な事業をしていただくための、今回新しい補助金でございます。

それから141ページ、7目介護保険対策費の13節委託料でございますけれども、この下から3つですね、認知症初期集中支援事業委託料、それから在宅医療介護連携推進事業、それから認知症予防事業委託料のこの3つにつきましては、介護保険の法改正に対応する事業でございます、今年新たに行う事業でございます。

それから、ずっと飛びまして145ページ、4款1項6目鼓診療所費のところの15節工事請負費につきましては、エアコンの修理のための費用を計上させていただいております。このエアコン、開設してそのまま今まで動いていたんですけども、改修工事が必要になったというようなところでございます。

それから146ページ、4款1項9目健康増進事業費の中の13委託料ですけれども、その他委託料ということで、259万2千円ほど計上しておりますけれども、こちらにつきましては、総合検診のシステム改修でございます。

	保健福祉課からは、以上でございます。
委員長	次に、住民税務課の補足説明を求めます。 住民税務課長
住民税務課長	<p>130ページからお願いいたします。</p> <p>130ページの2款2項徴税费、1の税務総務費の中で、今年は563万の予算でございます。318万9千円の増ですが、主なものは、13節の委託料の標準宅地時点修正委託料で、平成30年に評価替えがありますので、それに伴う宅地の49カ所の評価でございます。</p> <p>続きまして、131ページ、2款3項戸籍住民登録費の1目の戸籍住民登録費の中で、48万8千円の増になっていますが、14節の使用料及び賃借料の中で42万3千円、事務機械リースですが、マイナンバーに伴います転入者の住所変更のプリンターを買うものでございます。両庁舎、宝珠山庁舎と小石原庁舎の2台分でございます。</p> <p>だいぶ飛びまして、137ページ、3款1項社会福祉費の11目の臨時給付金給付事業493万1千円、172万の減ですが、平成27年度は非課税の1人に対して6千円の支給でしたが、平成28年度におきましては、同じく非課税世帯で1人3千円を給付するというので、730名を19節の負担金補助で組んでます。219万です。それと年金生活者等の支援臨時給付金といたしまして、65歳以上を対象とした3万円の給付があります。50名の予定をしております。合わせて369万の予算でございます。</p> <p>142ページ、4款1項保健衛生費の3目の環境衛生費でございます。1億3,167万9千円の方でございますが、627万9千円の減になっております。</p> <p>これにつきましては、143ページの19節の負担金補助及び交付金の中で、火葬場の運営費が430万ほどの減で352万8千円というふうにしております。</p> <p>27年度は炉の改修でございましたが、今度は地下タンクの燃料タンクの替え程度でよろしいということで、そういうふうな予算になっております。</p> <p>それと一番大きなものは、サン・ポートの運営費で、衛生施設費負担金、27年度は4,409万7千円でしたが、今回340万ほど減額いたしまして、4,067万7千円になっております。</p> <p>これにつきましては、繰越金が1千万ほどあるのと、償還金がもう既に終わるといふようなところで、負担金が減っております。</p> <p>それと19節の一番最後に、高齢者のごみ出し支援補助金というものを、28年度新たに高齢者向けの支援をしようということで、48万円計上しておるところでございます。以上でございます。</p>
委員長	次に、農林観光課長に補足説明を求めます。 農林観光課長
農林観光課長	<p>128ページをお願いいたします。主なものについての説明をさせていただきます。</p> <p>2款1項16目個性ある地域づくり事業、こちらは企画政策課の予算とも一緒になります。村のウォーキング、3事業ありまして、岩屋歴史探訪それから山開き、それから11月に行われます秋体験ウォーキングが需用費等に含まれております。</p> <p>19目地域新エネルギー導入事業、19節の負担金補助及び交付金、新エネルギーとして太陽光、1件10万を上限といたしまして、5件の50万。</p> <p>以前までありましたペレット関係は、木質バイオのほうに移行ということが検討しております。</p> <p>それから147ページ、農業費になります。農業委員会、農業者年金、農業総務</p>

費、ほぼ前年と同額になります。

次のページ、148ページ、4目農業振興対策費、前年比としましては965万円の減額となっております。こちらにつきましては、鳥獣の侵入防止柵の1,200万が今年度をもって終了すると、27年度。

それからそれに代わりまして、と言いますか、村単の農林業振興対策補助金、こちらが平成27年度の要望に対して200万ほどの補助額をオーバーしたと。それから、これを受けまして、年末に要望調査を行ったところ、総額で1,000万円を超える要望がありましたが、その中でも特に重要だということで、440万の以前の補助額に加えて230万の増額ということをさせていただいております。

ただ、この中で、小規模維持保全事業につきまして、農道それからほ場の排水、間詰コンクリートにかかるものですが、こちらは農業振興基金、こちらの活用の内容と重複する部分がございますので、この農業振興基金の活用方法が決定した後に検討し、速やかに執行していくということで、この基金の使途が決定しない限りは執行を行わないということにしております。

それから、同じ148ページの19節の一番下段のところに、農地バンク活用補助(創)というふうに、総合戦略の関係で新規で上げております。10万円。こちらは農地を出す側には中間管理機構等の補助等がございます。これを、農地を受ける側、耕作する側には補助がありませんでしたので、他の市町村等の事例を調査したところ、前例もございません。こうした農地の借り手側への支援を行うことで、農地の流動化それから耕作放棄地の解消というようなことをはかかっていきたいというふうに思っております。

それから、149ページ、6目農村環境整備、こちらにつきましては、15の工事請負費、畦畔保護工事は3,000mを行います。それから、千代丸用水が700万ということで、この値が比較増減の520万増に繋がっております。

それから、次が150ページ、17目農村活性化事業費、こちらはライスセンターの整備にかかるものでありまして、農業用倉庫それから舗装工事等の工事費に加えまして、補助事業としてのですね、共同乾燥施設、糶摺り施設のプロジェクト交付金が含まれております

それから、今回ですね、報酬、共済費、賃金等の人件費等が含まれております。こちらにつきましては、運営母体となるべきところの、今、検討協議が進められております。ライスセンター建設委員会において協議されておりますが、今現在としては確定しておりません。ただ、今進行中の協議といたしましては、農業法人を立ち上げて、民間の力によって雇用、商業ベースでのですね、利益それから農業の振興といったものをはかるための農業法人を検討されております。そして、その運営母体の民間という形を取ります中には、やはり施設利用のですね、利用者の意識を高めて、自分たちの手で運営している施設という意識を持っていただきたいという狙いもございます。

ただ、今回このような形の村での直営という形での提案をさせていただいておりますが、これは最終的な形、形成ができなかった場合のための予算措置ということで、運営母体が確定し、農業法人が設立した時点において、また、予算等の提案をさせていただきたいというふうに思います。

それから、続きましては153ページ、7款商工費、商工振興費の中に総合戦略のものが含まれてありまして、19節補助金負担金のところがございます。真ん中あたりにですね、スキルアップ支援補助事業(創)ということで、25万円。

それから、下から3行目、創業塾フォローアップということで、平成27年度からこの創業塾を開催しております。こちらを開催する事業費それから広報費に対す

	<p>る事業、それからその後におきますフォローアップですね、これに係る支援をしていくというものでございます。</p> <p>それから、そのフォローアップの1つ下、弟子入り支援事業、こちら入力ですね、字が入っておりませんが、(創) というものを加えていただきたいと思います。</p> <p>総合支援に関わるものでありまして、180万円。こちらは窯業、小石原焼等ですね、弟子入りの支援ということで、家賃等の生活費の支援を考えております。</p> <p>それから、林業費のほうはほぼ同額となっておりますので、156ページの上段になります。商工費の観光情報ステーション事業、8目となります。</p> <p>こちらは新規でございますが、今現在、農林観光課の観光系のほうで、イベント等ございますときに、仕入れ、販売の支援それから調達等も併せて業務の中で行っております。</p> <p>こちらを観光情報ステーションそれから観光協会と、もう1つ広く言いますと、まち・ひと・しごとにございましたDMOとの関連も出てくるかと思いますが、この前段の事業体となるべく部分の業務をですね、この観光ステーションで担っていくよう、移行のための予算計上としております。</p> <p>農林観光課は、以上で終わります。</p>
休憩	
委員長	<p>14時30分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(14時21分)</p>
再開	
委員長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(14時30分)</p>
委員長	<p>建設水道課長に補足説明を求めます。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>152ページをお願いいたします。</p> <p>6款2項4目林道維持費、ここでは今回新たに計上している部分につきまして、説明したいと思います。ここでは林道の草刈り、側溝浚渫の作業を行う経費を計上しております。</p> <p>まず、7節賃金、こちらでは浚渫に伴いますバックホー等のオペレーター、あと作業員等の賃金を計上しております。</p> <p>11節の需用費、消耗品費(創)と書いている分ですが、機会の燃料代等でございます。</p> <p>12節役務費、作業員等の保険料でございます。</p> <p>14節使用料及び賃借料、こちらはバックホー、運搬車等のリース代でございます。</p> <p>次に、5目林道施設費、13節の委託料、15節の工事費、1千円で計上しておりますが、こちらにつきましては、頭出しということで出しております。</p> <p>現在、栗林のほうに林道開設の要望等がありまして、関係者と協議を行っている状況でございます。まだ協議のほうが固まっておりませんので、その辺が協議が済みました後に、また補正等で考えておるところでございます。</p> <p>建設水道課のほうは、以上でございます。</p>
委員長	<p>次に、教育課長に補足説明を求めます。</p> <p>教育課長</p>
教育課長	<p>教育委員会につきまして、ご説明をいたします。</p> <p>ページ数、162ページ、教育総務の役務費でございますが、これはですね、中学校に今まで公衆電話がございましたけれど、現在設置されている公衆電話の使用</p>

	<p>頻度が低く、NTTよりですね、引き上げをしなければならない旨の通知を受けております。それで、新たに公衆電話を1台、学校の生徒児童が使用しますので、10円硬貨使用ができる電話を新たに設置するものです。その費用として6万3千円ほど計上させていただいております。</p> <p>続きまして、166ページでございます。</p> <p>小学校の教育振興費につきましてでございますが、8款の報償費です。ここは新1年生のですね、負担軽減のために新たに入ってくる1年生の学用品費というものが発生しますので、その費用4,500円を16人分全額補助するようにしています。</p> <p>続きまして、ページ飛びますが、171ページ、教育費、保健体育費でございます。</p> <p>保健体育費の費用が175万8千円ほど増額になっておりますが、本年度ふれあい運動会を開催するようにしております。そのための報償費、ふれあい運動会の出場費を1地区3万円の15地区、それから需用費といたしまして、地区対抗競技、各種団体競技それと記念品、あと需用費等を計上させていただきました関係上、その分が大幅に上がっております。</p> <p>それと、3目の体育施設管理費でございますが、管理費の修繕費、ご説明をしたとき、バスケットリング等々申し上げましたが、中に小石原グラウンドのナイター照明、このランプの取り換え料が60万円入っております。</p> <p>続きまして、ページ、172ページ、こちらにつきましては、文化財費が岩屋神社の屋根の補修それから炭層表土の評価、塔の瀬観音の森等の工事費等を増額させていただいております。</p> <p>教育費につきましては、以上です。</p>
委員長	<p>次に、議会事務局長に補足説明を求めます。</p> <p>議会事務局長</p>
議会事務局長	<p>121ページをお開きください。</p> <p>1款1項1目議会費についての補足説明を行います。</p> <p>本年度予算額は4,845万2千円で、前年度対比593万9千円の減額となっております。</p> <p>減額の主なものは、4節共済費の負担割合が100分の63.7から100分の41.0に引き下げられております。653万5千円の減額です。</p> <p>増額の主なものは、9節旅費で、各常任委員会研修視察費を33万円上げております。あと13節委託料で、議会だよりの作成費を、需用費からの組み替えによる64万2千円の増です。</p> <p>14節使用料及び賃借料において、バス等の車借上料、これを12万円計上しております。</p> <p>133ページをお開きください。</p> <p>2款6項1目監査委員会費、本年度73万7千円は、昨年と同額です。以上です。</p>
委員長	<p>次に、総務課長に歳入の補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>111ページをお願いしたいと思います。</p> <p>111ページ、4款1項1目地方消費税交付金でございます。</p> <p>先ほど歳出の説明の最後に、184ページの市町村交付金、社会保障財源化分ということで1,850万、消費税の増額分ですね、それがどれで交付されるかということの説明しておりました。この地方消費税交付金の中で交付されることになっております。</p>

	<p>次に、7款1項1目地方交付税ですが、これについては、公債費の減と国勢調査人口の減を見込んで、今回2,000万円の減で見込んでおるところでございます。特別交付税については、前年並みの1億5,000万を計上しております。</p> <p>112ページ、次のページですね。</p> <p>9款2項1目の民生費負担金、保育料、これが今回大きく伸びておるところですが、これは、制度改正によるものでございます。1,657万6千円ほど増となっております。</p> <p>それから、国庫、県費につきましては、それぞれ事業実施に伴うもので、増減を伴っておるものでございます。</p> <p>次に、117ページをお願いいたします。</p> <p>117ページには基金の繰入金をそれぞれ上げているものでございます。</p> <p>118ページの12目と13目施設改修等基金繰入金が2,578万円の増、13目の小石原川ダム水源地域振興事業基金繰入金が4億4,478万9千円の増と、この2つが大きく伸びているものでございます。</p> <p>次に、16款1項1目の繰越金でございます。7,500万、前年と全く同額でございますが、これは、東峰村の標準財政規模15億2千万になるわけでございますが、その5%を目安としております。15億2千万の5%は約7,500万ですので、繰越金として計上している数字でございます。</p> <p>それから一番下の段、17款諸収入でございます。これについてですね、前回の説明で、その他の収入を上げておったわけでございます。750万8千円ということで、内訳を示すように求められておりましたので、今回、それについてもですね、すべて説明欄に計上して上げております。</p> <p>どの分がその他にあったのかというのがですね、ちょっと今の段階で覚えておりませんので、申し訳ありませんが、説明欄に上げておりでございます。</p> <p>それから、下から6番目の事業参加料というのがございます。この部分については、教育委員会の事業に参加した際の負担金等が入っておるわけですが、その積算の中にですね、東峰学園の電話代、公衆電話の使用料24万円が含まれておりましたので、事業参加料が大きな額になっておりますが、その中には東峰学園の電話代も入っておるということで、ご理解いただきたいと思っております。</p> <p>それから、120ページにつきましては、村債をそれぞれ計上しております。事業実施に伴うものでございますので、それぞれ増減がございます。</p> <p>以上、簡単でございますが、歳入の説明を終わらせていただきます。</p>
日程第4	
委員長	<p>次に、日程第4 議案第20号「平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」、建設水道課長に補足説明を求めます。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>185ページです。</p> <p>議案第20号「平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算」</p> <p>平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億5,664万9千円と定める。</p> <p>第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p> <p>第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によ</p>

	<p>る。</p> <p>第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定める。</p> <p>第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p> <p>第1号、総務管理費に計上した各地区管理費において、過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。</p> <p>平成28年3月7日提出、村長名でございます。</p> <p>188ページをお願いいたします。</p> <p>地方債、起債の目的、過疎対策事業債、限度額が1,340万、簡易水道事業債1,340万、合計2,680万と定めます。</p> <p>次のページの歳入歳出予算事項別明細書、歳入ですが、第1款から第7款、歳入合計が6億5,664万9千円、前年度比で増額5億2,011万1千円です。</p> <p>歳出ですが、第1款から第4款予備費までの歳出合計6億5,664万9千円です。比較増減で、増の5億2,011万1千円です。</p> <p>次のページからの歳入歳出ですが、事前に説明を申し上げておりますので、説明については、割愛させていただきたいと思っております。</p>
日程第5	
議長	<p>次に、日程第5 議案第21号「平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」、保健福祉課長に説明を求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>203ページでございます。</p> <p>議案第21号「平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億7,894万9千円と定める。</p> <p>第2項、歳入歳出予算の各項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p> <p>第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定める。</p> <p>第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p> <p>第1号、保険給付費に計上した療養諸費等に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。</p> <p>平成28年3月7日提出、村長名です。</p> <p>208ページをお願いいたします。</p> <p>こちらのほうに総括で、歳入のほうがかかれてあります。1款から10款までございまして、歳入合計3億7,894万9千円でございます。</p> <p>昨年に比較をいたしまして、547万6千円の減、率にして1.4%の減でございます。</p> <p>それから209ページのほうに、歳出のほうを1款から11款まで書いておりますけれども、歳出合計が3億7,894万9千円でございます。昨年と比較して、歳入と一緒にすけれども、547万6千円の減でございます。</p> <p>それから、次のページをお願いいたします。</p> <p>歳入、保険税だけ見ていきますと、一般被保険者の保険税のほうですけれども、</p>

	<p>昨年と比較して240万ほど減となっております。</p> <p>これと反対にですね、退職者の保険税のほうにつきましては、70万9千円ということで増になっておりまして、差し引いて170万ほどの減となっております。</p> <p>それから次のページ、212ページの繰入金のところでございますけれども、これは一般会計でご説明をさせていただきましたけれども、その説明の一番下のところにですね、その他繰入金、法定外の繰入金のところは657万5千円となっております。昨年に比較して、ここは大きく減となっているところです。</p> <p>続きまして、歳出のほうでございますけれども、214ページでございます。</p> <p>一般管理費、ここの給与につきましては、職員2名分をここで充てさせていただいております。</p> <p>それから、ずっと飛びまして、218ページ、8款1項1目保健事業費でございますけれども、こちらのほう報酬で264万、管理栄養士ということで説明を付けておりますけれども、健康づくりの推進をすることが、この医療費の抑制するためですね、最も大事なことではないかということで、今年から管理栄養士さんですね、嘱託として雇用を考えているところで計上をさせていただいております。</p> <p>財源といたしましては、県のほうの調整交付金で対応を考えているものでございます。以上でございます。</p>
日程第6	
委員長	<p>次に、日程第6 議案第22号「平成28年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」、保健福祉課長に補足説明を求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>226ページでございます。</p> <p>議案第22号「平成28年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算」平成28年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,085万8千円と定める。</p> <p>第2項、歳入歳出予算の各項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p> <p>第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定める。</p> <p>第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p> <p>第1号、総務費に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。</p> <p>平成28年3月7日提出、村長名です。</p> <p>229ページですね、こちらのほうに総括で上げておりまして、1款から6款までありますけれども、歳入合計で4,085万8千円。昨年と比較いたしまして、147万4千円の減となっております。伸び率で3.5%の減でございます。</p> <p>それから、次のページをお願いいたします。230ページ、歳出のほうですけれども、1款から4款までございまして、歳出合計が4,085万8千円、昨年と比較いたしまして147万4千円の減となっております。</p> <p>231ページに歳入の関係が出ておりまして、233ページのほうに歳出がございまして、これにつきましては、事前の中でご説明を申し上げたとおりでございますので、省略をさせていただきたいと思っております。以上です。</p>
散会	
委員長	<p>これを持ちまして、本日の審査は終了します。</p>

	<p>明日3月10日は、午前9時半から再開します。 本日は、これにて散会します。</p>
--	--

(14時52分)

東峰村議会予算審査特別委員会会議録

平成28年3月10日
(第 2 日)

東 峰 村 議 会

平成28年度 東峰村議会予算審査特別委員会議事日程

平成28年3月10日開議

- 日程第 1 議案第19号 平成28年度東峰村一般会計歳入歳出予算について
- 日程第 2 議案第20号 平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 3 議案第21号 平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 5 議案第22号 平成28年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について

開 会	
委員 長	<p>改めましておはようございます。 ただ今の出席委員数は9名です。 定足数に達していますので、昨日に引き続きまして、予算審査特別委員会を開催 します。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
委員 長	本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
日程第1	
委員 長	<p>日程第1 議案第19号「平成28年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」 補足説明をした順序で各課ごとに質疑を行います。 最初に総務課の質疑を行います。 歳入に関する質疑につきましては、それぞれ所管の歳入費目についてとします。 質問の方はページ数を最初に言いまして、質疑を行っていただきたいと思 います。 質疑のある方は、挙手をお願いします。 8番 佐々木委員</p>
8 番	<p>ページは125ページ、2款1項の13節の委託料で、警備委託ですね。いいで すか。よろしいですか。 これは、総務課長の説明では、約249万ほどアップしたというようなことがあ りました。その249万のアップというのが、夜間警備の、警備会社の問題等でア ップしたと。 警備会社の問題等で、このように今度は自治体に全額求めてくるのか、どうかと いうのは、これは少し私も疑問と言いますかありますので、どういうふうな、何と 言いますか、対応だったのか、質問したいと思 います。</p>
委員 長	総務課長
総務課長	<p>警備委託料の件でございますが、現在、光進ガードシステムという会社に委託契 約を行っておるわけですが、そちらのほうに、久留米労働基準監督署のほうから指 導があった内容について、もう一度申し上げますと、役場庁舎、小石原庁舎併せて 宿直業務の労働時間について、夜間ですね、深夜の6時間については、今まで休 憩時間として届けをしていたようでございます。そうすることで労働基準法内の時 間がですね、基準法以内に収めていたわけなんです、それが休憩時間として、本 来みなすべきではないと、そういった指導を労働基準監督署のほうから受けてい るわけですね。 そうすると、夕方の17時から警備に入っているわけですが、深夜の12時とか そういった時間ですね、交代をする必要があるというわけです。そうすれば、一 晩のうちに、警備員2人分の人件費を見なければならぬと、そういったことにな ってきますので、そういった見積りが、この光進ガードシステムのほうから出され まして、これについてはですね、労働基準法に反することになりますので、村とし ては受け入れざるを得ないと、そういうことでございます。 そうすれば、今回249万7千円、これの見積りが出されております。 実際契約の段階ではですね、できるだけ金額については、押さえていきたいと思 っております。以上です。</p>
委員 長	8番 佐々木委員
8 番	<p>警備会社の言うことは、確かに分かるのは分かるんですが、最初から警備会社の 間違いというか、労働者に対するいろんな間違いで、それを指摘をされたからとい って、やっぱりかえってそれを全額自治体に求めてくるのかなと、その額があまり にも大きいからですね、これはもう249万という数字がいつぺんに、なんでこの</p>

	<p>うちに、最初から契約というのは、うちのこの東峰村役場を警備しますと。それがいろんな中でいくらということは決まっているんだから、向こうの労働者の都合というのは、本来は自治体はあまり関知しないところだろうというふうに、私は気持ち的にあるもんですからね、だからこの質問をしたわけです。</p> <p>これは、どうのこうの言ってもそういうことでしょうか、ただ、やっぱり一般的に考えると、なんとなく合点の行かない、この予算の中の249万アップだなというふうな感じはしています。以上です。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>ご指摘のとおりですね、そのまま受け入れるのか、受け入れんのかということもあろうかとは思っております。</p> <p>ただ、労働基準監督署はとしてですね、この光進ガードシステムのほうに過去に訴求して賃金を支払うこと、そういった明示までやっているようでございます。</p> <p>それで、今回こういった金額が提示されて、東峰村のほうで以前契約してありました警備会社等にもですね、改めて見積りを取ったりしてみたんですが、それでもこの現在の会社のほうが安価な提案をされておりますので、そういった金額についてはですね、村としてもできるだけ低額に抑えられるように努力はしております。以上です。</p>
委員長	7番 高倉委員
7番	<p>私も今の警備のことでお尋ねいたします。</p> <p>小石原庁舎時代は、村民が夜間警備にあたっていましたよね。これ、それこそ村民を囑託として逆に雇ったほうが、かなり安くなるんじゃないかと考えますけど、そこのところは、そういった考えはないでしょうかね。</p> <p>来てくれるかどうかというのは、ちょっと分かりませんが、そういった応募もしてもいいんじゃないかと考えておりますが、いかがですか。</p>
委員長	村長
村長	<p>高倉議員のですね、おっしゃることは一言はあると思います。以前そういうことでやっていたという実績もありますしですね。</p> <p>どういう経緯で警備保障会社になったかというのは、申し訳ありませんが、ちょっと詳しくはつかんでないんですけども、そういった可能性もあれば、実際に来てくれる人がいるのかどうかということも含めましてですね、ちょっと検討させていただきたいと思います。</p>
委員長	7番 高倉委員
7番	<p>122ページですね、これちょっと自分、勉強不足で分からないからお尋ねするんですけど、職員手当のところ、勤勉手当というのがありますよね。この勤勉手当というのはどういうことですか。</p>
委員長	副村長
副村長	<p>勤勉手当、期末手当とともに一般的にボーナスといわれるものでございますけれども、6月と12月に支払われる一時金、その一部で、成績に応じて支払われるものでございます。以上です。</p>
委員長	7番 高倉委員
7番	<p>ただ今、他にこれ期末手当というのがありますよね。これに、別に成績に応じてということでございましたけど、この成績というのは誰がつくるんですか。誰が評価するんですか。</p>
委員長	副村長
副村長	<p>最終的には村長が決定するものでございます。以上です。</p>
委員長	5番 高橋委員

5 番	<p>歳入の111ページ、7款1項1目地方交付税に関してです。</p> <p>普通交付税、1節の分ですが、去年はですね、昨年から、平成27年から合併10年過ぎまして、合併算定による部分が5年間にわたって減額されていくという部分で、行政懇談会を含め村民に広く説明されてきたかと思います。</p> <p>今回の予算説明の中でも、その辺がちょっとあまり感じられなかったというかですね、減額の部分でも説明には上がってなかったということで、現在、合併による算定分の減額というのは一体どうなっていますでしょうか。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>合併算定替えにおけるですね、減額の部分でございますが、27年度におきましては、減額部分が1割ですけど、639万3千円です。</p> <p>前回ですね、行政懇談会のときに合併算定替えにおける減額部分は、結構私も説明の中で、数千万になるということは言ってきたと思っております。</p> <p>それが27年度の交付税算定においては、合併算定替えにおける差額というのがですね、6,300万しかなかったわけですね。平成26年では、その金額が1億を超えていたわけですね、算定替えの額がですね。</p> <p>ですから、交付税の算定の方法が変わるたびにですね、合併算定替えと1本算定の差が変わってくるというのがございます。</p> <p>それで、いつかこの説明もしたかと思いますが、現在庁舎を2つ持っておりますので、庁舎に対する費用がですね、交付税の中で算定されております。それが約4千万になるわけですけど、この6千万から、今回28年度になれば3割カットされるわけですので、1,800万ほど減ってまいります。交付税が。</p> <p>そうすると、その庁舎を別に持っている部分についての加算額と、その合併算定替えの差額がですね、逆転する可能性が出て来ます。</p> <p>そういうことで、結果的には算定替えの額がどれだけあるかということで、状況は変わってくることになろうかと思っております。</p> <p>もう数字の話になりますので、なかなか数字をお見せしてですね、説明できると分かりやすいと思うんですが、27年度については639万3千円が減額されております。以上です。</p>
委員長	5番 高橋委員
5 番	<p>結局のところ今後どうなるかという部分がですね、おそらくすごい村民の方も気になる部分で、行政懇談会でも、本当に5年間でこの1億ほどが下がっていくという部分をすごく印象に残って、村民の方は聞かれてたかなと思うんですけども。</p> <p>そこの部分、結局合併、この5年間でどうなっていくのか、もう一度お答えいただけますでしょうか。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>先ほど説明した中で、数字的なものが多かったので分かりづらかったかとは思いますが、26年度に説明したときが大体1億1千何百万の算定替えの数字があったわけですね。27年度の交付税算定では、6千万ほどの算定替えの差額があるわけですね。</p> <p>そういったことになりますので、また、28年度にどれだけ算定替えで差が出てくるかというの、まだ定かなところではないわけですね。</p> <p>そうした場合に、今後どれだけ減額されていくかということになりますと、27年度のままの数字を引き継げば、約2千万ほどが減額されるということになります。</p> <p>さらに29年度になっていけば、それにまた2割プラスして1,200万プラスされると、約4千万ほどが減額されますが、小石原庁舎と分庁方式をとっていますので、実質には2千数百万の減額で済むことになると、そういうことになります。</p>

	よろしいでしょうか。
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>なかなかその辺の計算方法はですね、難しい部分があって説明しづらい部分もあるかと思います。</p> <p>一度行政懇談会等でもですね、そう減っていくという部分で、今後村の財政は大丈夫かなという部分で、疑問を持たれていますので。</p> <p>昨年の私も、この予算委員会の部分でこれを取り上げさせていただいたんですけども、そのときに総務課長も新たな情報があれば、行政懇談会等、広報紙等ですね、財政関係、お知らせしますということで言われていますので、ぜひその辺をよろしくお願ひしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>行政懇談会でですね、もし財政のほうで誤った情報とかを流していたことがあれば、きちんと訂正する必要もあろうと思いますし、それで不安をあおるようなこともないようにですね、村の財政についてはできるだけ情報を流していきたいと思いますので、それがどういう方法になるかというのは、いろいろ当初予算の関係と決算の関係とか、そういったものを村民の方にお知らせしておりますけど、できるだけ分かりやすい方法でですね、お示しできるようにしたいと思いますので。以上です。</p>
委員長	4番 黒川委員
4番	<p>ページ、125ページの15節工事請負費881万2千円。この中にですね、村有地の草刈りというのが65万3千円入ってますね。これ場所をちょっとお尋ねしたいと思います。どういうところが対象になっているのか。</p>
委員長	真田課長補佐
総務課長補佐	<p>例年ですが、岩屋公園周辺を予定しております。以上です。</p>
委員長	4番 黒川委員
4番	<p>村有地ということで、小さな公園もあるんですよね。そういうところは対象になってないんでしょうか。</p> <p>以前ですね、例えば1つ言いますと、宝珠山駅のところ、ああいうところは対象にはなってないんでしょうか。</p>
委員長	真田課長補佐
総務課長補佐	<p>宝珠山駅周辺等はですね、職員で自発的に草刈りを定期的にやったりしております。以上です。</p>
委員長	6番 梶原委員
6番	<p>125ページ、2款1項5目、11節の需用費の修繕料ですが、260万7千円ぐらい出てるんですが、説明会の折には、この内容については、何も聞かなかったような気がしたんですが、ちょっと中身を教えてください。</p>
委員長	真田課長補佐
総務課長補佐	<p>修繕料につきましては、まず一番大きい部分につきましては、公用車の修繕、車検整備が130万、あとは細かい修繕関係で、宝珠山庁舎が非常用発電機の蓄電池の交換、誘導灯等ですね、消防用の誘導灯のバッテリー交換、あと自動ドア等の点検、ベルト交換等の修繕を主に上げております。以上です。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>再び歳入の部分です。117ページ、13款1項2目利子及び配当金ということで、本年度は基金利息が600万ということで付いております。</p> <p>現在の国債もしくは地方債の運用の部分でお聞きしたいんですけども、以前はユーロ円債を運用してた部分が、現在国債あるいは地方債の運用に変わっているか</p>

	<p>と思います。</p> <p>そこでの現在のですね、国債と地方債の評価額、基準を100とした場合の現在の値というのはいくらになってますでしょうか。</p>
委員 長	総務課長
総務課長	現在、その資料を手元に持っておりませんので、今すぐにということでしたら、時間をいただきたいと思いますが。
休 憩	
委員 長	<p>10分休憩します。</p> <p>10時から再開します。</p> <p style="text-align: right;">(9時52分)</p>
再 開	
委員 長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(9時58分)</p>
委員 長	総務課長
総務課長	<p>国債とですね、社債の分とございますので、1つずつ説明してまいります。</p> <p>まず、第62回利付国債、2千万ほどございます。これについてが107.37円でございます。</p> <p>次に、横浜市公募公債が2億円ございます。これが104.16です。これが2月末現在でございます。</p> <p>次に、139回利付国債、1千万ございます。これが132.7円。三菱東京UFJ銀行無担保社債というのが、社債があるわけですが、これが1千万ございます。これが106.48円。これにつきましては12月30日現在でございます。昨年の12が30日現在でございます。</p> <p>次に、大阪府の公募公債が3億円ございますが、これが101.55円です。</p> <p>それから、335回の利付国債、これがまた3億円ございますが、これが102.83円、いずれも12月30日現在の価格でございます。以上です。</p>
委員 長	5番 高橋委員
5 番	<p>この評価額というのが、売買する際に対する評価、100を基準とした評価ということになるので、単純にパーセンテージで出せば100分のいくらかの分が出てくるわけだと思っんですけども。</p> <p>現在、国債と言いますか、日銀の政策金利自体がマイナス金利ということで、世間をにぎわせておりますが、全体的に村民の皆さんが銀行等金融機関に預け入れたりしてたり部分は、もうすごい0.00何%というような時代になってきており、今回聞いた部分は何と関係するかと申しますと、結局マイナス金利というか、金利が下がることによって、今まで借りてた分の債権の評価額が上がっているということなんですよね。</p> <p>今後国の金利がですね、どうなっていくかという部分は、もちろん国のことは分かりませんということではですね、一般質問の際にも村長は言われていたかと思うんですが、その借入してた、借入というかですね、買っていた時の金利もそこまで高くなく、現在ここまで評価額が上がっていますので、もしですね、金利が上昇した際に、評価額が100を切る部分も往々にして出てくるのかなというのは、現在予測できる部分であると思います。</p> <p>それはもちろん満期までですね、持っておけば、もちろん満期で全額返ってくるというのは、もちろん保証されている部分ではあると思うんですけども、1つ申し上げたいのが、今評価額が高い債券ですね、その部分を、現在売買というかですね、早期で市場で売買することによって、先に利息を確定しておいた方がいいのではな</p>

	<p>いかなという思いがあります。</p> <p>というのが、10年分で購入している部分がありますよね。2億、3億、2億ですかね、合併振興基金による部分、その部分はやはり10年間は評価額というのがどうなるか分からない状況ではあって、現在10年持つてより、残りの年数持つてより高い評価額になっているものが出てきていると思うんですよ。その部分に関して、ちょっとご見解をお聞きしたいと思います。</p>
委員長	村長
村長	<p>理論的にはそういうことだと思うんですよ。今高いときに売って、そして、また国債を買えば、今度は金利の低い国債になるわけですよ。</p> <p>何が言いたいかという、確かに一般家庭でもおなじだと思いますけれども、一旦預けたら満期までは待つとくというのが、なんかそういうことじゃないかと思えますけれども。</p> <p>他の自治体ではそういう運用をやるあれがあるらしいですよ、そういうセクションがあるらしいですけど、ちょっと東峰村についてはそれもありますし、今、議員言われるように、高いうちに売って、今の安い国債を買うのかどうか、それが将来的に今度は、今言われましたように、額面割れになるのかというような問題もちょっとありますよね。その辺りも含めて検討しなきゃいかんのでしょうかけれども、そういった専門的な職員と言いますか、そういう者も現在いませんし、結論から言いますと、10年満期で買っているものは10年は持ちたいなと思っております。非常にちょっとこれは難しい話かなと思っております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>確かにその行政職員の皆さんが金融の専門家じゃないというのは、もちろん承知で申し上げているんですけども。</p> <p>先ほど総務課長からおっしゃっていただいた評価額自体が107であったり113であったり、大幅に高い数字をはじき出している部分があるからですね。</p> <p>だとすれば、ずっと持つておくよりも、今、要は償却というかですね、してしまったほうが、明らかにずっと持つておくよりも、利息配当よりも高い値で村の収益というかですね、税収となる部分に繋がるのかなと思う部分があったのでお聞きしたところです。</p> <p>もちろんその判断を行政職員の方々に委ねるのはなかなか酷な話ではありますので、できれば金融機関の方と、もちろんこの金融機関を通して購入されておりますので、その辺の判断を仰いで、ぜひ、今後の公債というかですね、国債含めて判断していただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	<p>いいご提案でありますので、早速ですね、それを金融機関等と相談をしたいと思います。</p> <p>ただ、先ほど私申しましたように、今、マイナス金利とか言われておりますので、その関係がどうなるのかというのが1つ大きなネックにはなるかと思っております。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>ページがありませんので、聞いてほしいと思います。</p> <p>同僚議員から、役場職員の昇給は何号捧上がるのかというふうな、この中の議場に出て、4号捧上がるんだというようなことが聞いております。</p> <p>私が総務課長にどういふことを尋ねたいのかというと、職員の給料、ボーナスを、高い安いの問題ではなく、今、東峰村の職員の給料はどの位置にまざるのかと、60市町村ありますけど。</p>

	<p>ですから、ラスパイレスではなかなか見えないところもあるでしょうから、今、東峰村、若い職員それから中堅職員、それから50歳以上の年齢の方の職員、そういうふうな職員増において、東峰村職員の給与、給料全部ですね、もう給料じゃなくて給与の関係は、この60市町村のうちで、大体どのぐらいの位置付けになるのか、分かればお願いします。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>県内ですね、どの位置に位置付けされるかということでございますので、大体60市町村中40数番ですね、40番の前半代を位置しているところでございます。40番、それ以降についてはですね、特に筑豊のほうとか、そういった地区がやはり下位のほうには、市町村としては多いようでございます。以上です。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>よく役場職員の給与、報酬がラスパイレスでよく表されてはおりますが、この東峰村の職員、平均年齢が高いと、40数歳かな。ということで、その位置でいくと、今度は県下の平均的な給与のランクでは、かなり高額な上のほうに位置するんですが、しかしながら、実態がよく分からないところがあるんですね。</p> <p>だから、年齢が高い人が多ければ多いだけ、じゃあ、もうずっと数字的なものだけが上がってくる。今度は一般的な職員の給与は少ないとか、そういうところはあるものでですね。</p> <p>これ、なんで私こういうことを聞くかということ、やはりこれから地方版総合戦略においては、職員の方甚大ですので、非常に頑張ってもらわなければいけないということで、自分の位置がどこにあるのかということは十分に認識をして、これからいろんな仕事にあたってもらいたいなという思いで、これは本当はあまりしたくない質問なんですけどね。しかし、そういうところもあるんだということで、質問をしました。以上です。</p>
委員長	2番 伊藤委員
2番	<p>先ほどの関連なんですけれども、勤勉手当についてですね、その評価があるというようなことがありましたし、今、佐々木議員からのほうも給料の号俸等の話もあったと思うんです。</p> <p>その中で、では、今ある、この村ですね、職員における評価基準、このものがあるということですので、具体的な詳細は必要ありませんけど、ちょっとお教え願いたいと思います。</p> <p>前回のときにも高倉議員のほうから、職員の資質の話もあったかと思います。そういうなかで、そういうきちとしたものがあれば、ちょっと教えていただきたいと思いますので、質問としたいと思います。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>人事評価についてはですね、以前ご説明したことがあろうかとは思いますが、28年度からですね、人事評価制度を自治体では導入することとされております。</p> <p>それにあたって本村におきましても、27年度の10月から一部の職員に対して人事評価制度を試行として導入しております。一部の職員と申しますのが、とりあえず課長補佐以上で現在行っております。</p> <p>その評価について、今おっしゃられた勤勉手当とかですね、昇給に反映していくのが本来の姿であろうと思うわけでございますが、なにせ本村の職員数はですね、人数が少のうございますので、それをですね、なかなか勤勉手当、昇給等に反映させるのは、いきなりというのはなかなか難しいと判断しております。</p> <p>追ってはですね、いずれはそういうことまでやっていくべきだと思っておりますが、28年度、29年度、村長の方針といたしましては、現段階ではいきなり給与</p>

	<p>に反映というのは、まだ見送っていいんじゃないかという判断をいただいております。</p> <p>ということで、人事評価については、28年度から本格的に実施する予定でございます。以上です。</p>
委員長 2番	<p>2番 伊藤委員</p> <p>そうしますと、これについてはですね、評価制度と一般的な人事考課制度というものがありますよね。それで、一般的なものについては、目標面接とかいろんなものがありますけれども、この職員さんのですね、評価基準というやつは、そういうものがあるのか。それからこの考課については、自分で自己評価というものも取ってやっていくのか、上司のですね、上から見たものだけでなく、本人の評価というものも入れてのですね、人事評価制度を28年度からやっていくのか、その辺りのところはいかがでしょうか。</p>
委員長 総務課長	<p>総務課長</p> <p>ただ今、伊藤議員のほうからご指摘のあったとおりの内容をですね、人事評価の中に織り込んでおります。目標達成率、それぞれの職員がですね、目標を定めて、その目標を達成できたか。あと通常の事務事業がきちんとこなしているか。その評価も行います。</p> <p>この評価を行う職員は、一般職と言いますか、係長以下については課長補佐、課長補佐については課長と、2段階、3段階に踏まえて、最終的には村長、あるいは教育分野においては教育長が最終判断を下すと。そういうシステムを構築しているところでございます。以上です。</p>
委員長 6番	<p>6番 梶原委員</p> <p>関連質問になりますが。</p> <p>もうこの民間はですね、こういう制度はもう10年以上前にですね、もう始めているんですよ。個人評価的なものは面接も、先ほど伊藤議員が言うように面接、こういったものやって、自己評価そして上司の評価、そういった方向性を打ち出してやってるわけですから、これはもう当然ですね、やっぱり総務課長が言うように、ぜひともやっていただいて、そしてやっぱり最終判断は村長ですけど、その辺りをですね、やっぱり民間のやっているところをですね、学んでいただいて、ぜひともやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
委員長 7番	<p>7番 高倉委員</p> <p>125ページ、先ほどからおっしゃられております15節の工事請負費、小石原庁舎ということでございました。</p> <p>これ小石原庁舎のトイレが壊れているのはご存じですか。</p>
委員長 総務課長	<p>総務課長</p> <p>定かな記憶ではございませんが、男子トイレのですね、水の流れないのがあったような気がしますが、はっきりとは覚えておりません。以上です。</p>
委員長 7番	<p>高倉委員</p> <p>これと一緒にですね、やはりはっきりそのとおりでございますので、修理をしていただきたいと思っております。</p> <p>そうでないと、やはり昔みたいには使っていないかもしれないけどもですね、やはり何かあったときに使うときに、そういうふうなことであれば非常に不都合だと思いますのでですね、ここも一緒に修理をしていただくようお願いをいたしておきます。</p>
委員長 総務課長	<p>総務課長</p> <p>弁解のような形になりますが、宝珠山庁舎のほうはですね、総務課のほうできち</p>

	んと把握できるんですが、小石原庁舎については、小石原庁舎長ということで、1課長位置付けております。きちっと連絡を取りながらですね、そういった修繕するべきところは今後確認していきたいと思っております。以上です。
委員長	7番 高倉委員
7番	161ページ、消防備品購入費ということがございます。 ここですね、私、消防主任のほうに何度も言ってきたんですけども、各地区に消火栓がございますよね。消火栓に筒口がない、これは、去年か一昨年か盗られてですね、筒口がないところもあります。ホースが1本しかないとか。 そこのところをやっぱりもう少し地元消防団員と話して、もう少し整備していただかないと、ほんといざというときには、何もできないという可能性がありますので、そこのところをもう少し把握していただきたいと思っておりますが、いかがですか。
委員長	杉野主査
総務課主査	消火栓の備品につきましては、議員ご指摘のとおり、盗難被害等が昨年発覚いたしまして、消防団で調査のほうを行わせていただいております。 それで、数等についてはですね、百数カ所ほど村内消火栓がありまして、一応数等ですね、今まとめております。 ただ、予算につきましてはですね、ちょっと28年度予算には上げてないんですけども、今年度の予算、備品購入費の中で対応したいというふうに考えておまして、今、ようやくまとまったところですね、ただ言われるとおり、早期にですね、整備をしたほうがよいというのは、もうおっしゃるとおりでございますので、今月中までにはですね、ある程度消火栓の不足分、特に筒先とかですね、必要なものについては整備したいと考えております。以上です。
委員長	40分過ぎましたので、あと1人でいいですか。 （「それはいいですよ。」の声あり） 7番 高倉委員
7番	同じく161ページ、工事請負費、これは、大行司と皿山の水門ということでございましたけれども、皿山の水門の設置工事に、なんか水量調査を行うということでございましたけど、この水量調査とかを水門をつくるのに水量調査とかが必要なんですかね。
委員長	総務課長
総務課長	この工事についてですね、前回説明の中で、皿山の合流箇所ですね、水路が合流するところで、水門を設置する際にですね、その水門の大きさ、強度、そういったのを決定するための流量計算等を行う必要があるという説明をしたと思っております。 村内業者のほうに鉄工業者が1軒ございますので、そちらに相談したんですけど、見積りを取るためにですね、そうした場合には、私のほうではそういった流量計算までして、強度とかそういうのを算定するのがなかなか難しいので、今回見積りは遠慮したいということを受けておりましたので、大手業者になる可能性がありますという説明をしたと思っております。 それで金額的には、今回きちっとした見積りでの算定ではございませんが、概ねこのくらいかかるであろうということで、計上しておるところでございます。以上です。
委員長	7番 高倉委員
7番	いや、私が聞きたいのは、確かに今、工事の要するに土台ですか、それに対する水量調査ということでございますけれども。そこまで、これは私、工事に対しては素人ですから、よく分からないんですけど、地元業者が、あそこで水量を少々流れたからといって、例えば水門を付けるのにですよ、こんな少々流れたから、工事し

	<p>たものが流れるとか、そういったことはちょっと考えられないんですけど。</p> <p>大きな川であればですね、分かりますけど、その調査をしなきゃいけないというのが、僕はちょっと納得できないんですよ。そのまんまあのくらいの、まさに谷ですよね。単純に、これは申し訳ないんですけど、私の単純な考え方ですけど、単純に水をせき止めておけばいいんじゃないかと思うわけですよ。</p> <p>そこのところは、そういうふういきちとせんと、公共工事ですので、できないのですかね。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>水についてはですね、通常のもので、現在流れている程度の水であればですね、素人考えと言っちゃ悪うございますが、この程度の工事で大丈夫であろうという判断はできるわけですけど、洪水時の計算まで行いますので、そうした場合にはやはり強度の計算が必要になってくるかと思っておりますのでございます。</p>
委員長	10番 大蔵委員
10番	<p>122ページ、2款1項1目一般管理費の中で保育士、嘱託なり臨時職員なりで2人ずついるわけでございます。</p> <p>保育士というのは、潜在的に不足しているようでございますので、実際この嘱託と臨時で対応するものなのか、それとも正職として雇うべきなのか、その辺りの検討はされておるのでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	<p>議員ご指摘のとおりですね、私も非常にその件についてはですね、懸念と言いますか、疑問を持っておるところであります。</p> <p>なぜかと言いますと、やはり職種によってはですね、直接人ですよ、人をやっぱり扱う場所、そういったところに職員とあまり変わらないような仕事をされているといったところがありますので、通常言う臨時職員とかですね、役場で言う臨時職員とか、そういったものではないんじゃないかと、私は正直思っております。</p> <p>しかし、今の体制の中では、臨時職員か嘱託職員かという部類しかありませんし、その中でやっぱり臨時職員としてはこういった形、それから嘱託職員としては、昨年ですかね、改正をしていただきまして、最大で31万ほどまでは見れるようになっておりますけれども、そういったところがありますから、年々少しは嘱託ですと、上がっていくんですけども、本当にそれでいいのかというのは、疑問を持っております。</p> <p>そういった点で、人件費も当然かさむことでありますけれども、今後ですね、また対応を考えたいと思っております。</p>
委員長	10番 大蔵委員
10番	<p>0歳からですね、預けているところもありまして、募集をしても集まらなかったという実態がありますのでですね、今後の課題として、要望としてお願いしておきます。答弁はよろしいです。</p>
委員長	1番 柳瀬委員
1番	<p>119ページの歳入の17款4項1目雑入のですね、岩屋湧水収益金というのがあると思うんですけども、191万4千円。これは、今年からになると思うんですけども、こういった経緯で村のほうになったのかということをお伺いしたいと思います。</p>
委員長	<p>企画だそうですね。企画のときをお願いします。</p> <p>5番 高橋委員</p>
5番	<p>125ページ、2款1項5目の工事請負費の部分です。</p> <p>工事請負費上がっておりますが、小石原庁舎の空調の改修及び出納室のところを</p>

	<p>図書スペースというふうな形でお聞きしております。</p> <p>複数の議員、私も含めて、小石原庁舎を今後どう活用していくかというのをですね、一般質問でも問うた部分もご置きます。</p> <p>図書スペースもですね、今年度ですか、27年度で公民館スペースから庁舎スペースというかですね、移動させたりしているんですが、現在、小石原庁舎をどういうふうに活用していくかの検討というのはなされているのでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	<p>正直に言ってですね、非常に使用用途によってですね、苦慮しているところです。</p> <p>もう少し空き部屋等も多いんでですね、その辺りを村民の皆さんのために使えないかというようなことは考えてはおります。</p> <p>そう言いながらもですね、極端に言えば2階部分、これがもうほとんど空いておりますので、これを何に使うのか、文化財あたりの物を持って来て展示しようかというような話まではちょっとしたんですけれども、じゃあ、結果的にそういった興味を持った入場者の方があるのとかですね、それとか立派な議場があるんですけれども、議場あとあたりはシアター室あたりにはどうかとか、そういったことは議論をしましたけれど、まだ具体的にどうしようというのは決まっております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>ぜひ、庁舎をどう活用していくかの中で、改修というかですね、補修であったり修繕という部分を織り込んでいただきたいと思います。</p> <p>修繕しました。で、また新たに使い方決まりました。また改修しないとイケません。では、すごくお金が使い方としてはもったいないかなと。</p> <p>特に、今回の空調に関しては700万近くの空調改修にかかります。現在、その庁舎のフロア部分、何に使っているかという、だだっ広い中で全スペースを使っているというわけではなくて、2つの課の方々がその部分を使って、あの部分の空調を考えた中で、すごく採算性というかですね、悪いのじゃないか、それを改修して、また、大きな部屋を少人数で使うというデメリットですかね、あるのかなという部分をもう少し考えていかないと、いくら施設改修で基金を積んでいても、なかなかいろいろ使っていく部分では、有効性とかですね、いくらお金があっても足りないかなという部分がございます。</p> <p>その辺の改修であったり、施設利用に対する計画というのは、今、そういう庁舎であったり公共施設、どういうふう考えられていますでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	<p>議員おっしゃられるとおりですね、空調機あたりも庁舎建設当時から全然変えてないということで、今年の冬においてはですね、暖房が利かないとか、それから、2階の会議室におきまして、空調が壊れて、あれダム対策委員会でしたかね、やっているときに、急きょファンヒーターあたりを持って来てやったとか。</p> <p>したがって、今回の空調の整備につきましては、使っている部屋ですね、そういったところに最低限に絞っているわけでございますけれども、1階の、今、事務室スペースですね、この辺りの改修につきましても、予算等がかからないように、マルチ方式とかあるんですけれども、そういった形で、できるだけ安く、しかも必要のところだけを、今はやるように計画をし、予算を計上している段階であります。</p>
委員長	7番 高倉委員
7番	<p>132ページ、参議院議員通常選挙費のところ、ちょっと報酬、職員手当とありますので、ここをお伺いしたいと思います。</p> <p>先日資料で、一昨年12月の衆議院選挙の職員の出た期日前投票か、そういうの</p>

	に出たのを貰いましたけれども、これは、職員が期日前投票の係になるというのは、これは、やはり総務課で決めているんですか。それとも希望で、私がやりますということで、出ているんですか、そこを先に向いたいと思います。
委員長	総務課長
総務課長	期日前投票にあたる職員についてはですね、選挙事務従事者の事例を、選挙管理委員長名で出すこととなります。 それで、本人の希望と申しますか、支障のない職員については、基本的に事務従事にあたっていただいております。以上です。
委員長	7番 高倉委員
7番	支障のないということでございますけれども。 これを見るとですね、一番多い人で6日間、あと4日間の人が5人、ところが2回と1回の人はかなり多いですね。 ですから、これだったらはっきり申しまして、職員の方の貰う賃金というんですか、手当というんですか、これ相当違ってきているんですね。もう何万も違ってます。 たった1回しか出てない人は、一番最後のところで5,156円、一番多い人で56,887円。もう10倍違うわけですね。 こういったことで、総務課長が、今日はあなたが出なさいというふうにしたほうが、職員間で不平不満が出らんのではないかと考えてますけど、あまりにも金額が、差が激しいのでですね、そういうふうにはちょっと考えますけど、そこはどうかでしょうか。
委員長	総務課長
総務課長	期日前投票につきましては、小石原庁舎と宝珠山庁舎、両方行っているわけですが、国政選挙等においては、小石原庁舎についてはもう投票日前の1週間のみとかなですね、そういった形で行っております。 そうした際、宝珠山庁舎に従事する職員のほうがですね、どうしてもこの従事回数も多くなってまいりますし、基本的には総務課が選挙の担当課ですので、その職員が一番数多く当たることとなります。 それで、基本的にバランスを無視してですね、割り当てている状況ではございませんので、あとは職員の都合を聞きながらですね、個人的な都合はもう時間外でございますので、そちらを優先することはやむなしと考えておるところでございます。以上です。
委員長	1番 柳瀬委員
1番	161ページの9款1項3目の18節可搬積載車購入のところなんですけれども。 ここは軽の積載車とですね、2台購入するようになっておりますけれども、こういった備品というかですね、吸水管に低水量でも取れるような吸管の先につけるアタッチメントはついているのでしょうか。
委員長	杉野主査
総務課主査	先ほど言われた低水ですね、ディスクストレーナーという、15cmであればですね、できるストレーナーですけども、最近の消防車両にはすべて導入するようにしております。以上です。
委員長	5番 高橋委員
5番	124ページ、2款1項2目文書広報費の中の例規集について、お伺いしたいと思います。 ウェブの例規集でネット公開されながら、私もそういった部分すごく例規集見な

	<p>がら、条例等を見てたんですけれども。</p> <p>最近職員の方々が使う職員用の例規集の部分があるというのを若干聞きましてですね、その部分があつて、また、ウェブ版はウェブ版で運用しててという、何かちょっと、職員版の部分うまく活用して何かできないのかなという思いがあるんですけれども。</p> <p>そもそもこの例規集が、職員さんたちが使っている分と、ウェブ例規集、これは全く別の業者がされてるのでしょうか。</p>
委員長	真田課長補佐
総務課長補佐	業者につきましては、1社でございます。
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>ちょっとその更新のペースもですね、若干その職員の方はすごく早く更新されていってる。なかなかウェブ例規集のほうが追い付いてない部分があるのかなと。</p> <p>ちょっと現在も昨年の、まだ12月分とかも、まだ反映されてないような形でお見受けしましたので、その辺もし2つの手間がかかっているようであれば、何かその一本化して、うまくウェブなりに公開できる形というのを作っていけないのかと感じたところなんです、その辺は何か、手間を省けるというかですね、そういう工夫はできないもののでしょうか。</p>
委員長	真田課長補佐
総務課長補佐	<p>例規集につきましては、現在の状況がですね、職員向けと言われている分が、行政という会社の、会社のほうにサーバーがあつて、今、公開している分については、今まで村のホームページですね、その分のサーバーで村の中にありましたので、やはりデータを持って来て移したりとかいう手間があつて、時期的にちょっとずれるとかですね、そういう実情はございました。</p> <p>来年につきましては、ちょっと村のホームページが新しくなるという関係があつて、村のサーバーを、すぐではありませんが、段階的になくしていくという方法を検討しておりますので、そのときに業者さんのサーバーに入れて、一体的に運用できるような形で、来年度は提案をいただいているという形です。以上です。</p>
委員長	<p>総務課の質疑は、これで、最後をお願いします。</p> <p>5番 高橋委員</p>
5番	<p>161ページ、消防の部分でお聞きしたいと思います。</p> <p>3日、消防施設費の工事請負費、防火水槽で、大行司のほうに防火水槽、お聞きしております。</p> <p>この額が1,000万円ということで、一応場所とどういったタイプ、既設というかですね、タンク型のものを入れのか、あるいはそこで工事業者がつくっていくような形なのか、どういったタイプを防火水槽は考えられているのでしょうか。</p>
委員長	杉野主査
総務課主査	<p>現在、大行司地区の防火水槽の件なんですけれども、場所につきましては、旧宝珠山小学校の敷地内、村有地になりますけれども、美星保育所入口側ですね、スペースを現在考えております。</p> <p>タイプにつきましては、現在、出ておりますのはですね、二次製品型、いわゆる耐震性の貯水槽を考えております。</p> <p>大きさにつきましては、一応60トン級ということで考えております。以上です。</p>
委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>これで、総務課の質疑を終わります。</p>
休憩	
委員長	次は、企画政策課に移りますが、10時45分まで休憩します。

	(10時40分)
再開 委員長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
	(10時45分)
委員長	企画政策課の質疑をただ今から始めます。 企画政策課の質疑はありませんか。 7番 高倉委員
7番	128ページ、個性ある地域づくり事業費の19節コミュニティ助成事業、これは、先日の説明のときに、書いてありますけど、岩屋祭り実行委員会に250万、宝珠山盆踊り実行委員会250万とあります。これは、どういうふうな使用目的で、こういうふうに上げているんですか。
委員長	森山主任主事
企画政策課主任主事	ご質問のコミュニティ助成事業、2つの申請があつておまして、こちら一般の地域のコミュニティを醸成するための商品を買うということですね、それぞれまずは岩屋祭り実行委員会のほうは、地域のお祭りの中ですね、鬼の衣装、斑点の入った分なんですけど、そちらのほうと、あとお神輿ですね、子ども神輿のお神輿のほうの購入を計画のほうで上げております。 また、宝珠山盆踊り実行委員会のほうは、その盆踊りをするときの衣装ですね、主に浴衣と帯び、そして草履ですね、そういったものの購入を、こちらのほうで申請をするということ、商品のほうの購入が申請書のほうで出ております。以上です。
委員長	7番 高倉委員
7番	岩屋祭りのほうは、子ども神輿をつくるというのは、金額も少し出るから分らないでもないんですけども。この宝珠山盆踊りの会にですね、そういう浴衣とか草履とか、そういうものを助成する必要はあるんですかね。 はっきり言って盆踊りをするのは、お盆のせいぜい2日か3日の間ですよ。これに250万もの金額を補正するというのは、あまりにもおかしな金額じゃないかと、私は考えておりますけど。 浴衣とか草履とかはですね、自前でやってくださいと、私は言いたいんですけど、そこるところのように、これは村長にお伺いしたいんですけど、どのように考えておりますかね。
委員長	村長
村長	議員おっしゃるとおりですね、私もこれ、どういうことという質問しましたら、宝くじの助成事業でやるということでありましたので、そうであればいいのかなと思って、私は判断をいたしました。
委員長	企画政策課長
企画政策課長	盆踊り実行委員会のイベントでございますが、この中で浴衣とかですね、それとかありますけど、一番メインのやつは提灯とかですね、それとか浴衣セットとかですね、そういう模様の入ったデザイン料も含めたですね、浴衣の購入がメインの出費となります。以上です。
委員長	7番 高倉委員
7番	今まで宝珠山地区の人は盆踊りをやっております。それは分かっておりますけど。これをかたらっ祭とか、そういうふうな関係で補助はしておったと思います。 先ほど村長が、宝くじのほうの補助から来るからとってですね、この金額があまりにも大きいので、ちょっとやはりこれは問題じゃないかなと。 これは、東峰村全部で盆踊りとか、そういうものをするのであれば、私はそこま

	<p>では言いませんけど、これは、宝珠山地区限定の話であってですね、これほどの金額を宝珠山の地区の人たちの盆踊りのために使用するというのは、これはいかななものかと、私は考えております。</p> <p>もしそうじゃなくてですね、これは、私の考え方ですけど、小石原のほうで青年団が夏祭りしますよね。これは、教育関係のほうですけど。そういったほうにも回していただければですね、まだ私も納得できるんですけど。これを宝珠山盆踊りの会に250万一括、提灯とかいろいろ、お金があれば何でも買えますけど、ひととこに補助するというのは、いかなものかと考えておりますけど、そこのところはいかがでしょうか。</p>
委員長	企画政策課長
企画政策課長	<p>これコミュニティ事業のですね、いろんな事業の、まず募集をかけるわけですよ。募集をかけて、これで手が挙がってですね、申請を行うわけですよ。だからこれ申し込み希望があれば、そのとき手を挙げればいいと思います。</p> <p>今回、募集があったのが2団体ということで、その中に盆踊り実行委員会が手を挙げたということになります。以上です。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>ページはありません、また。東峰テレビについて、ちょっと考え方というんですかね。</p> <p>東峰テレビは、総務常任委員会やあるいは全協の中でも、どんなふうにしていくのかというのが1つあると思います。</p> <p>やはり東峰テレビのこれからをどんなふうに進めるかがある程度はっきりしないと、今度は年間予算のほうもどんなふうになっていくのかなというのがあると思います。</p> <p>考え方は、住民ディレクターを増やしながら自前でできるとか、村民のための番組作り、番組というのは広報を含めてです。</p> <p>そういうものを、じゃあ、どこがどんなふうにしていくのかとかですね。だから、外注委託みたいな形ですずとしていくのか、それともあるいは自前の関係で頑張ってみるのかとか、そういうふうなある程度の考え方が示されないのかなという思いがしてるんですが、どうでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	<p>東峰テレビの運営をどうやるのかということについてもですね、非常に苦慮しているところでありまして、したがって、今回ですね、やはり今までの体系は変えたいという形もありまして、地域おこし協力隊等の募集等も、その名目でやったわけでありまして、残念ながらそれは、今のところは叶っておりません。</p> <p>確かにですね、いろいろなご批判等もあるんですけども、先ほど言いましたように、住民ディレクターとかですね、そういったものは募集するんですけども、なかなかそれには応募者もない、そういった中で、まずは本当にまだまだ村民のための東峰テレビになってない。それは今までのやり方が悪いんじゃないか、というところもやっぱあるわけですよ。</p> <p>したがって、来年度につきましてはもう少しですね、村民の方の参加型の一応東峰テレビ作りあたりは今やっていっておりますし、しかももっと積極的に、やはり役場の職員をはじめですね、そういった人たちが東峰テレビの前に出て、そして、今までのお知らせあたりじゃなくてですね、やっぱりもう少し身近な、例えば問題等につきましてもですね、広報できるような形を、今年度はぜひとっていきたいと思っております。</p> <p>先般区長会の中でも意見があったんですけども、いつつけても、いつも同じこ</p>

	<p>とばかりしかやってないじゃないかと、というようなお話でございましたけれども、そうじゃなくて、番組表がちゃんとあるんですよ。その中で、その時間帯については、お知らせとか村民広場とかですね、トピックスとか流してるんですよというお話をしましたら、この前またお会いしまして、確かに村長、あんたが言うとおりのやったなど、認識が足らんかったというようなことでございました。</p> <p>したがって、裏を返していけば、まだまだそのくらいの、そのくらいと言ったら語弊がありますけれども、その程度の、やっぱり村民の方の認識、興味がないと言いますか。</p> <p>ですから、いかに、やはり願わくば、東峰テレビを見なきゃ損よというような形まで持っていければいいなと思っております。</p> <p>来年度についてはですね、まだまだいろんなご批判をいただきたいと思いますけれども、少しずつは変えていきたいと思っております。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>議会でも姫島のほうに視察に行ったことがあります。</p> <p>姫島はもちろん島ですから、自前の放送施設をもって、しかしながら何千万かかかってます、やっぱ。</p> <p>ですから何が言いたいかという、やっぱり村としてもどんなふうな番組というか、放送の内容をするのかと。11時まで、12時まではないでしょうけど、かなり遅くまで確かに東峰テレビはあっています。</p> <p>しかし、じゃあ、長い時間が必要なのかとかどうかというふうがいいのか、だから物の見方というのはその人、その人で変わるんですね。好意的に見れば、ああ、いい番組があっている。見たくないと思えば、またやっているという。</p> <p>だから、それがどんなふう、今度は村のこの東峰テレビに好意的な意見と否定的な意見になってくるのかというのがあるんですね。</p> <p>だから、往々にして否定的な意見のほうが多くなるんですね、こういうのは。だから、そういうのをやっぱりきちんとしていかないと、東峰テレビ、せっかくいろんな方が頑張ってるのが、好意的に見られないような場合も、中にはあるかもしれないという思いがあって、だから、ここをやっぱりきちんと村としても、こんなふうな放送内容とか番組内容を、やりたい、やりますみたいなことがあってもいいんじゃないかというふうに思っています。以上です。</p>
委員長	企画政策課長
企画政策課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>東峰テレビの内容といたしましては、課の中でもいろいろ検討をいたしましてですね、どうしたら魅力ある放送、番組ができるかということですね、話しております。</p> <p>その中で、やっぱり住民との関わりとですね、それと村のお知らせなんかですね、それなんか保健福祉課がやっていたような、職員が出て、いろんな解説をするとか、そういう方向があるのかなと。それでいろんなお知らせですね、そういうのを文字だけでなく、顔が出て、実際の担当職員が出てですね、そういうお知らせをするのが説得力があるのかなということも話しています。</p> <p>また、今度28年度事業ですね、村民と密着型と言いまして、村民の伝言板とかですね、それとか村民の要らなくなった、「あげます・ゆずりますコーナー」とかですね、そういうのができたらすごく住民と、村民とですね、密着度が高まるんじゃないかと。放送の意義があるのかなということですね、課の中では出ました。</p> <p>こういうことを岸本氏と話しましてですね、ぜひ、やっていこうということですね、そういう方向で進んでおります。以上です。</p>

委員長 10番	10番 大蔵委員 関連です。 本年度ですね、議会報告会を行った中で、住民の方からもそういったご意見が、見ないといったご意見をよく聞くわけでございます。 それで、この当初予算で決めたあとに、その後に議会としては何も口を出せないのかと、そういった感じがありましてですね、今回新しい事業を5つぐらい作ったんですかね、そういったことを年度途中で、村民からのご意見、また議会からのご意見があった中で、変更するという事は可能なわけですか。
議長	企画政策課長
企画政策課長	28年度事業の中でですね、5つの事業ということで私説明したんですけど、その中で、村民ナウ、住民の情報をお伝えするとかですね、それとかその中で、そういう議会からこういうのがありますということはですね、十分今の中で可能と思われると思います。そういうことはいろんな、岸本氏とまた連絡を取りましてですね、改善の方向にしていきたいと思っています。
委員長 10番	10番 大蔵言委員 玄人が受けるようなすばらしい番組はたぶん作ってるんだろーと思います。 それが、住民が、そのすばらしい内容が、ちょっと村民と合わないなというような感じもあって見ないところもあると思います。すばらしい内容も結構でございますけれども、やはり住民に近い内容をですね、ぜひとも作っていただきまして、そして、また住民の意見を今まで以上に取り入れて、より良い番組また人から見てもらえる番組を作っていただきたいと思います。以上です。
委員長 5番	5番 高橋委員 関連質問です。 ケーブルテレビに関してなんですけれども、年に1回、ケーブルテレビ審議会を行っているかと思えます。議会からも私と高倉議員、選出されて委員としてご意見させていただいておりますけれども、なかなか審議会ですまざま各種団体の代表者の方が集まって意見を言うけれども、毎年毎年同じことを言って、堂々巡りが続いているということがある、すごく見受けられます。 11月にもですね、会長名で村長宛にですね、答申書をお渡ししていると思えます。 その中で、こういったことをですね、審議会ですまざま次のおり意見が寄せられたので、放送事業者で十分な検討をお願いしたい。 1、番組モニター制度の実施を検討すること。2、村民ニーズに応えるため、改善すべき事項は速やかに改善し、村民から親しまれるテレビ局を目指すこと。3、ケーブルテレビ運営経費について、検討すること。この3つを答申書で出しているかと思えます。 その3つに対してですね、どういった検討を行われて、どういった改善が行われるのか、そこについてお聞きします。
委員長	企画政策課長
企画政策課長	まず、審議会の中でですね、年に2回実施しております。 （「1回やろ。」の声あり）
企画政策課長	今まではですね、ご指摘のとおり、1回でございましたけれども、2回ですね、28年度には2回開催するように予定しております。 それから、番組モニターの件ですけれども、28年度はですね、そういう制度をですね、今取り組むべきいろんな情報を集めながら、どういうことをしていくかという、具体的に今検討をしております。

	それと、経費に関しましてはですね、今、いろんなケーブルテレビの情報を集めてきてですね、今、試算を行っているところでございます。以上です。
委員長	5番 高橋委員
5番	(2) 番の村民のニーズに応えるため、改善すべき事項は速やか改善し、村民から親しまれるテレビ局を目指すこと。ここの部分の回答をお願いします。
委員長	企画政策課長
企画政策課長	先ほどですね、佐々木議員のところで申し上げたとおりですね、村民と密着型をですね、少し入れないかと思っておりますね、村民伝言板とか、今言ったような「ゆずります・あげますコーナー」とかですね、それとか村民ブックというのがあって、いろんな写真とかトピックス、Facebookなんか等ですね、いろんなアップしますよね。雪が降ったら、こういう雪が積もりましたよとか、そういう関係をですね、広く村民から集めて紹介するという、今まで映像で、映写機を持って行ったんですけど、なかなか誰も使えないというのが、ハードルが高くということでございまして、今持っているスマホでありましたらですね、いろんなことで動画なりFacebookなり写真が撮れるというところで、そういう写真を集めて、いろんな小さなことなんですけど、いろんな村民から集めて、それを紹介するというコーナーも、来年度にはしたいと思っております。以上です。
委員長	5番 高橋委員
5番	この改善すべき事項は速やか改善しという部分はですね、結局は、ちょっとこれはもう少し改善していかないといけないよねといった部分を、速やかに改善していくという、その取り組みはできないのかという部分でも問うてると思うんですよね。 確かに今、課長が言われたのはですね、改善していているという役場の方向性は言われたんですけども、要は、村民からの声というのを、どういうふうに受け止め、やっていくという体制的な部分がしっかりつくれていますかという部分で1つ、(1)でも、審議会の中で番組モニター制という意見も出てきたと思います。 これは、やはり常に番組を見ている人からの意見がどういうふうに反映されていくのかという部分も含めてですね、といった部分で、村民の皆さん、先ほど大蔵委員の質問ともかぶりますけれども、出てきた意見を、どういうふうに対応できる体制、そこについて取り組みをお聞きます。
委員長	企画政策課長
企画政策課長	今、考えているところはですね、どういうふうにして体制づくりをするかということでございますが、プリズムにそういうのは全部委託しております。役場の中にもですね、いろんな意見の交換というのをですね、回数を増やしたいと。 具体的にはですね、毎月1回程度の調整会議を持つことで、今検討しております。その中で、こういうニーズがありましたとかですね、それとかこういう意見がありましたというのをですね、直接プリズムのほうにして、そしてプリズムのほうも、これは具体的に、これはなかなかハードルが高いとか、すぐできますとかいうのをですね、そういう調整会議をですね、月1ペースで企画したいと思っております。以上です。
委員長	5番 高橋委員
5番	ぜひ、村民の皆さんの声がしっかり反映できる体制を取っていただきたいのと、あと、このケーブルテレビ審議会、2回だとおっしゃられておりましたけれども。やっぱりこの審議会自体の意見であったり、そういった部分がうまく反映されていかないと、審議会を成してないのかなと思います。 それが放送事業者に伝わってこそその審議会ということで、NHKも公共放送で、こういう審議会を持たれております。どの放送事業者もそうだと思いますが、その

	<p>放送事業者は、大体自分の放送の中で、審議会でこういう意見が出ましたというのを、自ら放送して、こういうふうに改善していきますというのを、もちろんテレビの中でやっているわけなんで、やはり東峰テレビもそういうふうな意見を受けて、こう改善していきますというのを、テレビの中でもやらないと、あまり意味がないのかなと思います、その辺の改善はいかがでしょうか。</p>
委員長	企画政策課長
企画政策課長	<p>今、議員さんのご指摘のとおりでございますが、こういういろんな審議会の内容とかいうのはですね、フィードバックしなきゃいかんということで、テレビの中ではもちろん流したいと思います。</p> <p>もう1つ、広報紙の部分でもですね、審議会の中でこういうことが審議されて、こういう意見があったということですね、ニーズがあったということもですね、村民の方に広く知らせるために、広報紙とテレビと2つで、いろんなフィードバックをしたいと思います。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>企画のほうは、いろんな質問が本当はあるんですが、先ほど委員長が40分の時間を言ってますので、違う質問をしたいと思います。</p> <p>これまたページがありませんので、聞いてほしいと思いますが、指定管理の関係です。</p> <p>この指定管理というのが、本来ならばですね、地域経済の指定管理を受けて、自分で経済力のアップなり地域活性化のための指定管理制度だったとは思いますが、いかにせん東峰村では、なかなか公設で建てた場合が、請けてと言いますか、何と言いましょかね、活用する団体が少ないということで、この指定管理料の問題ですね。</p> <p>これ指定管理は、なかなか経営状態が悪いとかいろんな問題があると、指定管理料の関係がいろいろとまた変わってくると思うんですが、やはり改善をしながら、どうやって頑張っていくとか、そういうところも含めて考えなければ、施設は段々、段々古くなる、近隣新しい施設が建てば、今度はそういうところに利用客が流れるとか、いろんな問題が出てくると思います。</p> <p>結構この指定管理の場合は、村内でかなりの金額になっています。頑張って、この施設を今運営されてる団体に対しては、もう本当に感謝を申し上げるんですが、やはり村の財政等いろんなことを勘案すれば、やはりここも避けては通れない問題かなという思いがしてます。</p> <p>これは、この当初予算には関係ないような質問にはなるかもしれませんが、やはりこれから予算を組む時においても、こういうふうな事業費の関係は考えなければいけないと思って、質問をいたしております。</p>
委員長	村長
村長	<p>やはりですね、昨年も見直して、また今年度指定管理料というのを見直ささせていただきました。</p> <p>大きな要因といたしましては、昨年の指定管理料につきましては、とにかく指定管理者がもう少し頑張ってくださいよと、そして、収益を上げてくださいという形で、20%というのは、そういった形で予算的な金額の中から差し引かせていただいたんですけども。</p> <p>確かに言われますように、指定管理を本当に役場がやるんだったらどうなんだという考え方のほうが正しいのかなと思ひまして、今年度につきましてはですね、そういった形で積算をさせていただいたものであります。</p> <p>ただし、今議員言われましたように、他の指定管理者がなかなかいない段階で</p>

	<p>すね、またいろんなことをやっていただければ、もう少し収益が上がるのではないかという思いも、こちらとしてはまだ捨てきっておりませんので、ぜひ、指定管理者の中で、やはり自分たちも利潤が出るようなですね、体制を、今後ともやっぱりとっていただきたいなと思っております。</p> <p>指定管理料の見直し等、これは、やはりその時々合ったですね、見直し等が必要かと思っておりますので、当面5年間ということでありましてけれども、そういったところはまた今後とも検討をしていきたいと思っております。</p>
委員長	7番 高倉委員
7番	<p>129ページ、地域おこし支援事業の嘱託職員ということでございます。</p> <p>これは、現在決まっておられる方がもしおりましたら、何名か。そしてまた、どこに配属を予定しているのかを、お聞きしたいと思います。</p>
委員長	森山主任
企画政策課主任	<p>ご質問のですね、現在決まっている地域おこし協力隊、今年度募集を行いまして、5名の募集を行ってりましたが、現在内定を出しているのは2名の方です。</p> <p>ただ、今現在誓約書といてですね、来年度以降この協力隊として働くということで、誓約書をいただいている方は1名の方決定で、その方は、現在のところ、募集してありました内容でいきますと、鼓の里のキャンプ場の支援のほうで業務を行うということで、誓約書のほうをいただいております。以上です。</p>
委員長	1番 柳瀬委員
1番	<p>トレールランニングに関するところなんですけれども。</p> <p>155ページの7款2項7目ですね。</p> <p>参加人数を教えてくださいたいと思います。去年の。</p>
委員長	森山主任
企画政策課主任	<p>前回、平成27年度の10月4日に行われております第1回修験道トレールの参加人数のほうは、145名となっております。以上です。</p>
委員長	1番 柳瀬委員
1番	<p>28年度は経費等いろいろ予算が上がっていますけれども、これを開催することによって、東峰村にプラスになることということを、どのように考えているのか、お考えをお伺いしたいと思います。</p>
委員長	企画政策課長
企画政策課長	<p>28年度はですね、約300名の参加者を予定しております。</p> <p>全国からですね、こういう選手が集まるわけございまして、なかなかこの業界というか、このトレールランニングの中ではですね、どこであるのかというのがすごく興味があることございまして、それに対して前夜祭とかですね、いろんなイベントをそれに付随しています。その中では、すごく東峰村というのがPRできるんじゃないかということでございます。</p> <p>それとですね、お土産とか、途中で救護所、フェイドというところを設けます。そこで村の物産をですね、去年は梨を出したんですよね。その梨がすごく好評で、帰りにすごく買って帰られたという方が結構いらっしゃいますね、そういう東峰村の物産もPRできるのかなということでございます。以上です。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>ページ、130ページの2款1項30目ですね、13節の調査委託料について、尋ねます。</p>
委員長	梶原係長
企画政策課係長	<p>この委託料につきましては、新型交付金の調査委託料という形になります。委託料でございます。</p>

	<p>新型交付金でDMOとかですね、地域商社とか、そういったものを検討するものでございます。</p>
委員長	<p>関連ですか。 2番 伊藤委員</p>
2番	<p>先日のこの説明の中で、この調査委託料についてですね、東峰村DMOを設立というようなお話をしてあったんですよ。その中で、結局これは、官公庁が日本版DMOという形で考えられている中がありますよね。そういうものについて、東峰村版というような形でやられるということ、調査するという事なんですかね。</p> <p>これの中では、商工業から農業、それからいろんな業者とか飲食店とか、いろんなものについての関連付けをやって、そういう観光客、または顧客の呼び込みというものが目的として、日本版としては上げられておりますよね。</p> <p>じゃあ、東峰村版として、このDMOを作るための委託料ということで説明あつてますんで、じゃあ、どういうことでやるのかと、どういうことをこの目的として、委託料を上げているのかということ、詳細にちょっと教えていただきたいと思えます。</p>
委員長	企画政策課長
企画政策課長	<p>このまち・ひと・しごと創生事業の中の委託費ですね、100万ということで予算計上しております。これは、説明の中では東峰村版DMOの設立に関する調査委託料ということで説明しておりました。</p> <p>これは、東峰村には、今、観光協会というのがございませぬ。それで、村の職員とか兼任で、今、観光のほうをやっておりますけども、いろんな観光の横の繋がりというのがですね、なかなか一緒に、トータル的に考えるところというのがございませぬ、これは、トータル的に考えるような機関、要するにDMOですね、その予備調査でございます。</p> <p>というのは、これは、将来的にはですね、28年、29年に向かって、新型交付金を使ってですね、このDMOの立ち上げに向かっての調査をもちろんです。その前にですね、予備調査といたしまして、その新型交付金に上げるための調査費ですね、新型交付金の上げるための調査費というのを、ここに上げておるところでございます。以上です。</p>
委員長	2番 伊藤委員
2番	<p>ちょっと今のお答えではですね、なかなか分かりづらいんですよ。</p> <p>DMOを上げるための予備調査、だから、じゃあ何を調査するのか、どういう形でやるのかということ、私は聞きたいわけなんです。目的が何にも見えないですよ、今の話では。</p> <p>だから、将来DMOをこういうのをやりたい、そのためにこの調査をするための調査委託費ですよというような説明をですね、お願いしたいと思えます。</p>
委員長	梶原係長
企画政策課係長	<p>先ほどの予備調査でございますが、新型交付金を申請をする中でですね、どういった団体がどのような形で立ち上げていくのかと、そういった詳しい内容が必要になってまいります。</p> <p>また、収支の決算、収支等の状況も必要でございますので、そういった諸々を調査いたしまして、国に申請をするといった形になりますので、そういった予備調査を行いたいというふうに考えております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>関連になる質問です。 156ページ、これは、企画政策に直接関係するものではないですが、7款2項</p>

	<p>8目観光情報ステーション事業費。</p> <p>昨日の農林観光課長の説明の中では、DMOに先駆ける部分で、観光情報ステーション的な部分を始めるといった話もあったんですが、調査をしながらこれもやって、結局、DMOをどう目指していくのか。この事業との関連というのは、企画政策課はあるのでしょうか。</p>
委員長	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(11時24分)</p>
委員長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(11時28分)</p>
委員長	企画政策課長
企画政策課長	<p>まず、30目のこの委託費の100万は、繰り返しになりますけども、東峰村版DMOの設立の予備調査ということですね、内容といたしましては、誰がどんな形でやるのかとか、それとか市場調査ですね、それとかここでいろんな採算が取れるのかとかですね、それとかマーケティングはどういうふうにするのかとか、そういう方向ですね、今度新型交付金を使って、そういう調査をする前ですね、予備調査費として上げているところでございます。</p> <p>この観光情報ステーション事業というのは、今、観光協会というのが村にはございませんで、ここは村ではできないようなこと、例えば仕入をして、それをまた販売するとかですね、それとか村の観光関係を一手に引き受けてするという、できないようなことを民間ベースを使ってですね、ここで下地じゃないですけども、こういう事業をやっていくと。</p> <p>それがDMOになるかと言ったらまた別でございまして、そういうことで、2つを上げているところでございます。</p> <p>この観光情報ステーションという事業は、農林観光課のほうでしていますので、詳しくは農林観光課のほうで、総括質問のときによろしくお願ひしたいと思います。以上です。</p>
委員長	<p>分かりましたかね。農林観光課で、また説明をするそうですので。</p> <p>1番 柳瀬委員</p>
1番	<p>歳入のところなんですけれども、119ページの17款4項1目雑入のですね、岩屋湧水収益金のことなんですけれども。</p> <p>昨年まではふるさと村に収益が入っていたと思いますけれども、28年度から村のほうにですね、経費を除いた収益金の2分の1が村のほうに入るようになっていきますけれども、この経緯をお伺ひしたいと思います。</p>
委員長	企画政策課長
企画政策課長	<p>経緯と言いますのは、今回ですね、指定管理の中で、例えばキャンプ場なんかはですね、この水の収益のほうに含まれていたということとですね、どこまでが、はっきり線がですね、なかなか見づらいというか、引いてなかったんですね。</p> <p>今回はですね、その指定管理料とこの水の収益と2つ分けましてですね、そして、はっきり見える形で出そうということでございます。</p> <p>この半分ということでございますけども、これは、実際収益があつて、それに、その水の収益のためにする経費がございまして、その分を差し引きまして、具体的な数字でいきましたら、3年間の水の収益というのがですね、約520万ほどございます。</p> <p>これからですね、いろんな水をあげるための経費、例えばメンテ料とかですね、それとか光熱水費とかですね、減価償却費とかございまして、それが約138万ほどございます。これを520から引いた残りですね、382万、約ですね。この分を</p>

	<p>村のほうで、村とふるさと村ですね。</p> <p>例えばふるさと村は、向こうの給水施設それとそれを取り囲む家ですね、その所有でございます。村としては、そのトンネルから出た水の導水管はですね、村がしております。</p> <p>そういう感じで共同事業ということでですね、そしていろんなふるさと村のほうと協議いたしましてですね、じゃあ折半しようということですね、話がまとまっております。それをそういうふうにしております。以上です。</p>
委員長 5番	<p>5番 高橋委員</p> <p>ちょっとそのふるさと村の水の経緯というのは、元々そういうような経緯だったのでしょうか。</p> <p>あくまでも水自体はですね、もちろん村が権利を持って、運営するにあたって収益事業になりますので、ふるさと村にその権利と管理をやって、その収益をふるさと村の運営の費用として、ふるさと村は収益を上げているのではないかなと思うんですけども。</p> <p>何か建物はですね、ふるさと村が建てて、その設備もですね、ふるさと村が建てていますので、なんか収益を、結局没収ではないんですけど、している感覚に捉われるんですけども。</p> <p>今回、なんでそういうふうな経緯になったのかという部分で、岩屋キャンプ場に収益がいったたというのも、そういう取り決めがあったのでしょうか。</p>
委員長	<p>企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>そういう取り決めじゃなくてですね、指定管理の中にですね、そういう岩屋キャンプ場が入っていたと。例えば、水の周辺の指定管理料の中にですね、岩屋キャンプ場が入っていたという形になります。以上です。</p>
委員長 5番	<p>5番 高橋委員</p> <p>そうすると、岩屋キャンプ場の収益に入っていたという部分で割り振られていたという部分で、岩屋湧水の収益とそういった指定管理を切り分けるためにという理由が、全然伝わらないんですけども。</p> <p>元々その岩屋湧水の収益は、岩屋キャンプ場の指定管理料と関係はあったんですか。</p>
委員長	<p>梶原係長</p>
企画政策課係長	<p>昨年までは岩屋キャンプ場それから山村広場を指定管理という形で設けておりました。その中に、いわゆる水汲み場を含めておりましたので、収益についても、その岩屋キャンプ場の中の収益に当て込んで、結局、指定管理料がほとんどないという状態ができておりました。</p> <p>しかし、水汲み場については、指定管理施設として委託するものではないということでございますので、今回岩屋キャンプ場と山村広場とは区別をしたというものでございます。</p> <p>すみません。水汲み場とキャンプ場を区別いたしまして、水汲み場につきましては、村の財産であります土地ですね、それから施設、結局トンネルから水汲み場まで導水してきております施設、それから、使用权ですね。JR九州と協定により水の使用が認められた権利、これが村の財産でございます。ふるさと村の財産としましては、先ほど議員が言われておりましたとおり、建物それから販売機といったものが、ふるさと村の財産でございます。</p> <p>その財産を2つ合わせて一緒にですね、事業をするということで、共同事業ということで来年度からは位置付けまして、お互いの財産を使って事業をしますので、利益については折半しようという形で、ふるさと村と協議をしたという形になって</p>

	<p>ございますので、指定管理料についてはですね、村が指定管理を、村が直営したときにかかる費用については、岩屋キャンプ場にきちんとお支払いをします。水汲み場については、そういう形で棲み分けをきちんと行ったということでございます。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>棲み分けを行ったというのは分かるんですけども、なぜ岩屋湧水の利益、収益の部分が、いまさらになって、結局村が導水管というかですね、引いてた分というのと、施設はふるさと村が建ててという部分の話に、またぶり返してきたのか。ちょっとその経緯を教えてください。</p>
委員長	企画政策課長
企画政策課長	<p>岩屋湧水はですね、それを指定管理としますと、なかなか指定管理にはすぐわない施設。例えば、収益がございますからですね、誰でもそれは指定管理の申し込みはあると思いますね。</p> <p>その中で、やっぱり今までそういうキャンプ場も入っている、いろんなものも入っているというのがですね、なかなか目に見えないと。</p> <p>岩屋キャンプ場なら岩屋キャンプ場の指定管理を決めまして、岩屋湧水は岩屋湧水の指定管理から外すという方向でですね、そういうふうに決めております。以上です。</p>
委員長	村長
村長	<p>なかなか分かりづらいと思いますけど、今、係長が言ったところが正解かなと思っています。</p> <p>今回、指定管理料の見直しというのをやりました。その中で、岩屋キャンプ場と山村広場については、岩屋湧水の収益、今5百2、30万と言いましたか、その中でやってたということですね。指定管理をやっていたと。</p> <p>よろしいですか、岩屋の湧水から5百何十万出るから、岩屋キャンプ場と岩屋の山村広場あたりについては、その収益の中で指定管理料としてやってもらってた。</p> <p>それを今回、岩屋キャンプ場、山村広場は、今回の指定管理料の見直しにおいて、それぞれを見ましたよと。</p> <p>そうすると、あと残るのが岩屋湧水について残るわけですね。岩屋湧水を指定管理をしますと、結局あそこは5百何十万上がってれば、当然何と言いますか、先ほども言いましたように、手を上げる方もおられるでしょうし。しかしながら、ふるさと村が給水機とか建物はふるさと村の所有ですよと。ただ、水とか何とかについては、村の所有ですよということですね。</p> <p>それで、その530万程度の金額を、ふるさと村が岩屋の駅のトイレとかですね、あと周辺整備、その辺りにかかる費用については、当然、ふるさと村に払って、残りの金額においては、共同事業と言いましたけれども、村とふるさと村が共同して管理を行う施設として位置付けて、その村にいただいた半分の金額については、岩屋周辺ですね、その辺りの景観づくりに充てましょうという話の金額として確保しましょうということです。</p> <p>したがって、村の一般財源に入れるんじゃないかと、例えば岩屋公園それとかあとJR日田彦山線上の景観づくり、そういったところに回していきましょうということで、報告を受けております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>岩屋湧水自体は、もともとJRが権利を持っていた部分かと思います。その部分は、さまざまな当時の村長なり助役なり、村のトップのほうの方々がいろいろ交渉して、日野弁護士等にも入っていただいたと聞いております。当時JR九州の顧問をされていたということもあって。</p>

	<p>結局はJ R九州より湧水源であつたり湧水送水管については、無償で村に譲渡されているはずです。</p> <p>それもあつて、もちろん村が湧水を管理して、お金を取つてという部分ができればですよ、村はそういう収益事業はそぐわないので、ふるさと村にということで、ああいう施設を建ててですね、やっているはずなんですけど。その辺の部分が、もうすごく抜けて、今回また新たに考え直しているという部分は、なんか、じゃあ、あの施設をふるさと村が建てた部分というのは、どう今回の折半の部分に反映されてるのかなというのが、ちょっと理解ができないんですけども。</p> <p>そういった部分というのはしっかり、最初の協定書の部分から考えられているんでしょうか。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>前、岩屋湧水活性化委員会が確かあつたと思います。その中で旧宝珠山村がやつてる水の関係を、活性委員会の中でふるさと村のほうの事業として、やってもいいですよというふうな委員会の決め事で、あれが施設を建てて、紫外線かなんかで滅菌をして、売るというふうな話し合いは、活性化委員会の中の小石原地区、宝珠山地区の何人かの委員さんの中で話された経緯はある。</p> <p>これが今度は、水道料金の改定の中も、なんで岩屋湧水が水道のほうの关系到組み入れられないのかという、水道委員さんの話も今度は料金改定の中にも出て来たのが今まで。</p> <p>元々が無料施設を有料施設にやるこの計画の中で、ああいうふうな形になったというのが、1つあると思います。</p> <p>経緯がそうだということは、おそらく誰も知らないんじゃないかと思って、その当時のあれは、僕がなって、長沼さんとか誰か、各小石原地区も入つとつたですね。そういう委員会があつたということだけ。</p>
委員長	<p>答弁、何かございますか。</p> <p>5番 高橋委員</p>
5番	<p>ちょっとその部分、再度調べていただきたいなど。</p> <p>いや、昔の、当時関わった人たちに聞けば、すぐ分かる話だと思うんですね。その辺を、ちょっとなんかすごく無視して、今回の折半という話に繋がっているのかなと。</p> <p>いろいろ検討されたことはですね、すごく間違いではないと思うんですね。現状にそぐう形というのは、</p> <p>もう1つ聞かせていただきたいのが、この岩屋湧水の部分でですね、やはり地域に還元という部分をですね、当時の取決め、決められていたかと思ひます。収益金の5%の部分積み立てて、ある程度一定の部分貯まった時点でですね、地域のほうにコミュニティ増進であつたり、そういった部分で還元されるということを取り決められていたかと思ひます。その辺はどうなるのでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	<p>5%だったか3%だったか、ちょっとよく分かりませんが、定かでないんですが、これがですね、地元とは決められてたみたいなんです。売上金の何%かは岩屋地区と竹地区に還元すると。</p> <p>それが今までずっとふるさと村としてはやってきてないんです。この問題が、竹地区、岩屋地区のほうからも、どうなっているんだというようなことで、去年、一昨年ですか、そういう話が、ふるさと村の役員会及び株主会あたりの中でもたぶんあつたと思ひます。</p> <p>それで、そういったことは早くやっぱり対応しないといかんのかなというこ</p>

	<p>とで、結果的に、あそこの道路愛護かなんかですかね、やっつてるときに、お酒を配っただけで了解をしてもらってたということを聞いております。</p> <p>しかし、そういったものは、ちゃんと約束は約束だから、どうかせないかんということで、今回ですね、年間、岩屋地区と竹地区に、確か3万だったと思います。5万か3万です。それをお支払いするという形で、話はできております。そういうことですね。</p> <p>それからあと、岩屋湧水の、この折半の金額についても、ふるさと村の役員会でですね、その中ではご説明をさせていただきました。</p> <p>その中で、やはり相当強い抵抗もあったんですけども、元々今の役員であります仲道さんとか室井さんが議員のときに、なんか折衝して、あの2人が一番よく知っているみたいですね、経過については。</p> <p>そういった中で、いろいろ抵抗があったんですけども、とにかく折半された金額でも、地域の景観づくりとか、そういったところに使わせていただきたいというお話をさせていただきまして、それに、そういうことであれば、最終的にはよからうという形で、役員会の了承は得ております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>となりますとですね、その収益の5%という、その積み立てていく分というのは、もうこの折半をしたら終わりということでしょうか。</p> <p>それから、要は竹地区や岩屋地区、その地域の方々が納得されているのでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	<p>元々その5%というのを決めておって、今まで一切やってないんですよ、先ほど言いましたように、お酒に代わってたということで。</p> <p>それで、両2地区のほうから、どうなってるんだという話があって、今回決まりましたのが、年間3万か5万だったと思いますけれども、2地区にはお支払いをするという形で了解をいただいているところであります。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>ちょっと質問が伝わってないのは、結局折半で収益金が半分に村に行きますよね。ということは、収益が下がりますよね。ということは、5%の、もしこれからも積み立てていくのであれば、減りますよね、5%の積立分。</p> <p>私も話を聞いたのが、その積立金の額は払ってはいなかったけれども、ここの何年か積み立てられた金額がある。その中からたぶん近日3万円ですかね、払われたと思うんですけども。</p> <p>結局、今後積立金、折半をするのであれば減りますし、それをまた続けていくのか。あるいはもう折半した分はまた別の形にしていくのか、そういった協議はされたのでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	<p>この場において、定かでないところは、ちょっと言いづらいんですが。</p> <p>実質的にその5%とかの積立金ですか、それが積み立てられてなかったみたいですね。そこら辺り確認をされてますかね。</p> <p>私が聞いている範囲では、もう全く、あると言っていながらなかったという話を聞いております。これは、ちょっと定かでないの。</p> <p>ただし、結論から言いますと、先ほど言った3万ですか、3万を両地区にはお支払いをするという形で、今後は話がついているという報告は受けております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	では、もうその5%というのは、もう今後一切ない、そういう考えはないという

	ことよろしいんでしょうか。
委員長 村長	村長 今の段階では、今までそういったものはすべて、表現は悪いんですけど、チャラと言いますかね、なかったことにして、両地区に3万ずつというような話になっていると思います。
委員長 8番	8番 佐々木委員 質問は違います。 ページは128ページの2款1項19目の13節ですね。木質バイオマス導入の調査委託の関係です。 これは、大半が県費ということでもいいですかね。 それと、何を尋ねたいかという、この調査委託によって、林業関係とかいろんな関係が少しはどうかなるのかなという思いで、質問をしています。
委員長 村長	村長 今、議員が言われましたように、やはりわが村の林業の活性化を、どうはかるのかということでもあります。そういった中で、やはり有効な手段として、木質バイオオのですね、ボイラーとか木質バイオ関係の事業として成り立たないのかということがあります。 それはもう議員ご承知のように、糸島あたりもですね、そういった形でやっておりますので、そういった中に、県費の10分の10のですね、調査のあれがあるということでもありますので、これはぜひ願ってもないことですので、やろうという形で、調査等やって、今後の可能性についてはですね、探っていきたいと思っております。
委員長 5番	5番 高橋委員 関連質問です。 木質バイオマスのチップ利活用ということで、山林の活用を大いに進めていただきたいんですけども。 おそらくですが、以前に東峰村における木質バイオマスのペレット利用に関する事業化可能性調査、されていると思うんですが、おそらくこれとあまり変わらないような事業、ペレットがチップになるぐらいかなという認識ではあります。 可能性調査を行うことに関してはいいんですけども、やはりなぜペレットでダメだったのかという部分をですね、しっかり考えておかないと、結局同じになるかな。 ただ、要は、C材、D材あたりの部分が、結局ペレットにするのがチップになったというだけなんですけどね、根本的な解決にはなりません。 なので、そこをペレットという部分の、しっかり検証というのは、実際行われたのでしょうか。
委員長 村長	村長 議員もご承知だと思いますけれども、そういった検証等はやっておりません。 ただ、ペレット等のボイラー等の推移につきましては、民間の方は1件だけしか導入されてないということでもあります。 それと情勢的にペレットよりも今、チップのボイラーのほうが盛んになっているというような状況もありますので、この今回の予算につきましては、その可能性についての予算でありますので、そういったことをご理解をお願いしたいと思っております。
委員長 1番	1番 柳瀬委員 130ページの2款1項31目移住・定住対策事業費の件なんですけれども。

	空き家バンクに登録する今後の予定件数と、スタートというかですね、空き家バンクを利用できる時期というのは、どの位を予定されているのでしょうか。
委員長	企画政策課長
企画政策課長	この空き家関連の改修などによる補助金でございますけども、今、要綱を作成しております。もうすぐまとまる予定でございますので、4月1日からは実施できるのかなと思っております。以上です。
委員長	関連ですか。 1番 柳瀬委員
1番	空き家バンクでどれぐらいを予定しているというかですね、件数的には予定されているのでしょうか。登録の件数ですね。
委員長	企画政策課長
企画政策課長	今は60ぐらいですね、空き家の数はあるというふうに聞いておりますが、これをほとんど住めるとか住めないとかに分けてましてですね、また、その貸す側にも、貸していいというのがありましてですね、課としては10ぐらいを登録できるのかなというふうに思っております。以上です。
委員長	1番 柳瀬委員
1番	10件ということで了解いたしました。 また内容もですね、集落ふれあい促進事業、空き家改修補助金、空き家家財道具処分費等ですね、引っ越し支援事業というので、いろいろ他の自治体ではですね、いろいろDIY等をですね、空き家を使ったまた、業者さんに頼んで、空き家の改修を頼んで、はい、住むというよりも、もっと広げていくようなですね、ワークショップ等もやっているところもあるんですけども、そういったことをお考えはありますか。
委員長	企画政策課長
企画政策課長	空き家の改修の方法でございますけども、業者さんがいろいろな見積りなんかを出して、するというのが普通のやり方と思っております。 それに対しまして、DIYを使って、自分でしたときの補助ということでございますかね。 その件につきましてはですね、今、こういう方向もあるかなという方向をですね、例えば今の空き家補修の限度額の上にてですね、そういうDIYを使ったというのを上乗せできるか、できないかとかですね、また、その財源とかもですね、村が出すのかとか、そういうこともございますからですね、その辺も一緒に検討しましてですね、DIYでは、どういう方向ができるかという検討は、今現在してます。
委員長	関連ですか。 もう時間過ぎてますので、最後をお願いします。 5番 高橋委員
5番	155ページをお願いします。 7款2項6目美しい村づくり事業費、今回の総合戦略に当たる部分かと思えます。今回、この景観づくりという部分も踏まえて、嘱託職員1名並びに作業補助賃金という部分でされていると思えます。 そもそもこういった事業であったり、他の、今度の建設水道もこういった林道整備という部分もあるかと思うんですけども。 今までなら森林組合という部分で、いろいろ委託していた部分あるかと思えます。なぜ、今回こういうふうな形で、村が嘱託職員を雇って、そういうふうに行っていくのか、その森林組合と雇った場合の比較というのはされたのでしょうか。
委員長	村長

村 長	<p>これにつきましては、作業部会等に議員も入られておりましたので、流れ等はご承知だと思います。</p> <p>そういった中で、やはり議員もいつも言っておられるようにですね、村の中でお金をいかに回すかということが一番大きな、一番大きいんじゃないですけど、ところでもあります。</p> <p>それで、村人によってやはり景観を作っていくというところですね。そういったことを考えました。</p> <p>それで、森林組合につきましては、当然、いろんな荒廃林の整備とか、そういったものの補助金絡みについては、これはもう森林組合じゃないとやれません。</p> <p>その他のところにつきましては、これは村でやり、そして村人に賃金等を含めてですね、還元をし、そして、村人が少しでもいい環境になっていただければと思って、こういう制度をやったわけです。</p> <p>したがって、森林組合と比較と言われますと、端的に言いますと、例えば一番最近のが、岩屋キャンプ場ですかね、あそこあたりが、あれだけで100万かかりました。それを村人がやればどのくらいかというのは調査しておりませんが、もっと安価にできるんじゃないかとは思っております。</p> <p>そういった中で、しかも先ほど言いましたように、村人がやれば村人に賃金が支払われるということでもありますので、そういったところが目的であります。</p>
委員 長	5 番 高橋委員
5 番	<p>ぜひ、その村内還流という意味では、そういった試行をですね、ぜひぜひ広めていっていただきたいんですけども。少し心配するところが、やはりケガなり傷害なり、そういった保険であったりする部分ですね。そういった部分で森林組合に委託すると、どうしても高くなったりですね、そういった部分ももちろんあったかと思えます。</p> <p>今回は嘱託職員、あるいは村が雇う形なのか、その作業委員の方々の分ですね、あると思うんですけども。この方々、直接個人個人がそういった保険、傷害保険であったりかけられるのでしょうか。</p>
委員 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>嘱託職員の1名の方に関しましてはですね、村の嘱託職員の補償内容がございます。それと作業員ですかね、に関しましてはですね、この20万ですかね、傷害保険のほうにですね、別途かかるように準備をしております。以上です。</p>
委員 長	5 番 高橋委員
5 番	<p>一応確認しておきますが、嘱託職員の方、ケガされたら公務災害みたいな、そういう何かそういう公務の傷害の分でも何かそういう補償があるのでしょうか。その辺の何か対応。要は、ある程度の危険作業に当たるのかどうか、微妙な部分ですが、そういった部分の兼ね合いというのはどうなっているのでしょうか。</p> <p>それとももう、この嘱託職員の方は、全く別個で傷害保険という形でフォローされるのか。職員を雇うという場合は、やはりその辺を考えられるのかなと思うんですけども、その辺のお考えはあるのでしょうか。</p>
委員 長	総務課長
総務課長	<p>嘱託職員、臨時職員ともにですね、村のほうで社会保険にすべて加入しておりますので、業務形態に応じてですね、保険料等が変わって来たりしますので、そういった分はカバーできるものと思っております。</p> <p>あくまでも12節に上がっている傷害保険料、これはもう臨時と言いますか、そういった形で雇った方々の傷害保険料になってくるものと思えます。</p>
休 憩	

委員長	<p>それでは、企画政策課の質疑を終了します。 午後1時まで休憩します。 次は、保健福祉課を午後1時から始めたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">(12時02分)</p>
再開	
委員長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(13時00分)</p>
委員長	<p>保健福祉課の質疑に入りますが、その前に保健福祉課から補足説明がありますので、お願いします。 保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>貴重な時間をいただきましてありがとうございます。</p> <p>保育料の助成事業について、28年度から実施する旨の説明を行っておりませんでしたので、改めてちょっと手短ではございますけれども、ご説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>本事業はですね、保育料の上限を1万5千円とするもので、既に総合戦略の中です、ご説明があつたかと思しますので、詳細につきましては省略いたしますけれども、保護者の軽減負担を行うことによって、地域の魅力アップをはかり、村外からの移住・定住促進する重要な事業でございまして、1万5千円の上限額につきましては、将来的な財政負担と事業効果のバランスを見ながら、1万5千円という金額を総合戦略会議の中で決めていただきましたので、それに沿って事業実施を行うものでございます。</p> <p>予算書のほうに、どこにあるかと申しますと、112ページのところですね、9款2項1目民生費負担金の1目ですね、児童福祉負担金のところでございますけれども、4,506万1千円というところでございます。</p> <p>この4,506万円の保育料のところでございますけど、この中にその関係のは入っているんですけども、ここ2つの項目が入っておりまして、1つはですね、実際に徴収する保育料として、728万5千円、これが保育料、実際に徴収する保育料でございまして、もう1つ施設型給付費のですね、市町村代理受領分というのが3,777万5千円という数字が合わさって、この4,506万円になっているわけなんですけれども。本事業につきましては、この728万5千円というところが関係してまいりまして、ここ例年ですとですね、大体1千万円程度の保育料の負担金が入ってまいります。昨年ですと1,027万5千円という金額になっておりますけれども、それに比較すると300万円ほど減額になっておりまして、この300万の減額分が本事業における予算措置となっているところでございます。</p> <p>たいへん分かりづらいような予算書の状況でございましたので、ちょっと見落とししておりましたのでご説明をさせていただきました。</p> <p>なお、この保育料につきましては、根拠としてはですね、東峰村保育の実施に関する条例というのを根拠にしております、その中に保育料の額については、村長が規則に定めるということになっておりますので、そちらのほうに準じて対応したいと考えているところでございます。以上でございます。</p>
委員長	<p>それでは、保健福祉課の質疑に入ります。 質問のある方は挙手をお願いします。 7番 高倉委員</p>
7番	<p>135ページ、障害者福祉費のところの委託料の中で、東峰村障害者計画策定事務委託料というのがあります。これは、よくこういうものを作っておるんですけども、実際、私の長年この障害者のほうには関わっておるんですけど、その委員会</p>

	<p>があったときに1回見るぐらいですね、ほとんど目を通していません。おそらく他の人もそうではないかなと思っているんですよ。</p> <p>ですから、これは、もう国県から作らなければいけないというふうに来ているわけですか。それであればもう致し方ないですけど、はっきり言って必要ないんじゃないかと、私は考えておりますけど、いかがですか。</p>
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>これにつきましてはですね、結論から言うと、法律に基づいたところのですね、作らないといけないというような内容の計画でございます。</p> <p>障害者基本法第7条の2第3項というのがありまして、そこに位置付けられている計画でございます、計画期間については、29年から38年の10年間の計画となっているものでございます。</p> <p>議員ご指摘のとおりですね、なかなか計画というものの位置付けは、なかなか難しいところがございますけれども、法的に根拠のあるものはですね、やっぱりきちんと整備する必要があるかと考えているところでございます。</p>
委員長	6番 梶原委員
6番	134ページの3款1項1目、19節の社会福祉協議会への負担金補助及び交付金ですが、予算では一番上の欄になりますけど、昨年に比べてですね、65万6千円ほど増えてますよね、この要因は何でしょうか。
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>これにつきましては、この社協の負担金にかかりましては、毎年予算編成の前ですね、協議を行っているところです。</p> <p>そういった中で、社協からですね、28年度につきましては増額の要望がありました。</p> <p>内容を確認したところですね、社協の職員の給与がですね、周辺の社協の職員と大きく差がついているので、改善を図りたいというような要望がありました。</p> <p>そこで資料の提出を求めまして、いろいろ検討した結果ですね、増額については必要であると判断をいたしまして、今回計上をさせていただいたところでございます。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	どのくらいの格差があったのか。
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>役場職員との差で申しますとですね、同じ年齢の職員と4万円程度差がありましたので、社協のほうで給与体系とかありますので、こちらからそれが妥当とか妥当でないというのはなかなか言いにくいんですけども、今回の社協が考えているのは、他の自治体で見るとですね、大体一般職員の8号捧下ぐらいをいっているところなので、そういうところが念頭にあるようですけども、実際には、それよりずっと下のほうになっておりまして、今回、社協が予定しているものでも、14号捧下ぐらいのところを想定されているようでございます。以上です。</p>
委員長	4番 黒川委員
4番	<p>133ページの3款1項1目の旅費の中にですね、民生委員の推薦会、これは、先日説明の中に、3年に1度民生委員の交代ということですね、上げられているということでした。</p> <p>この予算にはあまり関係ないんですが、お尋ねをしたいと思うのはですね、今度電力の自由化が行われるためにですね、メーターですね、が今度全部交換されるようになります。無償でですね。</p> <p>今、一人暮らしで高齢者の方がたくさんいらっしゃいます。そういう人たちにで</p>

	すね、例えば詐欺とかです、例えばこういうのを利用して、遭わないようにです、前もって予防措置を講じるように、例えばできないものかなという、民生委員さんとかを活用していただいてすね、ちょっとそういうことをお尋ねしたいと思います。
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>このスマートメーターの関係は、なんか最近新聞にもほとんど載っておりまして、直接見に行かなくても、ネットで使った料金が分かるというような仕組みのようございまして、電力が自由化になるのに合わせてすね、そういった関係の勧誘が結構高齢者のところにもすね、かかっているように聞いております。</p> <p>そのいろんな業種の方が入って来て、実際に取り扱っている方が、悪徳の業者の方ではないんですけど、便乗されてそういう詐欺まがいのことがあるということはすね、十分に想定できますので、これはどちらかという、消費者行政の絡みも出てくるかなとは思いますが、民生委員という高齢者を見守る立場からすればすね、やっぱり民生委員さんも共通認識で、そういったことがあるということで、普段の民生委員さんの業務にあたっては、少しでもそういった詐欺に遭わないようにすね、努力と言いますか、については、民生委員さんのほうと話しながら、協力をしていきたいと思っております。</p>
委員長	1番 柳瀬委員
1番	140ページの3款3項1目、19節いきいきサロン補助すね、補助金のことなんですけれども、これは、もう一度詳しい事業説明をお願いしたいと思います。
委員長	室井課長補佐
保健福祉課補佐	<p>いきいきサロン補助事業ですが、これにつきましては、地域住民によるすね、手作りのふれあい広場を提供し、地域に居住するすべての人たちが、寝たきりや閉じこもりの孤独に至ることなく、地域で生活してもらうように、住民による共助を推進して、見守りまたふれあいネットワークを構築する目的としております。</p> <p>これはすね、地区や小組合、ボランティアの方によってすね、65歳以上の高齢者を対象に実施をしていただくものでございます。以上です。</p>
委員長	1番 柳瀬委員
1番	住民による共助というところで、こういった事業をすね、社協のほうでやってもらった方がいいんじゃないかなとは思いますが、その考えのほうをお伺いしたいと思います。
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>ご指摘いただいたとおりすね、これは、よその団体では、社協等がやっているところが多ございますので、今回、村長の強い、この事業を推進したいという思いがありましたので、なかなかちょっとそここの、社協との話が、する時間がございませんでしたので、社協のほうには、この事業を28年度こちらのほうでしますけれども、協力のほうをお願いします。行く行くについては、社協のほうでやっていただけませんかというような話は進めているところでございます。</p>
委員長	2番 伊藤委員
2番	<p>141ページの3款3項6目、高齢者活動促進施設管理費、これは、確か喜楽来館のことだろうと思っておりますけれども、その中ですね、まず、看板設置費、これについて20万上がるとは思いますが、これは、どこの看板を設置するのか。</p> <p>それから、管理委託料があるんですけども、今、地域の方はすね、今まで風呂入ったりするのは、今あってないかと思っております。</p> <p>その中で、この委託料はすね、喜楽来館を結局は社協に払うんだらうとは思いますが、その中で委託料が高いような気持ちもするんですけども、利用</p>

	状況やらですね、その辺りのところをちょっと説明いただきたいと思いますが。
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>まず、看板のほうをご説明したいと思うんですけど。</p> <p>今、現状としてですね、昔東峰村か小石原かちょっと忘れちゃったけど、サイン計画で設置したポールが1本立っていて、その看板が何枚かある小さなですね、サインの看板しか今ございませんので、なかなか機能的にちょっと足りないということで、社協のほうから要望がございまして、できれば縦型に、少し入口のところにてすね、大きな、大きなと言いますか、今の時点機能的にちょっと、看板機能が劣っておりますので、入口のところに、ここに社協がありますよと、はっきり分かるような看板の設置の予算を計上させていただいたところがございます。</p> <p>それから、利用についてはですね、補佐のほうからご説明申し上げます。</p>
委員長	室井課長補佐
保健福祉課補佐	喜楽来館の利用状況ですが、これは、2月末現在のものですが、利用延べ人数が6,013人、うちお風呂を利用された方がですね、561名となっております。以上です。
委員長	2番 伊藤委員
2番	<p>これですね、たぶん通学合宿やいろんなキャンプとか、そういう中の数が入っているのかと思います。</p> <p>これも忙しい時期というのは、ほんの一部じゃないかと。半年以上は、社協の中でただ管理されているだけだと、利用度としてですね、そのように私は感じるんですけども。</p> <p>そうすると、この管理委託料がどうなのかと、いったところが出てくるわけなんですけれども。</p> <p>じゃあ、この数字がですね、6,031人、半年間の間じゃないんですかね。</p>
委員長	室井課長補佐
保健福祉課補佐	<p>月別にですね、喜楽来館の利用を申し上げたいと思います。</p> <p>4月ですが268名、5月1,526名、6月378名、7月375名、8月2,181名、9月269名、10月163名、11月132名、12月363名、1月264名、2月が94名、合計が6,013名となっております。</p>
委員長	6番 梶原委員
6番	<p>関連質問ですが、喜楽来館は確かに伊藤議員が言われるとおりですね、今、課長補佐のほうから利用状況の報告がありました。</p> <p>実際、泊まっている方、宿泊をしている方、こちらがどのくらいいるのかとですね、やはり5月、それは1団体が北九州のほうから来て、泊まって、3日間連続でやっていますね。それから通学合宿、それと大学関係の体育のやつが少しあるとは思いますが。</p> <p>泊りがなければ、お風呂は当然使いませんよね。その辺で、通常村民の方が喜楽来館に来られたのも利用状況の中に入っていると思いますので、逆に言わせたら、入浴をされるような人員の利用状況というのが分かりますかとですね、やっぱり私も委託料は、ちょっとこれはいかがかなと思います。</p>
委員長	室井課長補佐
保健福祉課補佐	<p>宿泊されていない利用者の方ですね、利用されている方が5,500名ぐらいおられます。</p> <p>入浴はですね、561名ほど利用されております。以上です。</p>
委員長	4番 黒川委員
4番	ページが146ページ、4款1項9目の13節、この中のその他委託料ですね、

	これは、健康情報システムの改修費ということですが、ちょっとこれ、私聞き漏らしたんですが、これはどういうことに使われるものか、ご説明していただければと思います。
委員長	国松係長
保健福祉課係長	<p>その他委託料の内容としまして、健康情報システムの改修費用ということで上げさせていただきます。</p> <p>これに関しましては、平成29年度にですね、国のほうから一部がん検診の追加での実施内容の変更等がありますので、それに先駆けまして、システムの変更が必要になりました。それに伴いまして、ちょっと費用が少し高額にはなっておりますけれども、システムの改修が必要になっております。</p> <p>これにつきましては、検診の受付、それから結果管理、一連の内容につきまして、改修が必要になってきます。以上です。</p>
委員長	4番 黒川委員
4番	<p>システムということいいんですね、改修という。</p> <p>私は以前ですね、健康増進事業として、確か腕に時計みたいな感じではめて、それで一括して健康管理をするというような事業を行いたいというような希望が、確か予定があったと思うんですよ。今度それが載ってないんで、それがどういうふうになったのかなと、ちょっとお尋ねしたいと思います。</p>
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>結論から言いますとですね、この28年度の当初予算ではですね、その予算は計上をしておりません。</p> <p>理由といたしましては、保健福祉課のほうで、保健師と、こういったものが一番いいのかということで、いろいろそのシステムと言いますか、プログラムをネット上で探して回りましたけれども、本当にこちらの要望に沿うものがございまして、ないなら作ればいいんじゃないかというような話になるんですけど、新しいそういうシステムと言いますか、プログラムを構築するというのは、莫大なお金がかかるというのが分かりまして、そういった中で、今度の総合戦略の中にですね、この関係のウォーキングマイレージ事業というのも上がっておりますので、その関係の補助事業に乗れば、ある程度補助事業を使って構築ができるのではないかとというような考えに、今立っているところです。</p> <p>したがって、そういった東峰村に合ったような形の、本当に健康増進に繋がるようなシステムを、ないなら作らなきゃいけないというようなところで、今検討をしているところでございます。</p> <p>それで、そういうことがカッチリ固まった段階でですね、補正等をお願いをしたいと思っているところでございます。</p>
委員長	10番 大蔵委員
10番	<p>関連です。</p> <p>去年の国保税を上げるときに、やはり住民に健康を上げるために、いろいろな策を講じるといったことの中にありまして、やはりそういったマイレージを付けるとか、そういったことは大事なことであろうと思います。</p> <p>今のところ適用するものがないならば、一番大事なのは検診にどれだけ行くかということだと思います。その検診率は、昨年を見ますと、本年度ですが、よく東峰テレビから流れているかなと感じるわけでございますけれども、実績として、どんなふうになっておりますのか、お聞きします。</p>
委員長	国松係長
保健福祉課係長	受診につきましては、まだ確定はしてないんですけれども、特定健診につきまし

長	てが、概ね40%前後だということです。あと、その他のがん検診につきましてが、平均で20%ほどですので、昨年度とほぼ同じぐらいの受診率になるかと思われます。
委員長	10番 大蔵委員
10番	先ほど私は、昨年以上に啓発運動が多いのかなと思いますけれども、よその自治体に見ますと、トイレに行けば貼ると、どこかに行けば貼ると、総合検診に行きましようとかですね、ありますね。だから、よそに負けないように、そういった啓発活動をお願いします。
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>保健師のほうの答弁の中で、一言自分も付け加えたいことがございましてあれなんですけど。</p> <p>昨年の検診はですね、2回台風がございまして、台風で延期を2回した状況が若干響いているのかなと思っているところです。</p> <p>と言いますのが、昨年とはとにかく検診率を上げようと思ひまして、何回もテレビ等で流したところだったんですけど、ちょうどあの台風がですね、本当に、ドンピシャに検診の日にかかってまいりましたので、そういう中で、どうにか昨年どおりの検診率を維持できたのかなという、担当課ではちょっと前向きの評価をしているところでございます。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>関連質問ですから。</p> <p>特定健診それから村民の健康増進については、もう常日頃総務常任委員会の中でもいろいろと話をしておるところです。</p> <p>皆さん方も非常に頑張るといことで、赤い服とか、いろんな東峰テレビの中でPRをしたりというのは重々承知しています。</p> <p>しかしながら、じゃあ、どうして検診が伸びないのかと。やっぱり私たち村民がいつも言うように、東峰村に貢献できるのは、自分が健康ということが一番貢献だろうというふうに思っていますので、やっぱり村民がこぞっているような検診には参加をして、受診率を上げて、そして自分が健康な体をもっとけば、東峰村はそれだけ助かるということだと思います。</p> <p>ですから、今度は内容等がやっぱりあると思いますので、どういうふうな検診をすれば、積極的にとか、私、この間朝倉市の土曜日のあったやつに行ったんですね、そのときに国松さんも参加されておったから分かるでしょうが。</p> <p>例えば骨密度とか血管年齢とか筋肉年齢とかは簡単に測れるやつによって、動機付けには確かになるなど。私は、骨密度が非常に悪くてですね、そのときの健診でですね、非常にそういうところが気になったりとか。ということは、どうやって自分が健康管理をしようとか、1つの動機付けがあるから、そういうものが仮にですね、導入できれば、動機付けとかになるんでしょうけど。そういうもの等々を含めてから、やはり検診率を今度また高めるように頑張ってもらいたいと思っています。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>136ページ、8目保健福祉センター管理費の部分と、同じく141ページ、6目喜楽来館の部分です。</p> <p>修繕費、どちらもボイラーのほうが入っていたかと思ひます。説明はあったんですけど、緊急性を要するものなのでしょうか。1日を争うような。そういった分でしょうか。</p>
委員長	坂本係長

保健福祉課係長	<p>まず、いずみ館の配管工事の関連でございますが、これにつきましては、今現在、ボイラーからいずみ館のほうに引き込んでいる配管でございます。これの取り換え工事ということになるんですけども。</p> <p>今現在は耐熱性の塩ビ管を使っております。これをですね、耐熱性の鋼管のほうに、要は鉄の管ですね、こちらのほうに換えたいと思っております。</p> <p>なぜかと言いますと、実際、いずみ館ができて、もう12年目でございます。塩ビ管の老朽化というかですね、そこそこで水漏れが発生しているということで、部分的には既に何回か修理のほうは行っておりますけれども、これから先を考えていくと、やはり鋼管に換えたほうがですね、水漏れも止まるということもありまして、いずみ館に向かって送る管と、それからいずみ館から戻ってくる戻り管ですね、この2系統について取り換えを考えております。以上です。</p>
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>喜楽来館のほうも同じくボイラーがやられておまして、こちらについてはですね、こちらのほうもかなり老朽化で、内容につきましては、風呂のボイラーの熱交換用の循環ポンプとろ過装置のポンプの故障による修繕でございます。すぐ新年度になって、通学合宿ですかね、その関係が出てまいっておりますので、今の時点使えないというような、急ぐような内容になっております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>急ぐものであれば急いでいただきたいんですけど。</p> <p>ちょっと気になったのが、これも総括で聞いてくださいと言われる可能性はありますが、そこでの回答でもよろしいんですが。</p> <p>先ほど木質バイオマスのチップの調査であったりですね、そういった部分で、村長も前向きにそういった部分のボイラー、熱利用という部分を考えているということで、おそらくどちらのボイラーもですね、検討の部分に入ってくる中で、緊急を要する修繕であればですね、しなければならぬと思うんですけども。また、修繕した箇所がボイラーの変更によってですね、大幅に変わるということであれば、またもったいないのかなという部分を感じたので、その辺もし総括等でお答えいただければ、もし回答がいただけるのであればお願いいたします。</p>
委員長	村長
村長	<p>議員おっしゃるとおりですね、費用対効果、それはもう当然考えなければいけませんし、今回、木質バイオマスはまだ調査の段階であります。行く行くはですね、いずみ館のボイラーはできれば変えたいと思っております。</p> <p>昨年か一昨年度ちょっと申したかと思っておりますけれども、県の補助がありまして、実際検討を、いずみ館においては検討をしたことがあります。しかし、ボイラーの設置と、それからチップをストックするヤードですね、そういったものがちょっと、なかなか面積的に取れないということで、断念したところはあるんですけども、今後につきましては、そういったものも含めてですね、設置する場合には考えていきたいと思っております。</p> <p>いずれにいたしましても、いずみ館の燃料費が、聞いているところだと、年間530万ほどかかっているというような話でございますので、その辺りも木材チップボイラー等を入れてですね、削減ができればそうしたいと思っておりますが、先ほど言いましたように、敷地の、それが設置できるかどうか、その辺りも含めて検討をしていきたいと思っております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>村長には、すごい計画の部分をお話しいただいて、喜楽来館の分はですね、急がないといけないかもしれませんが、いずみ館のほうの配管、もし今後の部分で影響</p>

	してくる部分がありましたら、ぜひ、ご検討をいただきたいかな。そういった部分で、大きく変える部分で大きく変えたほうがいいのかと思いますので、ぜひご検討をよろしく願いいたします。
委員長	6番 梶原委員
6番	140ページの3款3項1目、19節の負担金補助及び交付金のゲートボール場の借上げ補助金がありますが、これ3カ所で、1カ所が5万円ということで、説明会の折には上がっていましたが、この場所を教えてください。
委員長	室井課長補佐
保健福祉課長補佐	3カ所ですが、ゲートボール場ですが、1つは中原地区にありますゲートボール場、それと西福井地区にあります猿喰のところですね、ゲートボール場、それと上福井地区、老人クラブがやっていますが、そのゲートボール場の3カ所になります。
委員長	7番 高倉委員
7番	140ページ、高齢者コミュニティセンター費ということでございましたけど、これ確か昨年廃止するというようなことを聞いたと思いますけど、これは廃止にはなっていないようですけど、どのようになっておるんですかね。
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	このコミュニティセンターの管理費につきましては、JA等から直接そういう、何かこう村のほうには来ていないというようなことをお聞きしたので。 ただ、現実的には5月ぐらいでしたかね、なんかあそこは撤退されるというような話になっておりますけれども。予算の段階ではちょっとそこを確認できませんでしたので、きちんととりあえずの管理費が必要かと思って上げているところです。 また、完全に壊してしまわない限りは、また部分的に管理費が残ってまいりますので、もしあそこのJAがなくなったとしても、その施設自体の管理が若干出てまいりますので、その辺りがもし早期にはっきり分かった段階で、必要に応じて減額等の補正とかですね、そういうことで対応をさせていただきたいと思っているところです。
委員長	8番 佐々木委員
8番	ページは139ページの3款2項の11需用費のところの、保育所給食推進事業ですね。これ、その前のページの小石原分とそれから美星分と合わせてお尋ねをしたいんですが。これは、創生事業の中のどの位置にあるのか、ちょっと先に。
委員長	回答はありますか。 坂本係長
保健福祉課係長	まず、ページ数ですけど、19ページの上のほうにですね、これは、総合戦略のほうの19ページの一番上のところにですね、保育所給食推進事業ということで上がっているものでございます。 まず、小石原保育園、それから公設の美星保育所についての関連でありますので、併せてですけども。 まず給食のですね、これは、いわゆるご飯ですね、ご飯についての購入補助ということで考えております。実際3歳以上ですね、幼児の方については、自宅からお米なり、それからご飯を毎日持って来てもらっているわけでございますけども、これについてですね、保育所のほうで購入していただいて、保育所で調理をしていただいて給食に出すということで、各家庭からですね、持って来る手間が省けるといいますか、保護者の負担が軽減されるということと、まず食育というのがありますし、できればこの地元産お米をですね、作られている東峰村でございますので、地元産のお米をなるべく購入してもらおうような形ですね、一応こういう補助事業を考え

	ているところでございます。
委員長	8番 佐々木委員
8番	これは、米代補助ですよね。東峰学園の場合は給食代補助。美星と小石原保育園は、給食はなく弁当なんですかね。ちょっとごめんなさい。 美星保育園と小石原保育園の給食の実態というか。
委員長	坂本係長
保健福祉課係長	小石原保育園それから美星保育所につきましてはですね、給食といいながらも、まずおかずですね、おかず分だけは調理をするわけですけども、3歳以上と言いますと、もう離乳食を要らないような形でですね、自宅で炊いたご飯をですね、お弁当にご飯だけを詰めて持って来て、おかずを給食という形で食べるという形になるんですけども、3歳未満につきましては、離乳食とかありますのでですね、その分についてはすべて保育所のほうが調理をして出すということになっております。以上です。
委員長	8番 佐々木委員
8番	そうするとこれはもう、米の購入代の助成で36万と14万ということですね。そうするともう小さい子どもだから、なかなかそこ辺は難しいんですかね。離乳食は向こうで作って、3歳以上はおかずを作っているということですね。そうすると、これはどのくらいぐらいの負担になっているのか、父兄の負担は、それだけ尋ねたいと思います。園児の給食代の負担というか。
委員長	坂本係長
保健福祉課係長	給食費というものをですね、各保護者から徴収することではなくて、それは保育料の中に入っておりますのでですね、それを村から保育所なら支弁していると形になっております。以上です。
委員長	5番 高橋委員
5番	142ページ、4款1項1目保健衛生総務費、保健医療福祉審議会、先日全協でも、これはどうなっているんでしょうかとお聞きしましたが、回答はなかったんですね。 今年度はこの審議会も行われていないかと思えます。結局この年度末で任期は終わりますが、結局この現在、保健医療福祉審議会委員会自体、どういうふうな方向性を持って行われているのでしょうか。
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	この保健医療福祉審議会委員会におきましては、いろんな経緯がございまして、当初東峰村の医療をですね、どうあるべきかという医療検討委員会として立ち上がった経緯がございまして。その医療検討委員会の中で、宝珠山地区の医療体制が弱いんじゃないかと、それをどうすべきかという考え方と東峰村全体で、小石原地区も含めたところで東峰村の医療についてはどうあるべきかということの、2つの課題になりまして、なかなかこれにつきましては、11回ぐらい会議をした中で、なかなか委員会としての答申ができなかったというような経緯がある中で、その流れの中でさらに福祉関係も一緒に審議したらどうかということで、医療検討委員会から先ほど言いましたような保健福祉まで入れたところでの審議会にしたところでございます。 そういうふうにした上でも、やっぱり1回目の会議の中で、そここのところの溝がなかなか埋まらないというところで、今話が事実上ストップしたような状況になっているんですけども、保健福祉課の中で分析した中ではですね、先ほど言いました医療機関の位置の問題が、なかなか地域の関係の、お互いに近いところがいいとかいう問題があったりとかですね、医療機関に行くまでの交通の関係を良くすれば、

	<p>さらに医療体制として良くなるのではないかなというところまでは行っていました。</p> <p>そういう中で考えないといけないのは、やっぱり医療機関のほうに患者さんが行くという発想でずっと協議をしまいいりましたので、そこのところがいままで経っても埋まらないというような、保健福祉課の中で行きあたりましたので、その時点で、もう往診ですかね、行けないんだったらこちらから行きましょうというような方針のほうに変えさせていただきまして、そこから往診、いつでもできますよという中の東峰テレビとか広報のほうでさせていただくような方向を取っているところです。</p> <p>したがいまして今のところ、本来はどうあるべきかというまとめみたいな部分を、審議会ではないといけない時期にはなっていたんですけども、なかなかその辺の課題がはっきりしないまま、今ちょっと中断のような状態になっているところです。</p> <p>保健福祉課としては、先ほど言いましたように、もう現実的な部分として、往診等を進めていくことによって、医療体制とかその辺のところの充実を図っていきたいというような形になっておりまして、ちょっと中途半端な答弁になりますけれども、審議会としては、ちょっと今中断しているような状況になっているところでございます。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>という中で、1節報酬の中で、また保健医療福祉審議委員会というかですね、入って来て、まだこれを置いているというのは、何かしらこの審議会を動かしていくという意思があるから、ここを入れられていると思うんですね。</p> <p>保健福祉課としていろいろ検討されてですね、意思を持たれているのであれば、その先に進んでいけるように、また審議会という部分でもまた進めていく部分もあるのかなとは思いますが。</p> <p>その辺はまた議会の中も総務委員会等ございますので、そういった部分でいろいろこの審議会の進め方等も検討していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>この予算の計上にあたりまして、この保健福祉審議会につきましては、先ほど言われたとおりに、なかなか今後どうしていくかというところが見えないまま、ある程度はこの機能というのは維持する必要があるかなというところで、最低限のところの計上をさせていただいているところですけども。</p> <p>新たに保健とか福祉関係でいろんな課題が生じた場合にはですね、すぐにこの審議会を通じた中でですね、いろんな諮問、答申のような形でですね、審議をいただきたいと思っております。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>今の課長の答弁ですね、私たちもその中の委員の中に入って、いろいろと審議をした結果があります。</p> <p>まず、東峰村の医者をどうするのかと、確保しようということで、何回か募集はしたんだろうと思います。しかしながら、なかなか医者の方の来ないということの1つあるでしょうし、また今後の地域包括ケアの中の、そういうふうな在宅介護とか在宅医療とか、その問題もあるだろうし、先ほど課長が言った往診なのか、訪問診療なのか。</p> <p>だから現在の、今の小石原診療所から言っているのは、往診なのか訪問診療なのかとかですね、そういうところを含めて医療体制は、やはり高橋議員が言うように、</p>

	どこかでやっぱりもう1回考えるべきではないかなというふうに思っております。
委員長	答弁要りますか。 村長
村長	私も議員時代からですね、この医療問題については、いろいろと宝珠山の皆様方の意見等をお伺いして、端的に言いますと、そこに診療所開設、そこらあたりにつきましても、やはり宝珠山の人たちの民意をくんでないから反対だということで、反対をさせていただきました。 そういったなかで、やはりこの医療問題、突き詰めていくと非常に難しいんですね。それで、今年度につきましても、県議あたりのご協力もありまして、それから当然のことですけれども、現在の平野先生が意思表示をいただきましたので、来年度までで3年になりますけれども、医者探し等をやらなくてよかったわけなんですけれども。 いずれにいたしましても、この医療問題をどうしていくのかというのは、非常にですね、高齢化するわが村におきましては大事なことであります。これも先ほど議員のおっしゃるようになりますね、再度構築していただいて、本当にこの東峰村での医療体制をどうするのか。 一部では、まったく要らないというような人もいますね。その理由は何かと言ったら、もう悪かったら救急車で行きなと。近くにいっぱいあるじゃないかというような話ですけれども、それじゃあですね、あまりじゃないかと。やっぱり村においては、1人は必ず医者としてそういう立場の人がおるべきだと、私は思っております。 今回の総合戦略の中でもですね、教育支援の中で医者については1人、やっぱり村のお金で勉強していただいて、そしてこの村で開業なり村医となり、どちらか分かりませんが、そういった形でやっていただければという思いもあってですね、そういう総合戦略の中にも残らせていってる問題であります。 いずれにいたしましても、大変でしょうけれども、再度ですね、この委員会等を継続していただいて、ご検討をお願いしたいと思っております。
委員長	これもちまして、保健福祉課の質疑を終了したいと思います。
休憩	
委員長	2時5分まで休憩いたします。 (13時56分)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (14時05分)
委員長	住民税務課の質疑を行います。 住民税務課の質疑はありませんか。 8番 佐々木委員
8番	やっと住民課長が来ましたので、質問をさせていただきます。 ページ、143ページ、4款1項の19節、高齢者ごみ出し支援補助の事業のところです。 早速予算がついていますので、これは、いつ頃から開始をされるのか、また、どのような方向でなるのか、具体的に分かっておれば説明をお願いしたいと思います。
委員長	住民税務課長
住民税務課長	高齢者のごみ出し等の支援につきましては、一人暮らしで、今、家庭から出られない人とかですね、障害者1級、2級の人がいらっしゃいますので、現在調べるところによりますと、20数名はいるんじゃないかなというふうな予定をしております。

	<p>ます。</p> <p>これにつきましては、まだ人数確認とか区長さんのお願いとかですね、そういうところがまだ行き届いていまして、スケジュールとしては10月頃からは始めたかなと思っておるところでございます。</p> <p>それにつきましては、区長さんのご協力です、地域協働の関係でこの事業を進めたいと思っていますので、まずは行政区の中で協議してもらいながらですね、支援者を決めていただき、利用者につきましては当初何名か分かりませんので、行政のほうから、どれぐらいのニーズがあるかというのは調べていきたいと思っています。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>課長の説明の中でも10月頃というのは、当初説明の中であっておりましたが、私個人の考え方とすれば、なるだけ早くこれはしてほしいなと。</p> <p>というのが、人員的には20数名、それから多くなるか少なくなるか分かりませんが、やはりごみ出し排出困難者、そういう方がこの村がいるということは、やはり困難を少しでも早めに解消してやるのが、1つのサービスだろうと思っていますので、これについては、10月とは言わずに、なるだけ早く事業に手掛けてもらいたい、そういうふうに思っております。</p>
委員長	2番 伊藤委員
2番	<p>私もちょっと、先ほど失敗しましたので、またお願いしたいと思います。</p> <p>143ページの4款3項かな、負担金及び助成金の中で、火葬場運営費、これが、この金額についてどうのという話ではございません。去年が7百何十万かあって、今度が400万と。</p> <p>ただ、私がこの中身の心配しておるところは、香華園自体がですね、もう今までは杷木町と宝珠山村、小石原村という形で運営がされて、今までずっと続いってきたんですけれども、時々よく聞く話の中に、もう香華園も年数が非常に経ったと。そうした場合に、朝倉市はこれを立て直すとか、またそういうような考え方がですね、ないといったような話も時々聞くことがあるんですよ。</p> <p>将来的に、今はですね、こういう運営費の中で修理等をしていけば、なっていくんですけれども、これが、じゃあどうしても修理で利かなくなってきたときにですね、どうなるのかということが、一番に心配をしておるところなんです。</p> <p>今から将来に向けてのですね、話が何かありましたら、まずお尋ねしたいと思うんですが。</p>
委員長	住民税務課長
住民税務課長	<p>香華園の運営につきましては、広域の事業として、今言われました朝倉地区まで含めたところのですね、朝倉地区、杷木と東峰村、3町村の運営で行っているものがございます。</p> <p>それで、事務の廃止ということで、その業務が朝倉市の条例の中で、朝倉市に移管しているものがございます。</p> <p>そういうところで、これは、村としてはですね、これは朝倉市の条例に移行するときにですね、ぜひ存続をしていただきたいというふうなことで、そういうふうなもの了解もとで移譲したと思っておるところでございます。</p> <p>そういうことで、27年度に予算につきましてはですね、炉の改修それからトイレの改修、高圧機械の改修ということで、2千万近くですね、改修をしていただいているところございまして、そういったことで、27年度の予算につきましては、倍近くの負担金がかかっていますし、28年度におきましては、地下タンク等の改修もするというふうなところでございますので、今のところは、ちょっと年数</p>

	的には分かりませんが、長期間それは使えるものじゃないかなと思っているところ でございます。
委員 長	2番 伊藤委員
2 番	要するに、もう心配するところはですね、皆さん、香華園がなくなったらどこに 持っていくのかと。 確かにそれは、よその地区に持って行けないことはないかと思います。ただ、長 時間の時間等が必要になってきますので、非常に不便をかけるということになりま すのでですね、今は修理としてできておるんですけども、それが確約したものが 残っておるといわけではないのかなというところは心配するところなんですよ。 できる限りこれはもう村長にお願いなんですけど、多く働きかけてですね、これ 存続というものを、しっかり勝ち取っていただくというのはちょっとおかしいのか もしれませんが、前向きにできるような形をですね、とっとなっていただきたい と思っておるところです。村長、いかがでしょうか。
委員 長	村長
村 長	議員おっしゃるように、大事なものでありますので、これについてはですね、ま た、朝倉市とのほうに働きかけを行っていきたいと思っております。
委員 長	4番 黒川委員
4 番	ページは142ページですね、4款の3目ですね、1節の報酬で環境美化巡視員 というのがありますね。これは、どういった仕事内容なのかを教えてください。
委員 長	住民税務課長
住民税務課長	環境美化推進員につきましては、村道とか林道の不法投棄関係があったときにで すね、週に1回程度村内を見回ってですね、特に小石原地区は、実際は村道の管理 というふうなところでございますが、国道を中心にですね、ごみの回収をですね、 小石原地区は和田さん、宝珠山地区は梶原さんというようなところで、2名の巡視 員がいます、その方の報酬でございます。
委員 長	4番 黒川委員
4 番	実は一般質問でも私がお尋ねした件ですが、看板等のことについてですね。 そういう見回りをする組織みたいなのはできませんか、ということをお尋ねした んですが、こういう環境美化巡視員、こういう巡視員さんを活用されてですね、そ ういうことはできないのかなと、今思ったんですけども。 そういう限られた中での巡視員さんということであれば、それはしょうがないか なと思いますけど。
委員 長	住民税務課長
住民税務課長	職務としてはですね、不法投棄関係とごみの収集、小さいごみであれば収集され てますし、村内見て回っている人ですからですね、お願いしてできないことはない と思いますけど、ちょっとそこまでですね、その方をお願いしているわけではない からですね、ちょっと相談はしてみたいと思います。
委員 長	4番 黒川委員
4 番	できるだけですね、環境ですから、全体の環境ということを考えてですね、でき れば一緒に見回っていただければと思います。
委員 長	8番 佐々木委員
8 番	ページは138ページ、3款2項2目ですね。 昨日、修正のほうで、議会可決をいたしました、この祝い金ですね、子育て。 これは、4月1日から、もちろん施行ということになると思いますが、この支給 日は、大体いつ頃に、こういうのはなるんですか。
委員 長	住民税務課長

住民税務課長	この支給としては、規則で謳うようになってますけど、具体的にはまだ決裁を取っていませんが、入学日から1カ月後ということで、その要件が達せればですね、入学金等は支給したいと思っています。
委員長	他に。 10番 大蔵委員
10番	143ページ、4款1項3目環境衛生費、この中の19節の中で衛生施設、サン・ポートの件ですね。これには私も会議に入っておるわけでございます。 その中で、もうごみが飽和状態だということに近づいておるということございまして、うちは広域圏に頼ってそういったことをしているわけでございまして、東峰村におきまして、分別収集なりいろいろなやり方をして、ごみ減量化には取り組んでおるところだろうと思います。 しかしながら、そういったよその自治体をお願いをしているような立場でございます。お金を出すからいいということじゃなくて、東峰村におきまして、これだけごみ減量化に取り組んでるよというようなことをですね、していくべきであろうと思います。 近隣におきまして、大木町なんかはすばらしいごみ減量ですかね、そういうふうなことをやって、リサイクルあたりですか、やっているようでございますが、東峰村におきまして、ごみ減量に向けてどういった方向を考えておるのか、お聞きします。
委員長	住民税務課長
住民税務課長	ごみ減量化につきましては、まずは資源ごみにリサイクルをするというふうなところをですね、村民に啓発をしていきたいと思っております。 実際、区長さんを通じてですね、各地区の資源のごみにつきましてはですね、たいへんご尽力いただいているところでありまして、かなりの量がですね、東峰村では資源化されていると思っております。 また、可燃物につきましては、なるべくですね、紙類を入れないようにですね、やっぱり紙類等は資源に回すというところをですね、また、家庭ごみにつきましては、水切りを必ずするとかですね、いろんな以前コンポスト等も補助金をやっていたので、そういうのができればですね、ありとあらゆる方法でごみ減量化に努めていきたいと思っております。
委員長	10番 大蔵委員
10番	議会もですね、執行部だけが考えろというわけじゃなくて、私たちもいづらか勉強させていただきたいと思っております。 そしてその中で、お互いに知恵を出し合ってですね、どうにかごみ減量化に取り組んでいくように、お互いで努力していければいいかなと思っておるところでございます。以上です。
委員長	7番 高倉委員
7番	同じく143ページ、負担金補助及び交付金のところで、ここに林田地区地域振興費というのが50万であります。これはどういうことですかね。
委員長	住民税務課長
住民税務課長	これにつきましては、し尿処理関係をですね、一旦葛生のし尿中継槽に持って行きます。そういうことで、し尿があそこの中継槽にたまりますと、その処理をですね、林田地区の暁プラントのほうに持って行って処理するわけでございますが、その施設の住民のですね、協力のもとでその施設が運営されているところでございます。 そういうことで、地域の振興費としてですね、その地区に対して50万を毎年支

	払っているものでございます。
委員長	他にないようでしたら、住民税務課の質疑を終了いたします。 暫時休憩しまして、農林観光課に次は移ります。 (14時21分)
委員長	再開します。 (14時24分)
委員長	次は、農林観光課の質疑を行います。 農林観光課の質疑はありませんか。 6番 梶原委員
6番	154ページの7款2項1目、19節の負担金補助及び交付金ですが、このほたる祭ですけど、これは昨年から見たらですね、助成金が10万ぐらい上がっていると思うんですが、どういったあれなんですか。
委員長	泉主査
農林観光課主査	こちらのほうがですね、主催している宝珠山ほたるの会から要望がありまして、昨今のバス代の高騰によりまして、補助金が少し足りなくなったと要望がありました。 いろいろな問題がありまして、バス代のほうが少し上昇しておりますので、その分を考慮してくれということ、10万円ほど上げております。
委員長	8番 佐々木委員
8番	ページ、148ページの6款1項4目の農業振興対策費の中の19節の農地バンク活用補助金のところですね。金額的には10万なんですが、これは、政府かなんかの所管する農地バンクの中で、貸し手と受け手の関係のこの事業なんですか、尋ねます。
委員長	城課長補佐
農林観光課長補佐	先ほどのご質問でございますが、これは、国の制度とは別に村単独で行おうという事業でございます。
委員長	8番 佐々木委員
8番	村単独ですね。 具体的にどのような支援をしようと思っておりますか。
委員長	城課長補佐
農林観光課長補佐	これはですね、どうしても国の事業ですと、なかなか先に進まないということがございますので、これにつきましては、農地の借り手に補助を行う。反当はですね、今考えておりますのは、年間1万程度で約1ha分を、今回予算計上させていただいております。以上です。
委員長	7番 高倉委員
7番	ページ、151ページ、林業総務費の中の賃金の中で、一番上の有害鳥獣駆除要請6万円というのが、そんなに高くはないんですけど。 これは、誰が誰に要請をいたしているんですか。
委員長	城課長補佐
農林観光課長補佐	これにつきましては、村がですね、網とかにかかってですね、急に出動していただく分に対するですね、ものに対しての賃金でございます。
委員長	4番 黒川委員
4番	148ページ、4目の19節、この中にふるさと便の補助金というのがありますよね。これの今の会員数と、それからこの4、5年の会員の推移が分かれば教えてくださいたいと思います。
委員長	城課長補佐

農林観光課長 補佐	今手元にですね、その会員数のリストを持って来ておりませんので、あとで作成してお渡ししたいと思います。
委員長	資料は後でよろしいですね。 （「いいです。」の声あり）
委員長	5番 高橋委員
5番	149ページ、6款1項4目ですね。地域就農支援金に関してです。 先日も就農ワークショップ等を行って、新たに農業を始めたい方であったり、現在始めている方等のご意見を聞かれて、今後どうしていくかという部分を話し合われているかと思います。 そういったところで、この就農支援金ですね、使い方というか、こういった形で就農支援していくのか、その辺の具体的な説明をお願いいたします。
委員長	農林観光課長
農林観光課長	こちらにつきましては、既に国等ですね、支援金年間150万というものがございまして、こちらに関しましては、月8万の12カ月の2人分という予算を計上させていただいております。 この内容といたしましては、国ですね、就農支援金にしますと、60万ほど低額とはなりますが、その農業を行う上での資金、それから生活費の一部支援という形で考えております。
委員長	8番 佐々木委員
8番	ページ、151ページ、6款2項2目の19節、特用林産物支援補助事業60万の事業内容を尋ねます。
委員長	農林観光課長
農林観光課長	特用林産物等支援補助金、創生ということで60万計上をさせていただいております。 こちらにつきましては、特用林産物、いわゆるシイタケに特化したものですが、これの種ごま、それから菌床の菌ですね、そうしたものに対する支援補助。 今までは出荷という形でやっておりましたが、この創生を受けまして、生産力の向上、出荷の増大、農家所得の拡大というところを思いまして、シイタケの種ごまの補助ということを考えております。
委員長	8番 佐々木委員
8番	じゃあ、前からあった40万の出荷補助がなくなって、この全体の中で60万を今回つくったということなんですかね、創生事業の中で。 じゃあ、それを踏まえて質問します。 シイタケの種ごまですね。これは、森林組合から買った分が対象等になるんですかね。ただし、どのくらいぐらいの種ごまを買われているとかかいうふうな、前もっての情報は仕入れて、この60万の範囲で大丈夫ということになったんですか。
委員長	農林観光課長
農林観光課長	シイタケの種ごまにつきましては、東峰村内で購入したものというものを、要綱の中に入れさせていただきたいと思っております。 森林組合が販売所と、それから、これはちょっとあれですけども、他の量販店等とかもあるようですが、村の販売所というふうに限定したいと思っております。 今、案として要綱案が確定はしておりませんが、1千個以上購入、それから、1万個以上購入されるという方は、1年間にお一人、お二人ぐらいだと聞いております。 ただ、1千個以上買われる方が、森林組合では20名から30名いらっしゃるということで、試算させていただきますと、1万個買っても1円ですと1万円と。1

	<p>0件あれば10万というような形になります。</p> <p>その額はまだ確定しておりませんので、これを見ますと、お隣の日田市さんとかですね、大分県内の市町村でも、種ごまの補助はやっておられるそうです。</p> <p>ただ、金額は地方によってですね、地域によってばらつきはございますが、やはり一定以上の購入というところで考えた場合、これを5千個以上、1万個以上というふうになると、ハードルが上がって、種ごまを買われる方に恩恵を受ける範囲が限定的になるというようなこともありますので、その辺りはできるだけシイタケ生産者、直売所に出荷もしくは市場に出荷している方々等でもですね、出荷力のアップということで考えていきたいと思っております。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>これは、何割補助になるんですか。</p> <p>シイタケの種ごまはいくらやったかな。今言われたのは、1個が1円。</p> <p>だから全額補助じゃないんでしょう。</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>森林組合に聞きましたところ、1千個で3,348円だそうです。1個当たり3.3円程度になります。</p> <p>他の地域の事例ですと、やはり1万個を区切りに、1万個未満は0.5円だとかですね、1万個を超えたら1円、もしくは1円で1万個を超えたら2円というような、低額補助をしているところが多いようです。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>そうすると、これは、今年度には間に合わなくて、年明けというか、29年ぐらいからの購入分ということですね。</p> <p>まだ、後で打つ人が中にはおるはおるんですよ。まだ4月、5月最悪。もうほとんどがおそらく3月のうちには菌打ちは終わっていると思うから、これしても29年の2月、3月ぐらいからの事業になるのかなということ、そういうことですね。</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>考え方といたしまして、農林業振興対策補助金で、種子の補助を、これもJA筑前あさくらから購入したもの、それを年度締めで清算して、農家の方に補助しているという状況がありますので、こちらのシイタケにつきましても、年度区切りとしまして、それを例えば森林組合で年度で締めていただいて、そこで清算補助というような考えを今のところ持っています。</p> <p>村の単年度の、年度の締めという意味で、こちらからお願いして、4月から3月までという区切りをさせていただこうと思っています。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>すみません、先ほどに戻って申し訳ないんですけども、149ページの新規就農支援金の続きについてお聞きしたいんですけども。</p> <p>地方創生のほうでも、作業部会でも、この辺はだいぶ検討してきた項目であります。</p> <p>新規就農者がどうやったら本当に就農して、そのまま続けて行けるのかという部分で、セットとして農産物ディレクターというか、指導者的な部分でもですね、セットで考えられてて、なかなか新規就農者で来ててもですね、何もしないでいきなり農業もできるわけでもないの、そういったサポート体制、新規就農者のこの支援金を始めるうえで、どういったサポート体制があるのか、お考えでしょうか。</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	新規就農に関しましては、非常にそういった方々、就農をされてある方、今度か

	<p>ら就農したいという希望の方の話を伺うと、やはり制度として非常にハードルが高い部分があったり、農業だけではやはり生活が成り立つのかと、そういった声をよく聞くことがあります。</p> <p>高橋議員のほうから発言の中にありましたように、就農ワークショップというものを先日開催し、そのタイトルの上段にはですね、東峰村就農支援プロジェクトということで、そういった機関を設けたいと思っております。</p> <p>その中には、先日出していただきました、ワークショップで出た課題、現状がどうであるのか、学ぶことに対してとか農業とともに、特産品販売、農業体験、それからどういった農業の展開をしていこうということを出していただきました。</p> <p>そのことを、このワークショップ1回だけでなく、続けていくためにこのプロジェクトをスタートさせたいと思っております。</p> <p>先日から出た課題をより踏み込んだ形で、1年間かけてもいいんですけども、じっくりその辺りを整理して取り組んでいきたいというふうに思っております。</p>
委員長	6番 梶原委員
6番	<p>151ページ、6款2項2目、19節の負担金補助及び交付金ですが、これは、昨年に比べて森林組合への補助金が189万7千円ぐらい上がってますよね、その要因とですね、作業路開設補助金、これは、毎年同じ金額を上がってきているようですが、森林組合等から作業路の今年度伐採とか、そういったことで申請等がなされているのか、この2つをお聞きします。</p>
委員長	前田係長
農林観光課係長	<p>まず、最初に水源涵養事業の森林組合への補助金の関係ですけど、189万7千円上がっているということでしたが。</p> <p>これはですね、昨年別なところへ予算を組んでいたものを、本年度こちらのほうにまとめさせていただきまして、1,623万7千円上げさせてもらっております。</p> <p>また、作業路開設補助金につきましては、例年8,000mほど、森林組合が事業を行っておりますが、現在、大体5,000mぐらいで終わっております。</p> <p>ただ、今年度ですね、森林組合と協議しましたところ、8,000mぐらいさせていただきたいということで、一応計算的には8,000m×700円×60%の336万円を上げさせてもらっております。以上です。</p>
委員長	2番 伊藤委員
2番	<p>151ページ、6款2項1目の19節、この一番下にですね、森林組合助成金という形で67万5千円あるんですが、これの中身のほうを教えてくださいなんですが。</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>こちら、ちょっと詳しい算定はまたお知らせしたいと思います。</p> <p>考え方といたしまして、この森林組合助成金、朝倉森林組合、これを構成しております市町村の朝倉市、筑前町、東峰村、これの均等割それから面積割でもちまして算定されております。</p> <p>この朝倉森林組合は統合されてちょっと経過しておりますが、平成18年度に合併統合されまして、それから当初は全体額で申し訳ありませんが、当初その3市町村で875万6千円、全体でですね、3市町村で875万6千円ありましたものを、経営が安定してきたということ、それから決算の状況等を踏まえまして、平成28年度予算ベースとしまして、288万円まで減額されております。</p> <p>こちらにつきましては、均等割が2割、森林面積割が8割で算定されておまして、その内訳を、少数がついて申し訳ありませんが、朝倉市62.7%、筑前町16.3%、東峰村21%ということの負担割合で算定されております。</p>

	この内訳は、係長のほうから説明させます。
委員長	前田係長
農林観光課係長	内訳といたしましてはですね、計算式を言えばいいですかね。いいですか。
委員長	2番 伊藤委員
2番	<p>そうしますとですね、これは、森林組合の何の目的で、要するに今までは合併したから、お金を結局支援せないかんだらうということで、先ほど言いましたように875万から出していたと。今もそれを補助金みたいな形で出しとるということになるんですかね。</p> <p>結局、それだけ経営できんように、まだ森林組合はあるのかと。決算でも森林組合自体は赤字では決算しておりませんよね。配当金も出ります。</p> <p>それであるのにそういうもので、このお金を、助成をしよるといのはいかがなものかというような気がするわけなんですよね。</p> <p>だから、前は合併したから、合併の補助としてやりましたと。それを減額されたとしても、いつまでもそういうものを払うものは必要なのかなというところがありますが、いかがですかね。</p>
委員長	城課長補佐
農林観光課長補佐	<p>この、確かに補助金の目的ということですね、これは、三者ですね、朝倉市、筑前町、東峰村等の担当とも話しておりますけれども。</p> <p>どうしても森林のですね、そういった災害面であるとか、あとは有害鳥獣に関することとか、そういった広域的な調査等も当然行っていただいておりますし、そういった広域的な部分も含めてですね、こういった補助の目的としてですね、補助金として計上させていただいております。</p>
委員長	2番 伊藤委員
2番	<p>私が言わんとするところはお分かりいただけるかと思います。</p> <p>目的があれば目的別にですね、やっていかないかのじゃないかと。</p> <p>ただ、単独で、東峰村だけでこれが決められる話ではないということは重々承知しますが、やはり目的別にですね、やるならやると。いろんな目的別でやってるんだから。</p> <p>ただ、何か分からないような投げ渡しのお金をですね、補助するということは、将来ちょっと考えていただいて、広域圏で話し合いをしていただけたら、なおありがたいと思います。</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>この関係市町村の担当課長会を毎年開いております、この森林組合に対する助成金、補助金のために会合を開いて、その内訳それから減額等についても十分協議されております。</p> <p>ただ今のご指摘も、その会議の中で提案させていただいて、協議の重大な事項とさせていただきたいと思います。</p>
委員長	1番 柳瀬委員
1番	<p>148ページの6款1項4目農業振興対策費の11節秋まつりの件に関してなんですけれども。</p> <p>住民の方というか村民の方はですね、結構毎年同じイベント内容というかですね、そういったことを言われている方も多いんですけども。今年も企画の内容の変更等考えがあるのか、お伺いしたいと思います。</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	今、柳瀬議員のご発言のとおりですね、ここ数年、はっきり申しまして、ステー

	<p>ジイイベント、牛肉販売、つかみ取り、それから九州プロレスということで行わせていただいておりますし、内容もほぼ変わっておりません。それから、吹奏楽、フラダンスだとかですね、あと出店の方々にも協力していただいております。</p> <p>例年この運営委員会を開催しまして、秋まつりに対する、開催前の8月ぐらいに開催、それから、終わって、今年は12月の中旬に反省会を開かせていただいております。新年度に向けての企画等があればということでさせていただいております。</p> <p>この反省会の中で、アンケートを、この祭事のとりに取っておりますので、その結果発表もさせていただきますと、やはり「九州プロレスがよかった」「千人鍋がよかった」、それから「つかみ取りがよかった」という好評をいただいております。</p> <p>ただ、それとまさに逆の不評な部分も同じ項目が上がってきております。賛否両論あるというような状況であります。</p> <p>九州プロレスにつきましては、独特のパフォーマンスというか競技で、非常に集客もあるというふうには思われております。それに代わる何かというものが、その委員会の中でも、やはりすぐに出るようなことはありませんので、この8月に向けてのですね、運営委員会に提案できるよう検討していきたいと思っております。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>この東峰村の秋まつり、和牛の肉の提供から1つのメインが始まったんですが、今、おそらく東峰村の中では、もう和牛はゼロですね。</p> <p>これはどうしてもそうなってくると、東峰村の何か1つのメインを作らなければ、よそから、それはもう団体の力を借りなければいけないんですが、東峰村のメインは何なのかと。秋まつりをする上においてですね、だから、そういうものをやっばり、肉は肉で確かに需要はあるでしょうから、それはそれでいいんですが、村の秋まつりとして、肉の別に何か、大きな千人鍋もいろんなものがあるでしょうから、その点はこれからやっばり考えていかないと、いつまで経っても違うところのあれを持って来て、東峰村の肉というわけには、おそらくいかないと思っておりますので、その辺は秋まつりの委員会の中で、また考えてほしいなというふうに思います。</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>ご指摘のとおり、牛肉につきましては、東峰村産ということではなく、朝倉の管内で生産された牛です。</p> <p>それは私も初めてであります、筑紫野市のほうに、そうした処分加工施設がございますので、そこに行って生産者と、朝倉市内で飼育されたと言いますか、生産されたものであります。</p> <p>以前は畜産団地というところですね、そうした成り立ちがあったかと思われませんが、やはり東峰村、純粋なですね、そうしたものの取り組み、メインとなるようなものを考えていきたいと思っております。</p> <p>ただ、千人鍋につきましては、昨年、一昨年からですね、運営の形態が変わりまして、非常にご苦労かけたところもございますが、やはり非常に好評でありましたので、千人鍋、それから牛肉のコーナー、それに代わるものとかをですね、いろんなご意見をいただきながら検討していきたいと思っております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>154ページ、7款2項1目の19節、観光プロモーション事業についてです。</p> <p>27年度は先行型交付金で、国からの交付金でこの事業行われて、結構な応募数で、さまざまな観光プロモーションの活動は行われたかと思っております。</p> <p>今年度はこの観光プロモーション事業、2年目ということですね、おそらく去年された団体の方々、まだまだ盛り上がっているという部分も聞いておりますが、その新規の観光促進につなげるという部分ですね、やはりこの2年目以降どうい</p>

	うふうにこの観光プロモーションというのをしていくのか、これが大事なと思うんですけども、その辺の考えはありますでしょうか。
委員長	泉主査
農林観光課主査	<p>昨年度ですね、観光プロモーション事業ということで、同額の500万をですね、500万というか、最初300万でしたが、申し込みが多かったということもありまして、少し増やしたところもありまして、最終的にですね、480万ほどのご利用をいただいております。団体は11団体で480万ほどご利用いただいております。</p> <p>その中でですね、実績報告を今集めている段階なんですけれども、大体もう少しで全部集まる場所なんです。</p> <p>多くの方にですね、東峰村のPRでありますとか、村に訪れていただいて、いろんなものを買っていただいたり、体験していただいたりしております。</p> <p>たいへんに事業としても好評ですね、大きなですね、村に貢献があったのではないかと考えております。</p> <p>本年度もこの観光プロモーション事業を行いたいということで、予算を上げさせていただいておりますけれども、昨年度された方がですね、申し込みをされるかどうかはまだ分かりませんが、非常に、これを利用した団体の方もですね、たいへん助かったということでお話をいただいておりますので、またご利用していただけるのではないかと考えているんですが、高橋議員が言われるようにですね、新たな方、新たな団体の方にもですね、多く利用していただきたいとは思っております。</p> <p>その辺も含めまして、少し多めですね、500万という予算を上げさせていただいているんですけども、実際ですね、募集をかけてみないとどのくらい集まってくるかが分からないところもありますが、審査の中でですね、より貢献が大きいと思われるものにできるだけ多く配分していきたいと、こちらの課のほうでは考えているところです。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>確か100%の補助の事業だったかと思います。</p> <p>やはりこの観光促進に繋がるということで、なかなか面白いイベントというかですね、観光のプロモーションの活動は行われたかと思うんですけども。</p> <p>それが、次の観光という部分にどう繋がっていくのか、この事業をやめてしまえば、もう観光促進という部分が止まってしまうという部分では、観光促進にはならないのかなという部分を感じております。</p> <p>なので、だからこそ2年目以降ですね、どういうふうな形でやっていくかが重要かなという部分を感じて、確かに新しい活動の団体が出てくるのも、もちろんありだと思いますし、2年目以降続けていただいて、地に足がついた活動にしてもらうというのも、1つの手だと思います。</p> <p>そういった部分のやはり方向性を持っておかないと、この事業が終わったらおしまいですという部分では、なんかもったいないなという部分を含めて、だからこそ100%事業というのを行うのであれば、それなりの意思を持っていただきたいのですが、ご答弁ありますでしょうか。</p>
委員長	泉主査
農林観光課主査	<p>おっしゃるようになりますね、これがずっと続いていくことが一番の目的としておりますので、ずっと続けていっていただきたいと思います。</p> <p>その中でですね、先ほど言われるように100%補助ということで、これからずっと続けていけるような用具等を買う補助もこの中に含めております。</p> <p>例えば、農業体験イベントであれば、そのときに使う鎌とかですね、ずっと使っ</p>

	<p>ていけるようなものをですね、この事業の中で買っていただいておりますので、それを利用してですね、ずっとイベント等を続けていっていただければと思っております。</p> <p>また、1つ観光本等もこの中で出版をしているんですけども、それも今後ですね、ずっと出版されていくと思いますので、ずっと効果が期待できるのではないかと考えております。</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>今、担当の泉係長が言いましたように、非常に好評で、一定の成果はあったかと思えます。</p> <p>せっかくそうした事業を取り組んだり、イベント開催ということではありますが、その紹介する機会がありませんので、それを何か紹介させていただいてですね、その媒体が東峰テレビなのか広報誌なのか、そうした形を通じましてですね、こういった活動を取り組んでいると、こうした成果があったということでお知らせいたしまして、そこで喚起という効果があればですね、またそうした新たな団体の方にもプロモーション活動に取り組みいただくと。</p> <p>それから、やはり大事なところは、継続する、呼び込むプロモーション活動というのが大事なことになってくると思いますので、その辺りも継続的な効果が図られるよう検討していきたいと思えます。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>ぜひ、積極的に取り組んでいただきたいと思えます。</p> <p>その下のイベント拡充支援事業について、続いて質問させていただきたいと思えます。</p> <p>イベント拡充ということで、既存の地域団体の祭りであったり、イベントの拡充ということなんですけれども、定期的にその拡充というのが、どう拡充なのかなという難しい部分もあるんですけど、大体现時点ですね、こういうことがイベント拡充にあたるという部分、もし具体的な部分がありましたら、お答えいただけますでしょうか。</p>
委員長	泉主査
農林観光課主査	<p>イベント拡充支援事業につきましては、現在ですね、村のほうから補助を行っているイベント、それから活動の団体にですね、その団体が、そのイベントの中で新たな内容を盛り込んだ場合、その場合につきまして上積みという形になりますが、今のところ考えているのは15万円を上限として出そうと、要綱を作成しているところです。</p> <p>内容的には、昨年度まで行っていなかったもの、それを新たに実施する場合手ですね、そのイベントの中で実施する場合、拡充したという、みなすということで、今考えております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>新たに行う内容であったりという部分で、基本的にはハード的な部分で、何か購入であったり、設備的な部分を增強したりとか、そういった部分を想定しておけばいいんでしょうか。</p>
委員長	泉主査
農林観光課主査	<p>そうですね、ハードと決めたわけではないんですけども、昨年までなかったもので、新たに何か盛り込んだ場合、ソフト、イベント、そういう例えばステージイベントとかでもいいんですが、新たにですね、何かを拡充する場合、この補助金を支給するという形を、今のところ考えております。</p> <p>そのハード面も含めるかどうかはですね、ちょっと今、検討中ではあるんですけど</p>

	れども、物を買ったりとかですね、そういう面に関しましては、ちょっと今のところ検討中です。今のところはソフト面を考えているところです。
委員長	5番 高橋委員
5番	ソフト面という部分でいくと、イベントを拡充した次の年もまた、イベント拡充のこれを使わないと、事業が継続できないのかなと思ってしまいますが。 そういった意味ではなくて、あくまでも今回1回拡充するためのステップアップというか、最初の動き出しという部分の事業と捉えていいんでしょうか。
委員長	泉主査
農林観光課主査	そうですね、基本的にはですね、村から補助を行っているイベント等の活動に対して、その拡充する部分ということなので、ベースの補助はですね、そのベースのイベント補助で出ているということで、その分に新たに何か、先ほど秋まつりと言われてましたが、マンネリ化しないように、そういうための補助としてですね、今のところは考えているところです。
委員長	農林観光課長
農林観光課長	例えば、これは、具体的な検討は、例示としてはどうかと思いますが。 メイン会場で行ったものを、例えばサテライト会場として、杷木のどこどこでやるとか、福岡市のどこどこでやる、民陶むらまつりのサテライトですとか、ほたる祭の云々とかですね、あと例えば器とのコラボによる、有名シェフを呼んできてとか、ポスターの有名なデザイナーがデザインしたポスターだとか、今までと違った切り口でイベントプロモーションを行ったもの。 そして、その真新しさによって、一層別の分野に興味のある方を取り込むとかですね、そうした既存のイベントに対する拡充部分というのが、そうした例示に考えられるかなというふうに思っております。 それをきっかけに、やはり次の展開をまた、その団体によって工夫してもらおうという考えを持っていただきたいと思います。
委員長	1番 柳瀬委員
1番	154ページ、7款2項1目、事業の説明書で言ったら、松尾城幟旗関連で25万円予算の計上があると思うんですけども。 以前、旗は作られたと思うんですけども、今年も作る予定なのでしょうか。
委員長	泉主査
農林観光課主査	松尾城の旗はですね、本年度ですね、27年度も作成はしております。 ただ、旗ということで、ある程度消耗品的なものになってきますので、ある程度の期間ですね、あげていますと、破れたり褪せてきたりしまして、実際昨年度作ったものがですね、2枚ですね、破れておりまして、なかなか風が強い日等もございますので、ずっとあげているというわけにはいかないんですが、ちょっと風の強い日は下ろしたりしているんですけども、それでもどうしても高く風当たりが強いところですので、下のほうであんまり吹いてなくても風が強いときがありまして、少し破れてしまったという部分があります。 補修しながら使ってはいるんですが、やはりある程度定期的に、あそこに飾るということでですね、作っていく必要があると考えております。
委員長	1番 柳瀬委員
1番	小石原にとってですね、松尾城は観光資源でもありまして、旗も大事なことは思いますけれども、もっと松尾城のですね、上ったときに、景観がすごくすばらしいことがありますので、上り口とかですね、イベント等を企画することいいんじゃないかなと思いますけれど、そのようなお考えはありますか。
委員長	泉主査

農林観光課主査	<p>そうですね、現在のところウォーキング事業を村で行っておりますが、その中でですね、年に2回ほど松尾城をコースに含めております。</p> <p>それから、これは民間団体になるんですけども、そちらのほうがですね、観月会であったりを行っているところなんですけど、やはりまだ利用回数等が少ないというところもありますので、今後のイベントの中でですね、そういうのを含めていければと考えているところであります。</p> <p>昨年度民陶むらまつりにおいてもですね、秋月のほうの方にご協力をいただきまして、鎧武者のですね、行列とまではいかなかったんですが、のイベント等も行いましたので、黒田氏繋がりということで、秋月のほうとも協力をしながらですね、そのような武者イベント等もですね、少し取り入れていきたいなというところで、考えているところではあります。</p>
委員長	以上をもちまして、農林観光課の質疑を終了したいと思います。
休憩	
委員長	<p>15時20分まで休憩いたします。</p> <p>次は、建設水道課の質疑に移ります。</p> <p style="text-align: right;">(15時10分)</p>
再開	
委員長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(15時20分)</p>
委員長	<p>次は、建設水道課の質疑を行います。</p> <p>建設水道課の質疑はありませんか。</p> <p>8番 佐々木委員</p>
8番	<p>ページで言えば159ページの8款4項1目の11の修繕費のところですね。</p> <p>住宅の修繕費の関係なんですけど、これは、今、住宅の関係、修繕するのか、改修するのかとか、いろんな考え方があると思うんですね。</p> <p>やっぱり昔の作りだから、例えば風呂が狭いとか、やっぱりそういうふうな修繕じゃなくて改修等も1つ考えられないのかなと思うんですけど、その辺の見解はどうなのか、尋ねます。</p>
委員長	建設水道課長
建設水道課長	<p>住宅につきましては、かなり年数が経っているということで、老朽により修繕という形で、今、取らせていただいているところです。</p> <p>建物が古ければですね、改修してもというような部分もありますので、現時点ではもう修繕という形でしか考えておりません。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	やっぱ公営住宅というか村営住宅のリフォームというのは、なかなか考えづらいんですかね。
委員長	村長
村長	<p>一応ですね、住宅等につきましても、長寿命化計画等があります。</p> <p>しかしですね、今、議員言われるように、もう古くてですね、どうしようもないと言ったらいかんのでしょうか、古くてもうリフォームも利かないような建物もあります。</p> <p>したがって、そういったものについてはですね、やはり建て替えとかですね、そういった形を将来的には考えなければならないと思いますので、あまりにもちょっと古いところにつきましては、修繕等ぐらいで改修まではしなくてですね、今後の計画に基づいてやっていければなと思っております。</p>
委員長	5番 高橋委員

5 番	159ページ、8款4項2目住宅建設事業費の分で、工事請負費の分です。 小石原のほうに10戸、ダムの実業と合わせて行われる分ではございますが、28年度建設を行うにあたって、地元業者が、建設業者がですね、この工事請け負えるのでしょうか。
委員長	建設水道課長
建設水道課長	建設戸数10戸ということで、請負業者につきまして、また、選定委員会等ありますので、その中に諮った上での指名となりますので、事業につきましてはですね、できるだけ地元企業というような考えでは思っております。
委員長	村長
村長	これはあくまでもですね、公営住宅法の補助事業でやりますので、前回の定住促進住宅はですね、これは村単費でやっておられましたので、そういう地元企業という対策が利いたかと思えますけれども。 今回の場合は補助事業、当然会計検査等もかかりますので、これはもう、今のところ一括発注に、建設業法上はなるかと思えます。 そうしますと、また、ベンチャーを組むかですね、そういった発注の仕方になるかと思っております。分割は多分できないと思っております。
委員長	5番 高橋委員
5 番	法律にもちろん則った上でですね、地元の業者さんたちが入れる形、ジョイントベンチャーというかですね、先ほど村長も言われましたけれども、そういったところでですね、入れる口と言いますか、何かしら関与できる部分はですね、ぜひ作っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
委員長	村長
村長	それは、やはり地元の工事でありますし、地元業者さんが入れるようなですね、配慮というのは必ずやらなければならないと思っておりますので、それについては、今考えられますのは、先ほど言いましたベンチャーだと思いますので、ライスセンターの上屋についても同じでしたけれども、そういった形になろうかと思っております。
委員長	1番 柳瀬委員
1 番	152ページの6款2項4目林道維持費で、林道清掃作業員賃金で、これは地方創生で2名ということを書いておりますけれども、林道、自分もですね、いろいろ猟友会のほうとかでも通ったりすることもあるんですけども、継続的にこういった作業というかですね、清掃作業等、整備等をですね、継続性を持って考えられているのでしょうか。
委員長	建設水道課長
建設水道課長	まず、賃金2名ということでですね、事前の説明会の中で2名という表示がありましたが、作業員のオペレーター及び作業員といったことの2名ということでですね、2名の方をという意味ではございません。 今年度林道の草刈りとか側溝浚渫、今までなかなかそういった整備ができてないということですね、今回計上したものでございます。 今年度予算で全部できるのかと言いますと、なかなか難しい部分だと思いますので、今年度行いまして、またその後来年に向けてもですね、同じように必要になってくるのではないかなとは思っております。
委員長	5番 高橋委員
5 番	ただ今のに関連しまして、155ページの美しい村づくり事業、企画政策に当たるんですけども、この関連というのはあるのでしょうか。 この林道の整備自体は林道のこの維持のほうでされてという、やる事業はそんな

	に遠くはないような感じがするんですけども。その辺の関連はあるんでしょうか。
委員長	建設水道課長
建設水道課長	美しい村づくり事業におきまして、嘱託職員ということで、嘱託職員の方に林道の作業の労務班あたりの取りまとめと、あと作業内容とか、そういった部分の手配をしてもらうという形になります。そういった関連性がございます。
委員長	5番 高橋委員
5番	なかなか複数の課をまたぐといろいろ連携が必要になってくる部分がございます。 この林道、美しい村づくり事業も含めてですね、どちらが率先してコントロールされていくのでしょうか。 林道に関して建設水道で、景観づくりのほうは企画、そしてその作業をする嘱託職員は企画ということによろしいでしょうか。
委員長	建設水道課長
建設水道課長	予算書のとおりにありますようにですね、美しい村づくり事業のほうの嘱託職員、そちらのほうの主となってまとめていくというような形になるかと思えます。
委員長	7番 高倉委員
7番	152ページ、林道の維持費とか施設費とか出ておりますので、1つお伺いします。 私が今度議員になった26年の秋頃に、前農林の課長であった野寄課長にですね、黒谷の入口のところ、要するに民家が下にあります。あそこの裏山がですね、非常に大きな石も落ちて来て、非常に危険な状態であるから、あそこはどうかならんかというようなことを、私は言っておりました。 そうすると、県のほうに相談してみるということでもございましたけれど、先ほど聞いたところ、日野課長にもそれは連絡はしておるということでもございますけど、それはどういうふうになっておるかを、ちょっと知らせていただきたいなと思えます。
委員長	樋口係長
建設水道課係長	先ほどの箇所の件でございますが。 こちらのほうは、本年度に調査が入っております。朝倉の森林土木のほうの治山の関係で、本年度調査、一応来年度に法面の手当をするというところを聞いております。
委員長	7番 高倉委員
7番	今年度ということは27年度に調査をもう終わったということですか、それとも28年度調査で、29年度に工事というふうな段取りになるわけですか。
委員長	樋口係長
建設水道課係長	27年度に調査が終了しております。28年度というところですよ。
委員長	10番 大蔵委員
10番	関連です。 林道ですね、浚渫ですね、側溝の。あの浚渫を、民家の近くの側溝は住民に任せて、あとのところは村がするというようなことを、村民の方から聞いたことがあったんですが、大体実際問題として、村が全部管理するというところでよろしいんでしょうか。
委員長	建設水道課長
建設水道課長	現在、地域によっては、林道を自主的にですね、管理者の方が管理していただいている部分もございます。

	<p>できる限り地域で管理をしていただくというのが、基本として考えているところでございます。</p> <p>なかなかそういった関係者が高齢化したとか、いろいろそういう管理ができてない部分について、今回の予算でということ考えております。</p>
委員長	10番 大蔵委員
10番	<p>この林道ですね、もう行ってみれば分かりますけど、至る所に草が茂ったり、側溝が詰まったりしているわけですね。</p> <p>そんな中で、優先順位をどこで付けるのかということをするときにですね、何を基準にするのか、そこ辺が、もし基準があれば教えてください。</p>
委員長	建設水道課長
建設水道課長	<p>まだ基準についてはですね、今から検討していくというようなことを考えておりますので、はっきりした基準等はまだ設けておりません。</p>
委員長	1番 柳瀬委員
1番	<p>157ページの8款1項3目水源地域整備事業費の13節、水源の森交流館、仮称のですね、実施設計委託料が4,104万円と出ていますけれども、設計費が4千万円ということは、建設費はどのぐらいになるのでしょうか。</p>
委員長	小野係長
建設水道課係長	<p>建設費につきましては、現在のところ概略でございますが、5億程度の総事業費を見込んでおるところでございます。</p> <p>来年度につきましては、この実施設計のみを上げているところでございます。</p>
委員長	1番 柳瀬委員
1番	<p>改修というかですね、リフォームというか、旧小石原小学校の改修にあたって、改修で5億というのは結構高いようなイメージがありますけれども、そのことについて、どうお考えでしょうか。</p>
委員長	小野係長
建設水道課係長	<p>この小石原小学校で行います水源地域の仮称でございますが、水源の森交流館は、大字小石原地区の地域の活性化の拠点となる施設でございます。そして、この事業は、議員ご承知のとおり、ダム水源地域特別措置法の指定を受けた水特の事業で行うものでございます。</p> <p>小学校については年数も経っておりますし、水道の配管ですとか電気、それから駐車場の整備や村民グラウンドへのアクセス、そういったところ、そして浄化槽についても、現在は、蒸発散式の浄化槽が付いておりますけれども、そういったものを考慮したり、また、食材の提供施設を建設するように予定しておったり、あと獣肉、シカ・イノシシの処理する施設も併せて整備するようなことを考えておりますので、改修といっても、非常に施設も鉄筋コンクリートですが、昭和56年当時のものですので、それを改修するには、費用はかかるというふうに思っております。</p>
委員長	4番 黒川委員
4番	<p>関連ですが。5億という結構大きな金額になります。</p> <p>確かにダム関連事業ということでですね、補助金でそういう建物をつくるので、村としてはあんまり費用はないんだろうと思いますが、後々ですね、維持管理費とか運営とかに関しては、随分やっぱり費用がかかってくると思うんですよ。</p> <p>そういった面で、採算性の目安と言いますか、そういうものも計算されているのでしょうか。</p>
委員長	小野係長
建設水道課係長	<p>議員ご指摘のとおり、非常に大きな予算を、村の予算を使うということになります。</p>

	<p>財源については、利水者そしてダム事業ということでの予算でございますが、この運営についてはですね、やはり地域にとって喜ばれて、そして運営についてもコストが抑えられて、継続してそこの施設が成り立つというようなことが重要だと思っております。</p> <p>これについても平成26年度から、この施設の検討のプロジェクト委員会を立ち上げ、26年、27年と検討を行ってまいりました。</p> <p>その中で、その施設の内容等についても検討し、また、ダム対策委員会でもその都度報告をしながら、実施してきているところでございます。</p> <p>来年度の実施設設計につきましては、これをどう具体的に運営体制はどうするのかとか、その他の施設との連携とか競合しないようにとか、そういったところまでですね、運営体制の内容についても、この実施設設計の中で新たに検討していくと。</p> <p>持続可能な施設になる、喜ばれる施設になるように検討を重ねて、より良いものをつくりたいと思っております。</p>
委員長 2番	<p>2番 伊藤委員</p> <p>ページはありません。</p> <p>昨年からですね、年度末にできました小松団地ですけれども、募集が2月いっぱいまで終わっておるといふようなことで、私は承知しているところでございますが、当初、産業建設委員会の中では、十分に周知ができてなくて、募集がうまくいってなかったという中で、聞くところによると、募集がたくさん、あとは来てもらったというようなことで、話は聞いているところなんですけれども、せっかくの機会ですので、これについてですね、今の現状をお教えいただきたい。名前等々は別に必要ありません。どれだけの募集があって、どうなったというところを教えてくださいたいと思いますが。</p>
委員長	建設水道課長
建設水道課長	<p>募集のほうはですね、A・B棟、こちらは家族向けという形ですが、6件の申し込みがっております。C棟、単身向けですが、こちらは4件の申し込みがっております。</p> <p>昨日ですね、内定という形ですね、入居予定者の説明会をしたところでございます。</p> <p>あと手続き等がありますので、その辺りを今から進めていくというところでございます。</p>
委員長 2番	<p>2番 伊藤委員</p> <p>そうしますと、A・B棟については6件ということですので、2戸の方が外れたという形ですね。C棟については4件ですので、全員が入られたというような形になるのかと思います。</p> <p>そうしますと、一緒にですね、じゃあ、このC棟は単身ですので、これ4件で4人かなと思うんですけども、いろんな事業の中でですね、このA・B棟について、入居者ですたいね。具体的に、じゃあ、子どもさんがいるとか、そういうところはですね、どんなふうなんですかね。</p>
委員長	建設水道課長
建設水道課長	<p>A・B棟につきましては、子どもさんがいずれもいらっしゃるということで、人数については、はっきり資料がございませんので、把握しておりませんが。</p>
委員長 2番	<p>2番 伊藤委員</p> <p>入居者のですね、名前とか要りませんから、家族構成とか、そういうものについて、人数等をですね、あとで教えていただくか、書面で貰えればと思います。</p>
委員長	建設水道課長

建設水道課長	後ほど資料としてお渡ししたいと思います。
委員 長	5番 高橋委員
5 番	158ページ、8款2項4目村道改良事業費、15節の工事請負費のほうで、本年、杷木・宝珠山線の工事のほうに入っていくかと思えます。 聞いているところは視距改良という事業であります、その杷木・宝珠山線の今後ですね、その視距改良後、どういった具合に杷木・宝珠山線がなっていくのか。 以前は県代行ということがありました、体制的に杷木・宝珠山線の位置付けですね、どういった具合なのかお答えいただけますでしょうか。
委員 長	建設水道課長
建設水道課長	杷木・宝珠山線につきましては、以前は県代行事業ということで進めておりましたが、県のほうがですね、代行事業としての事業が、もうやめているというようなことでですね、期成会を昨年設けまして、期成会によって、また県代行事業として要望していくというような形を進めていきたいと考えております。
委員 長	5番 高橋委員
5 番	期成会ということで、今、国県道の期成会もございますが、そこに合流してくる形になるのでしょうか。
委員 長	村長
村 長	杷木・宝珠山線につきましてはですね、以前からいろいろ県代行等で取り組まれておまして、宝珠の郷のちょっと向こうまでは整備をされております。 そういった中で、地元のほうから、平成21年か2年まではあったけど、それから全然できてないじゃないかとか、いろんなご意見がありまして、私も議員をやったときに、議長並びにですね、佐々木議員あたりも一緒に、いろいろと怒られたところでもあります。 そういった中で、やはりその期成会を作ったらいいんですけども、それが全然動いてなかったといったところがありましたので、今回は、国県道の期成会の中に、杷木・宝珠山線の期成会も一緒に並行していけるような形での期成会という形で、去年からですね、やっといこうという形でやっているところでもあります。 それで、あとですね、先ほど建設水道課長が申されましたように、県代行というのがですね、なかなか難しいと、現時点ではですね、そういったことでございますので、やはりこれをどう動かしていくかというのは、今後また検討をしていかなければならないと思っております。
委員 長	他になければ、建設水道課の質疑を終了いたします。
休 憩	
委員 長	16時まで休憩します。 (15時47分)
再 開	
委員 長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (16時00分)
委員 長	ただ今から、教育課の質疑を行います。 教育課の質疑はありませんか。 7番 高倉委員
7 番	東峰駅伝部の子どもたちを教えている江藤先生の謝礼は、どの部分になるんですかね、ちょっとそれを。
委員 長	矢野主査、ページを言ってください。分かるなら。
教育課主査	予算書の172ページですが、その一番上の欄にですね、負担金補助及び交付金という欄があります。そこに総合型スポーツクラブ自立支援助成金というのがあ

	りまして、今、村にですね、ラブスポ東峰という総合型地域スポーツクラブが、 （「どこ。」の声あり）
教育課主査	172です。 （「1じゃない。」の声あり）
教育課主査	款項目節を申しますと、10款5項2目19節です。 失礼しました。171ページの負担金補助及び交付金、そこにあります総合型スポーツクラブ自立支援助成金、この中に入っております、ラブスポ東峰から支給されるようになっております。
委員長	7番 高倉委員
7番	金額は、はっきり示されないわけですか。 できたら、金額を教えてくださいんですけど。
委員長	矢野主査
教育課主査	金額はですね、月々謝金として3万円、それが12月ですね。それと別に、遠方から来られておりますので、旅費として5万円ということで、年額ですね、一部補助になりますが、そういった内訳になっております。以上です。
委員長	7番 高倉委員
7番	金額が分かりました。 これは、なぜこういうことを聞くかということ、私は、親御さんでもない、父兄でもない人からですね、江藤先生、子どもたちをあれだけ鍛えてくれとというか、教えてくれる人がですね、朝倉から来ておられますけど、非常にいくら貰っておるのかということを知りました。 それで、教育長のところに行って、1回お尋ねして、また、報告したところなんですけど。そのくらいで、あれだけのことをしてくれる人は今どきいないぞと、いうことを言われております。 できたらですね、やはり私もそれは感じております。これが学校の先生であればですね、別にそういうことをする必要はないんですけども、本当に一般の人でございまして、やはりもう少し、あれだけの偉業を残しておりますのでですね、考えていただけないかと思っております。 これは、私の希望ですので、答弁は要りません。 それともう1つ、先ほどこの駅伝のことで、子どもたちが、11月頃からもう真っ暗ですね、6時頃から来て練習をいたしております。 それで、教育長のところに行って、投光機とかは助成できないのかということをお聞きいたしましたけど、それはどのようにになりましたか。
委員長	教育長
教育長	投光機はですね、消防があるということで、それを借りるということで準備をしておりましたけど、今季は、冬は使ってないんですけどね、新しく作るとかではなくて、村にある投光機を、それを活用するという形で、陸上のほうにも回答しておりました。
委員長	7番 高倉委員
7番	陸上のほうに回答しておりましたということですが、私も何度か朝見に行ったんですけども。 本当に消防の投光機が1個あるだけで、親御さんが車のエンジンかけてライトをつけてというふうになっております。 特に車のあるところ、投光機のあるところはまあまあ明るいですけど、体育館のほうに行ったら、ほんと真っ暗になるんですよ。その中を一生懸命頑張って練習しているから、せめて投光機の5、6個ぐらいはですね、やはり付けてやったほ

	<p>うがいいんじゃないかと、私は考えておりますけど、そのような考えはありませんか。</p> <p>これは、親御さんが希望するとか、しないとかじゃなくてですね、やはり村としても応援していただきたいと、私は考えておりますけど。</p>
委員長	教育長
教育長	<p>議員ご指摘のようにですね、教育委員会としてもそういう配慮はしていきたいという考えは持っております。</p> <p>先ほどの投光機で準備しましたけど、もう今季は要らないということで、そのままになっておりましたけど、できるだけそういう、せっかく頑張っておるからですね、そういう条件整備というのは、しっかりしていきたいというふうなことは考えております。</p> <p>ただ、指導者の江藤さんに聞いたときにですね、少々の不自由なところも教育の一環であるから、それも大事にしたいというようなこともですね、直接私は何回か話に行ったんですけど、そういう中でやるゆえに、それに対する教育的な効果もあるというようなことで、お話をいただいているんですけど。</p> <p>できるだけ条件整備としては、こちら側もやっていきたいという思いはあります。</p>
委員長	4番 黒川委員
4番	<p>163ページですね、10款1項の2目、19節の一番ずっと最後のところですね。就学資金利子補給金補助金ですね。これは、新規に、例えば民間から教育ローンを借りた場合に、その利子の補填をするということでもいいんでしょうか。</p> <p>今借りてる人たちには、そういう利子補填とかは考えてないんでしょうか。</p>
委員長	教育長
教育長	<p>これは、新しくまち・ひと・しごと創生の計画の中に入っておりますけど、具体的にですね、まだ詳細な部分の規則とかですね、その辺のところまで至っておりません。</p> <p>それで、考えとしては、今年度からの部分でやっていくということで、今のところは考えております。だから、さかのぼらないということですね。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>まだ具体的には、なかなかこの就学資金の応援事業については、決まってないということで、今、教育長のほうから話が。</p> <p>大学資金とですね、この就学支援の利子補填事業ですね、この2つを、ちょっと教育長のほうにも尋ねたいんですが。</p> <p>まず、この戦略の中にある大学等就学支援応援事業のところでは、大学のあれで、いずにしても利子補給のみですよ。</p> <p>だから、この利子補給というのは、大体、どういんでしょうかね、今、何%で、この学業資金というか、何%の利子補給を考えられているんですかね、これは。</p>
委員長	教育長
教育長	<p>まず、このことの初めはですね、高橋議員のほうから、そういう支援ができないかということも、ご指摘というか助言もいただきましたので、それからですね、いろいろ協議して、何とかそういうバックアップをできないかということで協議しております。</p> <p>首長部局ともですね、何回かすり合わせはしているんですけど、やっぱり財政の問題とかですね、いろんなものが絡みますので、教育委員会としても協議した中では、まず利子の補填で適当でなかろうかという部分も協議しております。</p> <p>それと村長部局のほうの財政面の部分ですね、その辺との協議も残っておりますので、ちょっといくらぐらいになるかというのがですね、ちょっと分かりません。</p>

委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>私たちが視察に行った山梨県の小菅も、村独自で確か学業資金と言いますか、そういうのをやっておったと思ってます。</p> <p>民間で、貸し出しの場合が、いろんな基準もあるでしょうしね、本当は何と言いますか、そういうふうな資金的な援助が、貸し出しができればいいんでしょうけど、これは、金融が絡んできますので、なかなか難しいというところがあります。それは、</p> <p>それはそれでいいんでしょうけど、利子補給程度なのかなと、ちょっと気持ちがあるんですね。利子補給程度の支援しかできないのかという気持ちがあるものですから、どのくらいの利子補給ですかというようなことを聞いたんですけどね、尋ねたんですけど、それはまだパーセンテージが分かってないみたいですので、それはもう結構です。</p> <p>ただ、やっぱり学業支援とか、いろんな支援をするときには、高校も確かに今いろんな困難者がいるということは、今新聞、テレビでも言ってますので、そういうこともあると思います。</p> <p>特に大学の場合は、やっぱりかなりの大きな金額等が出ますので、それは、特にやっぱりなるだけならですね、資金を貸し出して学業に励んでもらう、これはもちろん貸与じゃなくてですね、それも十分。</p> <p>なるだけ利子補給が、もし利子が高いものならですね、ある一定の利子補給はやってほしいなという思いの質問です。</p>
委員長	村長
村長	<p>この問題についてはですね、随分時間を使って議論をさせていただいたところがあります。</p> <p>結果的にですね、やっぱり村として、しかも大学に行くというのはですね、相当なやっぱり親については負担がかかります。それをどうやはり村としても支援をしていくのかというところが、一番難しかったところですね。</p> <p>そういった中で、やはり就学支援資金とかですね、公的な資金、それから民間的な資金、そういったものが当然あります。</p> <p>ですから、まず公的な資金とかをですね、まず、先に使っていただいて、そしてそれから民間あたりかなということで、そうすると、最終的にはもう民間の利子補填、今大体3%あたりを計画しているんですけども、そういったところを見ております。</p> <p>もっと進んだ意見ではですね、村がやっぱり一人当たりいくらという形を貸し付けてもいいじゃないかと、いう議論もさせていただきました。しかし、やはり投げ渡して、渡すのと貸付によりますと、どうしても貸付というのは、やっぱりバックしてもらわないかん、その辺りが非常にやっぱり難しいし、それから、そこで差別と言いますかね、これが出るということで、最終的には利子補填という形で、ちょっと落ち着かせていただいた段階であります。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>関連です。</p> <p>利子補填事業なんですけれども、1つ確認でですね、民間の教育ローンというのが、ちょっと自分もどこまでの範囲を言うのかなというのが、ちょっと疑問にありまして、日本学生支援機構、奨学金を行っているかと思います。</p> <p>無利子のやつと有利子のものがあるかと思います。その有利子の部分も民間の教育ローンと捉えて、この利子補填に当てはまってくるのでしょうか。</p>
委員長	教育課長

教育課長	一応試算をいたしましたところによりますと、民間の教育ローン、指定金融機関と現在考えられているのは、福岡銀行、西日本シティ、それから筑前あさくら、その他の村長が定めるような金融機関ということを考えております。 有利子までは、現在の案では考えておりません。
委員長 5番	5番 高橋委員 そこまで入ったほうが、結局公的機関の有利子ということで、やはり所得制限とか、そういった部分、有利子の分は確かそこまで制限はなかったと思うんですけども、いろんな審査等、優遇を受けやすい分、学生支援機構の分はあるかと思えますので、その辺の範囲は、該当されてもいいのかなという部分、もし何か、逆に該当させると問題点があるなら別ですけども、あってもいいのかなと思うんですが、その辺はご検討いただけますでしょうか。
委員長 総務課長	総務課長 この貸付の関係の中でですね、協議に私も参加させていただいておりましたので、意見だけ述べさせてもらったところで、言ってみますとですね、日本学生支援機構の分は、自分も子ども、大学生2人卒業して、今年1人卒業するんで、大体状況は分かるんですけど。 金額によって違いますけど、償還期間が長いんですよ、学生支援機構の有利子の分は、20年、通常、月5万程度で20年ほどあります。医学部とか薬学に行くと、それが25年とか30年とか長くなってまいります。 そうした場合に、そういったものを対象にするよりも、近場ですね、福岡銀行、西日本銀行、筑邦銀行とかJAとか、そういったところですね、短期間で返済できるものを借りてもらってほうが、結果的に理屈は変わらないわけですね、償還する額は。利子の補填分はすべてしますからですね。 銀行とかその辺りを聞いてみると、15年とか設定もできるようですし、そういった借り方をしていただければいいんじゃないかなと。本人負担は結果的に変わらないようになるであろうと。そういうことを意見として言ったまででございます。以上です。
委員長 5番	5番 高橋委員 いろいろと検討されてるようなんですけども、もう1つ確認ですね。 大体その借りられる額、パーセントは先ほど3%というのが少し手法として出て来てますけども、借りられる額、月額いくらぐらいとか、その辺どれぐらいを想定されて、この試算をされたんでしょうか。
委員長 総務課長	総務課長 私が答えるところではないかもしれませんが、現在、この36万円計上している分についてはですね、月額10万円を借りて、3%で借りると年間120万になりますね。それに対する3%、利息が3万6千円になります。その3万6千円を、もし10人利子補給をすれば36万円と、これをマックスで考えておるところでございます。 これが、今年についてはその数字になりますが、来年。再来年と累積されていきますので、極端にですね、大きい数字は考えると無理が出てくると、そういうところでございます。
委員長 1番	1番 柳瀬委員 168ページの10款3項2目の19節の中の野外活動補助というのが地方創生で入っていますけれども、内容についてお伺いしたいと思います。
委員長 教育課長	教育課長 これにつきましては、本年度取り組みます中学校の困難克服体験というものを考

	<p>えております。</p> <p>今まではですね、夜須高原等とかで研修を行っておりましたが、本年度は宗像市に行きまして、そちらで2泊3日、中学生の1、2、3ですね、すべての生徒について研修を行うという事業でございます。</p> <p>1人当たり費用が1万5千円ほどかかりますので、その分の費用を計上させていただきます。以上です。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	169ページ、10款4項2目公民館費の中の19節のおとな未来塾公民館出前講座助成金というところで、地方創生で、昨年度も出前講座されてたと思うんですけども、また、今年はちょっと題目を変えて新たな事業になっていますが、こういった形でこの出前講座をやっていくか、簡単な概要をお願いいたします。
委員長	矢野主査
教育課主査	<p>この事業につきましてはですね、今年度自主公民館活動の一館一運動に対して、出前講座をしていくということで、内容を特定したエホントさんの講座ということでしているんですが、それだとですね、3事業準備していたんですが、1公民館のみ手を挙げたという状況でして、ちょっとこれでは、こちらから提供するメニューばかりでは、なかなか効果が表れにくいということで、そちらの、今おっしゃられた講座を開設するところにいるんですが。</p> <p>これはですね、概要を申しますと、集い・学びの場を設けてですね、自立的に学ぶ意欲を喚起してですね、学ぶ楽しみ、仲間づくり、生きがいつくり等の自己充実をはかるために、自ら何かを学びたいと、そういう積極的な村民の方の意欲に対して、その実施にかかる経費、講師料とかですね、会場使用料、そういったものを助成していくということで、1件につき2万円の助成を考えております。</p> <p>これはですね、その2万円の使い方としましては、例えば2万円の講師を呼びたいということもあるでしょうし、例えば5千円の講師を4回呼んで、年間計画でいろんな講座を自ら立ち上げて、人を集めて実施したいと、そういった形式もあるかと思われます。</p> <p>自らそういったふうに手を挙げてくれる人をですね、探しながら、こういう事業がありますのでご活用いただきたいということで、住民の方には周知していきたいと考えております。以上です。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>いろいろとですね、公民館のほうも今、持ち込み企画ではないですけども、こういう事業をやりたいとかですね、公民館に協力依頼とか、そういった部分、来ているというのを聞いたりします。3月にもそういった事業が、講座みたいな形で行われたりということを知っているんで、そういった部分でですね、こういう出前講座みたいなのを活用できるのか。また、そういう、聞いたのは女性の団体であったり、女性のグループであったり、育児中の方ということでですね、そういった方が、また、ステップアップとしてですね、そういった事業を活用して、例えば、これはもうあくまでも仮の話ですが、起業みたいな形ですね、お家にいながらもできたりとか、そういった部分で繋がっていくような、そういう結構出前講座というのが広い意味で捉えられるのでしょうか。</p>
委員長	矢野主査
教育課主査	<p>高橋委員さんのおっしゃられるような内容のとおりですね、自治公民館単位でもいいですし、手を挙げていただいてもいいですし、それ以外の個人のグループなどでも手を挙げていただいて結構だと思っております。</p> <p>いろんな可能性が考えられると思いますので、そこからですね、起業に結びつい</p>

	たりすればですね、なお、この講座の効果が表れることになるんじゃないかなと思っております。以上です。
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>ページは166ぐらいになるんでしょうが、学校給食の助成で185万というのが、10款2項の3目の19節ですね、学校給食補助で185万7千円。</p> <p>これは、金額的なことを言うんじゃないんですが、学校給食については、4,200円が1,200円の補助、中学校4,900円が1,200円の補助ということで説明がっております。</p> <p>この学校給食は、実際ジュース代とか学校給食に対する市の補助は、まだ他にあってますよね。</p> <p>学校給食、こういうふうな補助がなかったら、大体いくらぐらいで給食費の、何と言いますかね、作るのかというか、1人当たりの給食代というのは、これは基準がきちんとあるのでしょうか。</p> <p>学校給食における1カ月の児童の1人当たりの給食代というのは、大体このくらいというふうな制限があるのかどうかということです。</p>
委員長	教育長
教育長	<p>給食代で、まず日常的に食べている給食ですね、中学校が4,200円かかっているということは、それだけのお金がかかるわけですね。そして、その部分で1,200円補助してやって、家庭の負担を少なくすると。</p> <p>だから、4,200円かかっている分が、一応給食代になります。1食が、平均すると240円から250円ぐらいですね。食材は、ちょっと物価の高騰とかで少し上がったり下がったりします。そのときの給食のメニューによってもちょっと違いますけど、それで1カ月大体4,200円ぐらいかかるということで、今やっております。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	他の学校ですよ、他の学校の給食代というのは、大体どんなふうな金額的なものになっているのか。
委員長	教育長
教育長	<p>うちの部分とそう変わりはないという認識をしております。今、ここにデータを持ってないけどですね。</p> <p>大体学校給食会から食材を取りますので、それから判断したときにですね、大体4千円、それぐらいはかかるというふうに、今、ちょっとデータは持ってません。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>学校給食会という小っちゃくても大きくても仕入れ単価は一緒ということですね。</p> <p>それで一安心したんですが、やっぱり量的なものとかいろんなものにおいて、学校給食の金額がですね、もし高いものになって、高いものから1,200円とかの補助をしても、そんなの補助じゃないんじゃないかなという気持ちがちょっとあったもんですから、実態はどうなのかということで、今、質問したところです。</p> <p>分かりました。以上です。</p>
委員長	2番 伊藤委員
2番	ページは112ページ、10款1項6目ですね。ここにですね、テニスコート使用料で1万円という形で出ておりますけど、この数字については、1万円とはどういうことなんですかね。
委員長	教育課長
教育課長	実際1万円上げておりますけど、昨年につきましてはですね、大名中学校等が使

	<p>用した分は無料にしております。そして数回しかしておりませんので、これほど多くは入らないとは思いますが、テニスコートを使用できるようなですね、スポーツクラブ等を活発にして、この目標に少しでも近づけたいと思っていますところ。以上です。</p>
委員 長	2 番 伊藤委員
2 番	<p>このテニスコートですね、前からもずっと修理のことを話があって、全然これじゃ使えんじゃないかというようなことでの話は、ずっと一般質問等でもあったと思うんですけども、これは、対応はできてあるんですかね。</p>
委員 長	教育長
教育 長	<p>ご指摘の部分はですね、行政懇談会の中でも出ましたしですね、まず、考え方としてお答えをしたいと思います。</p> <p>スポーツをいろんな部分でやりたいというニーズがありますので、いろんなスポーツができる部分というのは確保したいと。</p> <p>現在、テニスコートはほとんど使用がなされていない、年間ですね、ちょっと調べましたら、去年は数回しか使っておりません。</p> <p>ただし、いろんなスポーツをやりたいという方の部分で、せっかくテニスコートがあるので、1面だけはですね、コート整備をして使えるようにしております。</p> <p>今後ですね、そういうテニスコートがあるとか、いろんなスポーツの推進とか、そういうものは教育委員会としても、公民館を主にですね、やっていかなければならないと思っていますけど、今の考えとしては、いろんなスポーツに対応する部分で、何とかテニスコートは残していきたいというようなことで考えております。</p>
委員 長	2 番 伊藤委員
2 番	<p>その話はですね、もう1年以上前の話じゃないかと、私は思うですね。</p> <p>実質、これが、じゃあテニスコートが使える状態じゃないじゃないかというのはですね、もう随分前からですね、話は出ておるかと思えます。その中で、違う面も考えないかという話は、教育長のほうから話がありました。</p> <p>しかしながら、今年にかかっても、来年のこの予算化している分についても1万円と。全然それを活用するというものついて、話が進んでないのか、そのものをどうやっていこうということの協議をされてないのか、その辺りのことはあるかと思えますけれども。</p> <p>せっかくああいうものの中があるんだったら、早い時点でのですね、テニスコート以外をつくるんだったら、そういうものについて結論と言いますか、目的のものをきちんとしてやらんと、ただあるだけ。村民の皆さんが見たら、あれは1面だけしてから、あとの2面はどげんなつとるとねと、ただそれだけの話になってくるかと思うんですよ。年数も随分なってます。</p> <p>ですので、やはりこういうものを、もし違うものにするということであれば、早い対応をですね、お願いをしておきたいと思えます。</p>
委員 長	教育長
教育 長	<p>先ほど答えましたようにですね、確か今、使いが非常になされてないという部分があります。</p> <p>前は活発にテニスクラブみたいなですね、同好会みたいなのがあって使ってたけど、現状としては非常に少ないと。</p> <p>ただ、今の時点でそれをつぶしてしまっという部分では考えてなくて、1面だけはとにかく使えるようにしようということで整備をしてやりましてですね、どちらかという、そちらの使用の部分をもう少し広めて、それでもまったく利用がなされないという部分で、検討していきたいというふうに思っております。</p>

委員長	4番 黒川委員
4番	<p>今、テニスコートの件ですが、使用されていない、回数が少ないと。今の状態ではですね、今、テニスをしている人たちはあまり来ないと思うんですよ。というか、あの砂の状態が良くないと。</p> <p>だから、あれをもしきちっと整備してですね、例えばオムニコートとか、そういう形にすれば、今日田でも少ないんですよ、足りないぐらいあるわけです。</p> <p>そして、ここにありますよ、いつでも使えますよということを伝えるようなことができればですね、たぶん日田のほうからも来るようになると思うんです。そのところは考えようじゃないかなと思いますので、ご検討してください。</p>
委員長	教育長
教育長	<p>議員ご指摘のですね、コート、オムニコートですね、あれも考えてはちょっとみたんですけど、今、結局使えてない状況の中で、どっちが先なのかという部分があってですね、一応そこまでは踏み込んでおりません。</p> <p>現在、今のあれは土のグラウンドだから、軟式はちょっとあれですが、硬式には向かないとかですね、そういう部分の、やっぱり芝の面とかの部分もありますから、本当にそういう部分で、費用対効果として、またはスポーツの推奨としてなるならですね、ちょっと進めたいとも思っていますけど、現時点では、まずは今の活用の部分をもう少し検討していきたいというようなことを考えております。</p>
委員長	1番 柳瀬委員
1番	<p>予算書にはないですけども、小石原の愛林学荘があったところとかですね、松尾城の横の文化財等をですね、今後村の文化財をどこに保管して、どう維持して、どう活用するのかというところをですね、お考えをお伺いしたいと思います。</p>
委員長	教育長
教育長	<p>文化財の収蔵庫の件についてはですね、非常に長年の懸案でございます。</p> <p>現在、愛林学荘ご存じだと思いますけど、そこにいろんな遺跡等を保管しておりますけど、学校の跡地に置いているという形で、正式な部分ではありません。</p> <p>今度はあそこに住宅が建つということで、移転先をずっと昨年から検討しております。新しくつくとか、または空いた村の建物を活用するとかですね、いろんなところを検討している状況ですけど、現時点ではどんなふうにするかというのはまだ決まっております。</p> <p>まず移転をしなければならぬので、仮置き場をつくと。じっくりですね、保存ができて活用ができるというところは、どういう場所がいいのか、どういう建物がいいのかとかですね、そういうものも含めて、今、検討している状況です。</p>
委員長	2番 伊藤委員
2番	<p>ページは、171ページ、10款5項1目の7節賃金で、ここにあるんですよ。この草刈り賃金というのは、どこのことを指して、これ入れられてあるですかね。</p>
委員長	教育課長
教育課長	<p>草刈り賃金ですね、これは、小石原グラウンドの周辺の草刈りでございます。回数的には年3回の草刈りを計上しております。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>ページは172ページと173ページの2つのところになるんですが、筑前米つき唄の関係を尋ねたいと思います。</p> <p>この筑前米つき唄の関係の団体の方は、文化協会のほうとの絡みはないんでしょうか。まずそこを先に。</p>
委員長	教育長
教育長	<p>絡みというかどうかは、ちょっとあれですけど、発表会とかそういう部</p>

	分とかは一緒にやっていますね。活動としては自分たちでやっている部分と昔からの伝統芸能を掘り起こしたという部分では、ちょっと違う立場で捉えております。
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>今、教育長が言われましたように、筑前米つき唄を掘り起こしたと。もう十数年確かなると思いますね。前の宝珠山村のときにこの唄があるんだということで、大々的に広めたと。</p> <p>今、活動と言われたのでですね、活動はどのような活動になっているのかと、それとこの文化協会の助成金の中に、そういうものが組み入れられないのかなという思いがしたもんですからですね。</p> <p>だから、米つき唄、米つき唄の団体ですよということなんでしょうけど、いろいろな補助事業の関係、いろいろあると思うんですね、考え方が。</p> <p>ずっと行くのか、それともある一定の期間でまた考えるのかとか、そういうところの問いなんですけどね。</p> <p>この筑前米つき唄が、文化協会の3月の発表とかですね、体育祭とか、いろいろなものでは確かに唄われてはいると思いますが、じゃあ、今度、この米つき唄を今後どのようにしていくのかというのが、やっぱり見えてこない、ずっとこのままですかというのが、ちょっと観点です。以上です。</p>
委員長	教育長
教育長	<p>以前ですね、文化協会の中に一緒に予算として計上したことがありました。1年ほどですね。</p> <p>ただ、文化協会の方からいろんなご指摘を受けてですね、これは、協会のあれとはちょっと違う部分で、先ほど議員言われたように、地域の伝統芸能を掘り起こして、昔からのいわゆる伝統文化ですね、それを引き継いでいっている意味があるんで、その辺は違う性質のものとして理解していただきたいということで、私のほうに依頼がありまして、その辺はですね、掘り起こした経過とか、または九州の唄に放送したりとか、またいろんなところで公演したり、そういう部分の民俗文化としての捉えはですね、確かにありますので、それは大事にしていきたいと。それで別個にしています。</p> <p>今後においては、せっかくそういう掘り起こして、継承していっているものだから、今後に繋いでいきたいという思いはあります。</p> <p>その1つの取り組みとして、昨年子ども文化祭の中でですね、実際に保存会の方に来ていただき発表していただくと。ただ、これに「かたらんね」だけでは、どんな唄なのかとか、どんな取り組みなのか分からないので、まず、児童生徒にそういうのを披露してくださいという形でやって、今後それを継承していきたいなという思いはあります。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>ページはありません。</p> <p>学校の運動遊具の購入について、考え方を尋ねたいと思います。</p> <p>この運動遊具というのは、学校で使っている綱引き用の綱とか、いろんな用具があると思うんですが、その購入というのは、どのような状況の中で、新しいやつが買えるとか、そういうふうな、何と言いますか、用具の古さとか年月とか、そういうもの等で考えているのかどうか、お尋ねしたいと思います。</p>
委員長	教育長
教育長	<p>いろんな用具があるからですね、最終的には学校長の判断で購入をしているということで、今までやってきております。</p> <p>その学校長の判断の部分で、耐用年数とか老朽化とか、教育の備品なりが教材と</p>

	<p>して耐えられないというような状況の判断で買い替えたりとか、だから、長く持つものもありますし、使い方の頻度が多いとかいうものにおいては、単年度で終わるとかですね、最終的には学校長の判断ということで購入をしております。</p>
委員長	<p>以上をもちまして、教育課の質疑を終了したいと思います。 暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(16時43分)</p>
委員長	<p>再開します。</p> <p style="text-align: right;">(16時46分)</p>
委員長	<p>続きまして、議会事務局の質疑を行います。 議会事務局への質疑がございますか。 (質疑なし)</p>
委員長	<p>ないようですので、質疑を終了します。</p>
散会	
委員長	<p>これもちまして、本日の審査は終了しました。 明日3月11日は、午前9時30分から再開します。 本日は、これにて散会します。</p> <p style="text-align: right;">(16時47分)</p>

東峰村議会予算審査特別委員会会議録

平成27年3月11日
(第 3 日)

東 峰 村 議 会

平成28年度 東峰村議会予算審査特別委員会議事日程

平成28年3月11日開議

- 日程第 1 議案第19号 平成28年度東峰村一般会計歳入歳出予算について
- 日程第 2 議案第20号 平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 3 議案第21号 平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 5 議案第22号 平成28年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について

開 会	
委員 長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>今日はですね、3月11日、東日本大震災が起きまして5年になる日でございます。東日本大震災の犠牲になられました方々のために、黙とうを捧げたいと思います。</p> <p>ご起立ください。</p> <p>黙とう。</p> <p>(全員黙とう)</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
委員 長	<p>お直りください。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>ただ今の出席委員数は9名です。</p> <p>定足数に達していますので、10日に引き続きまして、予算審査特別委員会を開催します。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
委員 長	昨日に引き続き、質疑を行います。
日程第1	
委員 長	<p>日程第1 議案第20号「平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>7番 高倉委員</p>
7 番	<p>これは、私たちの地区は、黒谷水道ということで、今までずっと自分たちで管理してまいりました。それが先日ですね、ちょうど私のところに上るところで、パイプの破損だろうと思います。水が土管の外にどんどん流れですね、私たちのところの2軒の水が止まりました。</p> <p>それで工事をしていただいたんですけども、非常に地中深く、1m50近く埋まっておりますたいへん大きな工事になったわけです。</p> <p>それで役場の職員の人に、これはえらい大きな工事になるから、役場のほうで少しは補填できんかと申しましたところ、私たちは水道料金を払ってないから、それは自分たちでやってくださいと言われました。</p> <p>この簡易水道の中にですね、繰入金一般財源から入っておりますよね、たいへん大きな額が。これが村からの補填がなくて、水道の会計だけでやっておるのであれば、それも致し方ないかなと考えておりますけれども、これだけの大きな金額が入っているということは、私たちは今まで村に全然迷惑もかけてないと、自分たちで管理しておりましたので。</p> <p>そこのところをやはり考慮してですね、少しぐらいの手立てというんですか、助成というんですか、そういうものはできないかなと思って、ちょっと質問をいたしております。</p>
委員 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>黒玉地区につきましては、地元管理の水道施設ということでですね、今までずっと地元のほうで維持管理をしていただいているというような状況でございます。</p> <p>他にも村の中に飲料水供給施設等ありましたが、1地区については水道料金を徴収して、村が維持管理しているというような状況でございます。</p> <p>現時点で、水道料金等を取っていない地区については、地元でそういった修理等維持費をしていただいているというような経緯でございます。</p>

	<p>ただ、今回かなり大きな工事だったということでございますが、ちょっとそのあたりの金額等についても、ちょっと情報が村のほうにも入っていないというような状況でございます。</p> <p>負担の大きな事業というようなことであればですね、またそのあたりは協議をさせていただければなどは思っております。</p>
委員長	7番 高倉委員
7番	<p>確かにですね、黒玉は自分たちでやっておるから、自分たちのところは自分たちで責任取れと、面倒見れという考えも分からなくもないですけども、先ほども言いましたように、一般財源から、これだけの大きな金額が簡易水道の中に入っているんですよ。</p> <p>だからそれは、じゃあ何のために入れているのかというふうに、私たちはちょっと言いたくなるわけですよ。</p> <p>今まで24年の大水害のときも、皆さん分からないと思いますけど、上のほうのパイプが外れてですね、もう大雨の中地区のみんなが出て、修理した経緯もあります。</p> <p>そういったことを、もしあれが本当に村の水道であれば、職員さんたちが出て、やらなきゃならないんですよ。そういったことも加味していただかないと、そこは村の担当ではないから、あまりにも自分たちでやってくれでは、ちょっと話が違うんじゃないかなと考えております。</p> <p>はっきり申しまして、今度の水道の工事費用は、48万なんぼ、49万なかったくらいですけどね、そのくらい来ております。それを2軒で払えということになると、ちょっと非常にきついですよね。隣はおばちゃん1人だしですね。</p> <p>そういうことも加味していただいて、やはりこういうふうに普通の村民の方にも、3億何千万も出しておるんであれば、やはりそういったところもちょっと助成はできないかなと思っておりますけど。</p>
委員長	建設水道課長
建設水道課長	<p>先ほどの一般会計の繰入金のこと、ちょっと補足でございますけども。</p> <p>会計の繰入金というのはですね、基本的に水道事業を行った、ほとんど借金でやっております。その国が認めた部分を一般会計から繰り入れていいということがございますので、実際いうと事業をしたことによって、どうして借金をしなくちゃいけない。その一部を一般会計から、もう年々ですけど、ずっと何年間を通して補填していただいているというのが実情でございます。</p> <p>それと先ほどの件で、黒玉地区がですね、当時、鼓浄水場系統の工区を平成17年に開設されたときに、加入とかそういったお話もあったのではないかと、一緒に入りませんか、ということではございませんでしたでしょうか。</p> <p>そういったのがあればですね、ぜひ、そのときに入っていたいただければと思っております。ちょっと補足ではございますが、そういったこともあったと思います。</p>
委員長	<p>高倉委員、今の質問はですね、予算に関わる部分もあるし、関わらない部分もございまして、その問題だけをずっと引きずると、ちょっと予算とまた関係ない部分もございまして、さっき日野課長が申しましたように、協議をしたいということでございまして、村当局とですね、また別な場を設けて、相談をしていただきたいと思います。</p> <p>他に、ご質問ございますか。</p> <p>6番 梶原委員</p>
6番	191ページ、2款1項1目の1節ですが、新規の加入分担金、これは、地区名

	と何戸あるのか、教えてください。
委員長	樋口係長
建設水道課係長	これにつきましては、来年度建設される予定でございます、仮称でございますけど、小石原上町団地の10戸と、プラス合併浄化槽がどうしてもできますので、そちらのほうの1戸で、11件でございます。
委員長	他に、質問は。 ないようでしたら、簡易水道事業の質疑を終了したいと思います。 暫時休憩します。 (9時41分)
委員長	再開します。 (9時43分)
日程第2	
委員長	日程第2 議案第21号「平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」 質疑を行います。 質疑はありませんか。 5番 高橋委員
5番	ここの子ども医療費助成に関する部分で、ちょっとご質問したいと思います。 先月2月26日の西日本新聞に、国の負担減額一部廃止へということで、記事が出ていたので、ちょっとその部分でお聞きしたいと思います。 記事の内容はですね、厚生労働省は25日、子どもの医療費を独自に助成する市区町村に対し、国民健康保険の国庫負担金を減額しているペナルティ的な措置について、一部廃止する方向で検討に入った。ということで記載されておりました。 本村も子どもの医療費助成、村独自に行っている部分があるかと思います。 国からのペナルティ的な措置が現在行われているのか。そして、もし減額されているのであればどれぐらいの額なのか、お願いいたします。
委員長	岩橋係長
保健福祉課係長	今、おっしゃられていた減額措置というのはですね、国の国庫補助金を今、国保会計で受けておりますけれども、これが独自に地方単独でやった場合、一定割合程度その補助金を減額されるという措置で、これは、補助金を申請するときに自動的に計算をされて減額を受けております。 ちょっと詳しい、これがいくらというのを、はっきり手元に資料がありませんけれども、以前ちょっと計算したところであれば、150万から200万ぐらいは減額されていたというふうに記憶しております。以上です。
委員長	5番 高橋委員
5番	減額されてくる部分では、ちょっといろいろ調べたら、この国庫負担金の療養給付等負担金と普通調整交付金、こういったところなんですか。
委員長	岩橋係長
保健福祉課係長	議員おっしゃるとおりですね、減額されている分につきましては、調整交付金と療養給付費負担金、この2本ということになっております。
委員長	5番 高橋委員
5番	国のほうもですね、各市町村がもう一斉にということかですね、子ども医療費助成ということで動いていることに対し、各市町村もいろいろ要望等を国にしていることから、この一部は廃止していく方向という部分も出てきているということなんですけれど、まだこれがどう動くか分からないんですけれども。 ちょっと今回質問させていただいたのが、もし、この一部廃止部分、どの辺が廃

	止されるか、記事の中では未就学児という部分が、もう一斉にペナルティー解除されるのかなという部分も出てきていて、現在のこの地方創生の中にも、子どもの医療費助成の部分書いている部分で、もしそういった部分で新たに財源がですね、一部ペナルティーが廃止されることによって、国からの交付金のほうが多くペナルティーが解除された分ですね、出てくるのであれば、また、国保ということで会計的に、ちょっと自分もまだ頭で整理できてないんですけども、もう少し医療費助成のほうを進めることができるのかなと思ったんですが。その辺の検討というのはできるのでしょうか。
委員長	岩橋係長
保健福祉課係長	基本的に国保会計ということでありますので、なかなか単費的な医療費助成という方向では、この会計からはちょっと難しいかなというふうには思いますけれども。ただ、波及減のカット、この分が廃止ということになりますと、当然その分補助金のほうが減額されている分が多く来ますので、保険税のほう、こちらのほうの影響的なもの、これが充足されますので、過度に保険税を上げるとか、そういったことにはなかなか繋がらないということで、国保会計にとっては非常に助かるという側面があるというふうには考えております。以上です。
委員長	5番 高橋委員
5番	現在も一般会計から法定外繰入されているかと思います。 この負担金の額が、減額分増えるのであれば、もちろん法定外繰入という部分の額も減って来るので、その分の財源ですね、一般財源として表れた分で、もし子どもの医療費助成、学年を上げた部分であったり、そういった部分にも繋がってくるかなと思います。 もし、そういった部分、また検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	子ども医療費の拡大につきましては、もう全体的な国の流れがですね、やっぱり子どもを育てる環境をつくろうという大きな流れがございますので、とりあえず今度、小学校までが全額医療費の拡大、今年ですね、10月に予定されているところですけども、そのあたりに合わせましてですね、村の単費での継ぎ足しでの拡大というのを、検討を今急いでいるところでございます。 大きな流れとしては、そのような方向に、担当課としても持っていくべきではないかと思っているところでございます。
委員長	他に、なければ、国民健康保険事業特別会計の質疑を終了いたします。
日程第3	
委員長	日程第3 議案第22号「平成28年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」 質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
委員長	なければ、質疑を終了します。
休憩	
委員長	10時まで休憩します。 (9時50分)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (10時00分)
日程第4	

委員長	<p>日程第4 議案第19号「平成28年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」 総括質疑を行います。 質疑はありませんか。 7番 高倉委員</p>
7番	<p>私は、地域おこし協力隊のことで、皆様がどのようにお考えなのかをお聞きいた したいと思います。 今おられる福永隊員がですね、こういうものを出しておるのは分かっておらると 思いますけれども、これが、すべてが悪いというわけではないんですけども、自 分の自由な時間が制限されるというデメリットもありますとか、また、消防ですね、 これは、訓練や訓練後のコミュニケーションがストレスになってくる場合もありま すと。 こういうふうに、ちょっと自分たちから考えたらですね、入ってくるときに、お そらくこれは、役場のほうが、行政のほうが、こういうことがありますというふう なことを言われておると思うんですけども、こういったことを書いてですね、聞 いた話、本人から聞いたわけじゃないですけど、これを見るのに100円を取ると かいう話を聞いたんですよ。 こういうことを、いくら個人のあれかもしれないけれども、そういったことは許 されるわけですかね、ちょっと私はそのところが納得できないのですね、地域 おこし協力隊でここに来ておって、東峰村批判とまでは言ってませんが、何かい かにも田舎ではちょっとやりづらいなみたいな感じの意見なんですよ。 ですから、こういったことを、今度来られる隊員の方に思われたら、ちょっと困 るなどと思って、この質問をいたしておりますけど、いかがでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	<p>議員ご指摘の件についてはですね、私も読まさせていただいておりますけど、あ くまでも個人的なブログの中だと解釈をしております。 ただ、やはり議員ご指摘のようにですね、いくら個人のブログであっても気をつ けないかんところはですね、気をつけていただかなければならないと思いますし、 あと、消防団員云々等につきましても、それは、採用時点とかですね、申してお りますので、それは個人の考え方がいろいろありますし、それに対していろいろ言 うことは、ちょっと避けたいと思っております。 今後、今、隊員を募集しておりますけれども、そういったところについてもです ね、そういったところについては、また、指導等とかですね、要件等を付けていき たいと思っております。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>ページは154ページの7款2項の3目ですね、15節の工事請負費のところの 3、700万の中なんですけど、これは、観光施設管理費の中で、鼓の里の直売所の 工事1、400万等もこの中に入っていると思います。 これは、企画政策課長に尋ねたいんですが、どのような改修的なことになってい るのか、まずお尋ねします。</p>
委員長	企画政策課長
企画政策課長	<p>1、400万の鼓の里の改修工事でございますが、今、農産物直売所とテナント が入っているのは、別々になっています。それをいろいろ1つにするとか、別にす るとか協議が鼓の里の中でありましてですね、結論的には別々のほうで工事してい こうとなりました。 そして、今のテナントが入っているところの間仕切りがありますよね。今まで売 っていたところは、ちょっと今陶器部門がないんですけどね。</p>

	<p>間仕切りをオープンにして、そして、どこでも見えるような感じで、間を置いてですね、そして、構造物は変えませんが、構造物はですね。</p> <p>その中で、いろんな間仕切りを変えたりしながら、また新しく陶器コーナーを置くということを聞いております。</p> <p>それとプラスしまして、屋内の中にトイレがございます。そのトイレは今閉鎖している状態でございますが、そのトイレを、合併処理にはしませんけども、簡易水洗にしてですね、そして身体障害者用のトイレも入れながらリニューアルという方向で、今、進んでいるようでございます。以上です。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>改修をするんだったら、建設的な投資をするんだったら、やはり使いやすい、それから利用客が増える、それから、農産物の出荷者も出しやすいような、やっぱり施設の改修をしてもらいたいなというふうに思います。</p> <p>これは、鼓地区が中心ではあるとは思いますが、出荷者は、宝珠山地区からのほうも出荷されているというふうに聞いております。こういうふうに拡充をするんだったら、拡充をするだけの今度は、また、利益とか、その施設が活気づくような施設づくりをやってほしいなという思いがありますので。</p> <p>これはもう建設費が決まっているみたいですか、中の施設の関係は、特にまた検討しながら、寄りやすいとか利用しやすいとか、そういうもので考えてほしいというふうに思っております。以上です。</p>
委員長	村長
村長	<p>今、議員言われるようにですね、これが、本来ですと、鼓の里という名前のとおりですね、鼓地区の施設だったろうと思いますけれども、今は聞くところによりますと、農産物の出荷等宝珠山の出荷者のほうがですね、半数近くになっているというところであります。</p> <p>議員のご指摘を踏まえまして、鼓の里の役員会のほうにもですね、やはり改修をすることによって、今後も利用客が増える。それから良い店舗となるようなですね、ことは伝えていきたいと思っております。</p>
委員長	2番 伊藤委員
2番	<p>ページはですね、154ページ、7款2項3目、観光施設管理費、昨日から指定管理料の関係で、同僚議員からもいろんな質問があってございました。</p> <p>この指定管理料の見直しについては、一昨年から比べると、非常に現実的な形での見直しがされておるということで、よく分かると言いますか、きちっとしたこういうものでですね、指定管理料を指定していかなければならないということはあるかと思えます。</p> <p>ただ、その中で小石原焼伝統産業会館、これの指定管理料の中でですね、これは、また議会のときに、陶の里館の陶器の売上の問題等、いろいろお話はあったかと思えます。</p> <p>それで、この指定管理料の今度の一覧の見直しの中で、別個に入れてあると。指定管理料とすれば、計算上はマイナスが500何万だという形であるんですけど、それプラス、この道の駅の陶器の売上を足してあるという形ですね、指定管理料を設定されてありますけれども、これ400万の道の駅の分については、これは収入に入れるか、もしくはこの中から引かなきゃいけないんじゃないかと。</p> <p>考え方から、私はちょっと、ざっと考え方から言わせていただく、400万をただでやると、回すという形に見えるわけなんですよ。</p> <p>これは、考え方が少しおかしいんじゃないかと。他の施設は、そういうものに対して、きちっとやっておるのに、確かにこれは入ってます。でも、これは収入に入</p>

	れんで、ただでこれ伝統産業会館に出すんですかと、いうことになりますのでですね、このところはちょっと考えていただかなければいけないんじゃないかと思いたすがいかがですかね。
委員長	暫時休憩します。 (10時12分)
委員長	再開します。 (10時14分)
委員長	企画政策課長
企画政策課長	議員さんご指摘のとおりでございます。誠にですね、そのように私も思います。この議員さんに配った資料の中にもですね、この400万というのを入れておりました。 というのは、前回と比較したときですね、見やすい資料として作ったわけですが、本来ならば、これは、ここには上がらない数字ということでございまして、指定管理料の中には含まれない。 ただ、補助金として別で流すという方向でございます。以上です。
委員長	2番 伊藤委員
2番	今の、最後のほうはよく分からなかったんですけど。 じゃあ、これは入れなくて、補助金でただ、伝産館に入れるということですか。そういう意味で、今、言われたんですかね。
委員長	企画政策課長
企画政策課長	指定管理料としてはですね、決定の507万というのが指定管理料になります。そして400万というのは、小石原焼陶器組合に対してですね、補助金ということに流すという方向でございます。
委員長	暫時休憩します。 (10時15分)
委員長	 (10時16分)
委員長	企画政策課長
委員長	村長
村長	伝産館につきましては、伝産館ができた当時からですね、道の駅の陶器の売り上げの中から一定料を伝産館の運営費用に充てるということがありました。 したがって、今回の伝産館の予算としてはですね、一番下に書いてあります907万程度になるわけですけども、今、道の駅から寄付金が400万あるということで、決定額の507万を伝産館の指定管理料としているところであります。
委員長	2番 伊藤委員
2番	そうしますとですね、これは、この400万は収入の中に入らないかんのではないですか。運営をですね、していくために結局マイナス500万になっとるんですよ。 じゃあ、この目的の分ですね、400万の目的、この目的は、伝産館を運営するために、そうやって言い方は悪いんですけど、迂回みたいな形で入ると。 だから、じゃあそれはそれでいいですよ。でも、そしたら収入に上げて、じゃあ指定管理料は減らさないかんやないですか。これだけ、マイナスだけが出てですよ、この寄付として回している分については、全然考慮してない、そのままです。 そうしますと、他の指定管理のところとつり合いが、僕は取りないんじゃないかと。収入の中で考えて、多少案分はあってもですよ、そういう形の中で出すのが普通ではないかと。

	<p>確かに、これをしておる陶器の方たちが一生懸命、一生懸命というか作って、それで売り上げがあって、できたものを伝産館のほうに入れておるんですけども。</p> <p>でも、そしたら、なおのこそ僕は収入に入れるべきだと。その分があるから案分して、多少ですね、変わっても、この指定管理料はまるまる考えた金額で出てくるというのはですね、ちょっと納得がいかないしおかしいと考えるわけなんですよ。</p> <p>ですから、収入の部分で入れて、もう一度再度計算し直すということならば分かるんですけども、これは別箇ですよ、ただ500万だけマイナスだから払いますよということじゃないんじゃないですかね。</p>
委員長	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時19分)</p>
委員長	<p>再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10時21分)</p>
委員長	副村長
副村長	<p>先ほどの伊藤委員のご指摘についてでございますけれども。</p> <p>こちらの伝統産業会館の指定管理料につきまして、今回の指定管理の見直しの中で、純粹に指定管理に係る経費とそうでないもの、そこを分けたというところがございます。</p> <p>その中で、従来の道の駅からの寄付金につきましては、伝統工芸の振興のために別途陶器組合のほうに補助をするという形で、商工施設管理費の中の伝統工芸支援補助金400万円ということで、計上する予定にしております。</p> <p>それとは別に指定管理料といたしまして、同じく商工施設管理費の中の指定管理料515万3千円の中に道の駅と伝産館の指定管理料が入っているということでございます。</p> <p>したがいまして、この議員の皆様にご配布しております資料の中で、その400万円というのが入っておるといふところは、そもそもちょっと目的が違うものでございますので、そちらに記載していたのはちょっと不適當だったと思っております。</p> <p>それにつきましては、申し訳なく思っております。以上です。</p>
委員長	2番 伊藤委員
2番	<p>今ですね、副村長がおっしゃられた分については分からなくはありませんよ。分からなくはないんですが、結局、売上ですよ、売上とは違いますということなんですけども、伝産館の管理費用ですてね、管理費用は変わらないわけですよ。</p> <p>だから、それで目的として相当というものは分かります。</p> <p>だから按分でもね、何でもあるんじゃないですかと、これはもうだめですかって、だから意味は分かるんですけども、考え方として、じゃあ、他のところとはどうなるんですかと、いうところもあるかと思うんですよ。</p> <p>私は、思うのは、だから、これ費用の中でですね、収益に入れてでも計算して、全部引きなさいという話ではないんですよ。ただ、他との兼ね合いもあるしいろんなこともあるから、ただ、やはりこれは、そのまんまというのは、この指定管理料を見直す中で、やはり考えるべきではないんですかと。</p> <p>ですから、まるまるこの400万がいかにという話じゃないんですけども、考えるべきじゃないんですかと、いうことを言っとるんですよ。</p> <p>ですから、それは確かに補助金だから別に入れんでもいいという考え方もあるでしょう。しかし、全体として見ればですよ、それも補助金も村が払うんですよ。指定管理料も村が払うんですよ。</p> <p>言い方が迂回とかいう話になってもですよ、それは、やはりこれは考えるべきものではないんじゃないですかね。</p>

委員 長	暫時休憩します。 (10時25分)
委員 長	再開します。 (10時55分)
委員 長	村長
村 長	伊藤均議員のですね、指定管理料の算定についての話なんですけれども、指定管理料の基準の算定につきましては、来年度に向けて、また検討をしていきたいと思っております。
委員 長	伊藤委員、よろしいですか。 6番 梶原委員
6 番	私は質問というよりもですね、これは提案ですが。 予算書の中にですね、例えばですよ、139ページの3款2項1目、19節施設型給付費とありますが、この横に美星保育所というのを、コメントじゃないですけど、入れられないもんですかね。 全体的に書いてないですが、これは、村長にお願いするしかないんですけども、こういった予算を作る中で、やっぱり分かりやすい予算を作るためにもですね、コメントとかそういうのを入れられないものか、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。
委員 長	総務課長
総務課長	ただ今ご指摘いただいたところはですね、3款2項4目の児童福祉施設費、目自体にですね、直営分というのがございますので、そこで判断していただければというところで、細かい名称は入れてないと思うわけでございますが。 その他ですね、例えば需用費の中で修繕費、それとか委託料、その他委託料、その他工事費とか、そういった項目もかなり出てきております。そういった部分についてはですね、できるだけどの部分の修繕費であると、そういった説明をですね、今後できるだけ書けるようにしたいと思います。 ただし道路維持費とかですね、そういった部分で場所の限定されていないものとか、そういったものもございまして、そういったものは単に工事請負費とか、そういう形になるうかと思っておりますが、来年に向けてできるだけ努力したいと思います。
委員 長	6番 梶原委員
6 番	総務課長のほうから、今、回答がありましたけれども、ぜひともですね、もう決まったところはですね、もう決まって、地区とかどこの地名とかですね、決まったところは書いていただければですね、この主要事業の説明書を見れば分かるじゃないですかって言われるかもしれんですが、簡単のところは書いていただければいいと思いますので、ぜひともお願いをしたいと思います。回答は要りません。
委員 長	8番 佐々木委員
8 番	総括的な質問ではなく、意見を述べておきたいと思っております。 28年度から地方版総合戦略が業務として出てまいります。今まで従来の業務の他に、この地方版総合戦略の業務がまた出てくるということで、非常に職員の方は大変なまた5年間あるいは4年間になるうかと思っております。 また、内部的な人事異動等もあるかもしれませんので、特に、この地方版総合戦略については、やはり工程表なり進捗状況がある程度把握できるように、必ず所管の課はやっておいていただきたいと、このように思っております。 また、私どもの所管の委員会としても、特に注視をしながら検討もしていきたいと、このように考えておりますので、執行部のほうに要望しておきます。
委員 長	他に、ありますか。

	5番 高橋委員
5 番	<p>昨日も質問したんですけれども、163ページ、10款1項2目教育委員会事務局費の就学資金利子補給金補助金、利子補給金していただくのはすごくありがたいんですけれども、一応、これが地方創生にあたってはですね、村に子どもたちが戻ってくるようにというのが、最終的な目標にもなっているかと思えます。</p> <p>いろいろ試算したところ、昨日は総務課長の、一応ご意見的な試算はいただいています。それを計算したらですね、例えば月10万という部分レベルで考えた場合に12月、高校の場合3年ですね、で360万。それを10年間返して行って、12月で割ると、毎月3万ずつ返していくと。</p> <p>高校卒業で初任給、今、村の場合は144,600円、マイナス3万引いた場合に11万というぐらゐの実費、もう少しですね、たぶん手取りは減ってくると思います。</p> <p>大学の場合は、10万×12月×4で480万、で割る10年の12月、毎月4万円ぐらい。大学卒の初任給が166,100円という部分で、4万引いた場合に12万、手取りの場合代替10万ちょっとあるのかな、どうなのかなといった部分で、そういった部分で、なかなか村に帰って来ても、なかなかローンというかですね、返済を考えると、確かに親御さんたちの協力があるってその部分もあるかと思いますが、自立した生活というのはなかなか難しいのかなという部分もあります。</p> <p>利子補給という部分で、総合戦略に上がっていますけれども、やはりもう少しそのKPI、KPI自体が大学を卒業した後に村に滞在、居住した人数というのものが上がっております。</p> <p>その部分利子補給、もう少し今後のですね、検討委員会とか検証委員会等でも、やはりこの辺していかないと、利子補給で大丈夫かなと思う部分ありますが、検討いただけますでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	検証委員会がありますので、その中でまたその辺りは検討をさせていただければと思っております。
委員長	5番 高橋委員
5 番	<p>ぜひ、検証していただきたいなと思います。</p> <p>今のはあくまでも14万と16万の部分の初任給に関しては、あくまでも役場ということで、やはり民間はもっと、もっと厳しい部分あるかと思えます。</p> <p>指定管理の話、ぶり返したくはありませんが、やはり臨時職あたりであれば日額の賃金が6,200円ですから、そういった部分も出ている中で、なかなか戻って来にくい、そういった負担があるがために戻って来にくい東峰村ではいけないのかなと思うところでありますので、ぜひとも検討をよろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>なければ、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
委員長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>議案第19号「平成28年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」を、お諮りします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
委員長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決するものと決定しました。</p>

日程第5	
委員長	日程第5 議案第20号「平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」 総括質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
委員長	なければ、質疑を終結いたします。 討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
委員長	ないようですから、討論を終結いたします。 議案第20号「平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」を、お諮りします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
委員長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決するものと決定いたしました。
日程第6	
委員長	日程第6 議案第21号「平成28年度東峰村国民健康事業特別会計歳入歳出予算について」 総括質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
委員長	なければ、質疑を終結いたします。 討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
委員長	ないようですから、討論を終結します。 議案第21号「平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」を、お諮りします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
委員長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決するものと決定しました。
日程第7	
委員長	日程第7 議案第22号「平成28年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」 総括質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
委員長	ないようですから、質疑を終結いたします。 討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
委員長	ないようですから、討論を終結いたします。 議案第22号「平成28年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について

	て」を、お諮りします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
委員長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決するものと決定しました。
閉会	
委員長	以上で、本予算審査特別委員会に付託されました案件の審査が終了いたしました。 これをもって、予算審査特別委員会を閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 本委員会の報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 皆様のご協力によりまして、付託されました案件の審査が無事終了いたしました。 厚く御礼申し上げます。 これをもって、予算審査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。 (11時06分)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。 委員長